



東松山市 文化財保存活用地域計画



令和6年3月
東松山市教育委員会

はじめに

東松山市では、令和3年（2021年）に「第五次東松山市総合計画後期基本計画」を策定し、市の将来像を「住みたい、働きたい、訪れたい 元気と希望に出会えるまち 東松山」と定めています。またその実現のためのまちづくりの柱の一つとして「人と地域がつながる 支え合いのまち」（協働の分野）を示し、その中で「文化財の保護と継承」「文化財の啓発と活用」の施策を掲げています。

現在、自然災害や少子高齢化、社会生活の変化などにより、文化財を取り巻く環境は大きく変化しております。そうしたなかで東松山市の先人たちが守り継いできた文化財を確実に保護し、後世に守り伝えていくためには、文化財継承の担い手を確保し、地域で文化財を守っていく保護体制の確立が必要です。

そこで当市では、目指すべき文化財保護の将来像を掲げ、その実現のために乗り越えるべき課題と、課題解消に向けた方針を定め、それらに基づく具体的な施策を計画的に進めていくために「東松山市文化財保存活用地域計画」を作成し、令和6年（2024年）7月に文化庁長官より認定されたところです。今後は本計画に基づき、行政だけでなく、文化財所有者や地域住民、学術機関、民間団体など、様々な立場の方々と連携し、まさに地域総がかりによる文化財の保存活用のための取組を推進してまいります。

結びに、本計画の作成にあたり、ご尽力いただきました東松山市文化財保存活用地域計画協議会の皆様をはじめ、貴重なご意見いただきました東松山市文化財保護委員や東松山市文化財専門調査員、市民の皆様、ご指導賜りました文化庁地域文化創生本部や埼玉県教育局市町村支援部文化資源課の皆様に深く感謝申し上げます。

令和6年7月

東松山市教育委員会

例 言

- 1 本書は、文化財保護法第183条の3に基づき、東松山市教育委員会が作成した文化財保存活用地域計画を記したものである。
- 2 本計画は令和2年度から令和5年度までの4か年で作成した。
- 3 本計画は東松山市文化財保存活用地域計画協議会を組織して作成した。
- 4 本計画は「第五次東松山市総合計画」を上位計画として位置付け、「第2期東松山市教育振興基本計画」などその他の関係諸計画との整合を図った。
- 5 本計画の作成にあたっては、埼玉県文化財保存活用大綱を勘案した。
- 6 本計画の作成にあたっては、令和4年度及び5年度に文化庁の文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）を受けた。
- 7 本計画の執筆・編集は、文化庁の指導・助言のもと、東松山市教育委員会生涯学習部生涯学習課埋蔵文化財センターが行った。
- 8 本計画の作成にあたっては「東松山市文化財保存活用地域計画作成業務」として委託契約を結んだ国際文化財株式会社の業務支援を受けた。

目次

はじめに

例言

序章

1 計画作成の背景と目的	1
2 地域計画の位置づけ	3
3 計画期間	8
4 計画の進行管理と評価の方法	8
5 計画の対象	10
6 計画作成の体制と経過	10

第1章 東松山市の概要

第1節 自然的・地理的環境	13
第2節 社会的状況	18
第3節 歴史的背景	28

第2章 東松山市の文化財の概要

1 文化財とは	71
2 東松山市の文化財	72
3 文化財関係把握調査の概要と未指定の文化財	80
4 地区別の文化財	85

第3章 東松山市の歴史文化の特性

第4章 東松山市が目指す文化財保護の将来像

1 文化財保護が生み出す東松山市の将来像	93
2 東松山市の文化財保護の基本理念	93

第5章 文化財の保存・活用に関する課題と方針

1 文化財の保存・活用に関する方向性と課題	95
2 文化財の保存・活用に関する方針	97

第6章 文化財の保存・活用に関する措置

1 文化財の保存・活用に関する措置	101
-------------------	-----

第7章 文化財の保存・活用の推進体制

1 東松山市の体制	107
2 文化財保護におけるそれぞれの役割	109

第8章 文化財の防災・防犯

1 想定されるリスクと対策	111
2 文化財の防災・防犯に関する課題と方針	113
3 文化財の防災・防犯の措置	114

巻末資料	115
------	-----



序章



1. 計画作成の背景と目的

東松山市は昭和29年（1954年）7月1日に松山町・大岡村・唐子村・高坂村・野本村の1町4村が合併して誕生した市で、埼玉県のほぼ中央に位置し、市域には国・県・市指定等文化財が計130件（令和6年3月時点）所在しています。平成10年（1998年）には東松山市埋蔵文化財センターが開所し、市内出土の埋蔵文化財の収蔵保管のほか、文化財の保存・活用のための拠点施設として運用されています。

東松山市は東武東上線や関越自動車道など、都心とのアクセスに恵まれた交通体系のもと、都市機能と通勤に便利な住環境を併せ持つまちとして発展してきました。現在では「観光振興」、「産業振興」、「子育て支援」、「防災・減災対策の推進」、「地域福祉の充実」を五つの柱とし、「住みたい、働きたい、訪れたい 元気と希望に出会えるまち 東松山」の実現のため、市を訪れる人の増加や定住促進に向けた施策を進めています。代々市域に住む市民と、新たに市に居を定めた市民とが入り混じる中、文化財の守り手である地域のコミュニティも日々刻々と変化しており、文化財を後世に伝えていくためには、変化に応じた柔軟な施策が必要となってきています。

また東松山市は河川とその一帯に広がる低地や、台地、丘陵など、変化に富んだ地勢で、それぞれの地理的環境を上手に生かした土地利用・生業が地域の基盤となっています。その中で生まれ、守り継がれてきた文化財も地区によって様々で、地域の実情やニーズに即したきめ細かな文化財の保護施策が必要です。

「令和元年東日本台風」による豪雨災害では、都幾川・越辺川・新江川で堤防の決壊が発生し、市域の一部が浸水するなどの大きな被害を受けました。域内の神社など、一部の文化遺産も大きな被害を受けており、いつ来るかわからない災害から文化財を守るため、改めてこれまでの文化財防災体制を見直し、先手の施策が必要です。

近年、市内に所在する指定史跡を、地域のシンボルとして活用する機運が高まってきています。例えば「将軍塚古墳」（県指定）は、非破壊調査成果を受けて実施したシンポジウムに1,000人を超える申し込みがあるなど、地域の高い関心を集める史跡で、野本地区を中心に古墳の実態解明を求める多くの声が寄せられています。

また、長らく文化財保護行政の拠点施設としての役割を担ってきた東松山市埋蔵文化財センターは、収蔵資料の飽和や施設の経年劣化が進んでいます。中長期的な見通しに立った抜本的な対策と、これからの文化財保護体制を踏まえた新たな施設利用の在り方を示す必要が生じています。

国は過疎化・少子高齢化等の社会情勢の変化の中で各地域の貴重な文化財の滅失・散逸等を防止することを緊急の課題ととらえ、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かすことで、



文化財継承の担い手を確保し、“地域社会総がかり”でその継承に取り組んでいく体制を確立することを目指し、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進、地方文化財保護行政の推進力の強化を図りました。平成30年（2018年）に文化財保護法を改正（平成31年〈2019年〉4月1日施行）し、都道府県は域内の文化財の計画的な保存・活用を図るために総合的な施策の大綱を策定できることと、市町村は都道府県の大綱を勘案した上で、文化財の保存・活用に関する総合的な計画を作成し、文化庁長官の認定を受けることができると規定されました。これらの仕組みによって各地域において、中・長期的な観点から文化財の保存・活用のための計画的・継続的な取組の実施が促進されるとともに、文化財行政が目指す方向性や取組の具体的な内容を明示することで、専門家のみならず、多様な関係者がこの取組に参画していくことが期待されています。

これを受け埼玉県では、全ての県民が地域の文化財等と触れ合う機会を増やし、その価値を知ることによって地域に愛着と誇りを深め、“地域社会総がかり”で文化財の適切な保存・活用を推進していくことを目指し、令和2年（2020年）3月に「埼玉県文化財保存活用大綱」（以下、「大綱」という）を策定しました。

こうした情勢を踏まえて、東松山市では、文化財を保護し、確実に後世に守り伝えていくためには、文化財を保護するための様々な取組に、市民、地域、行政などが、それぞれの立場を最大限に活かして主体的、効果的、効率的に取り組んでいくことが不可欠であると考えています。

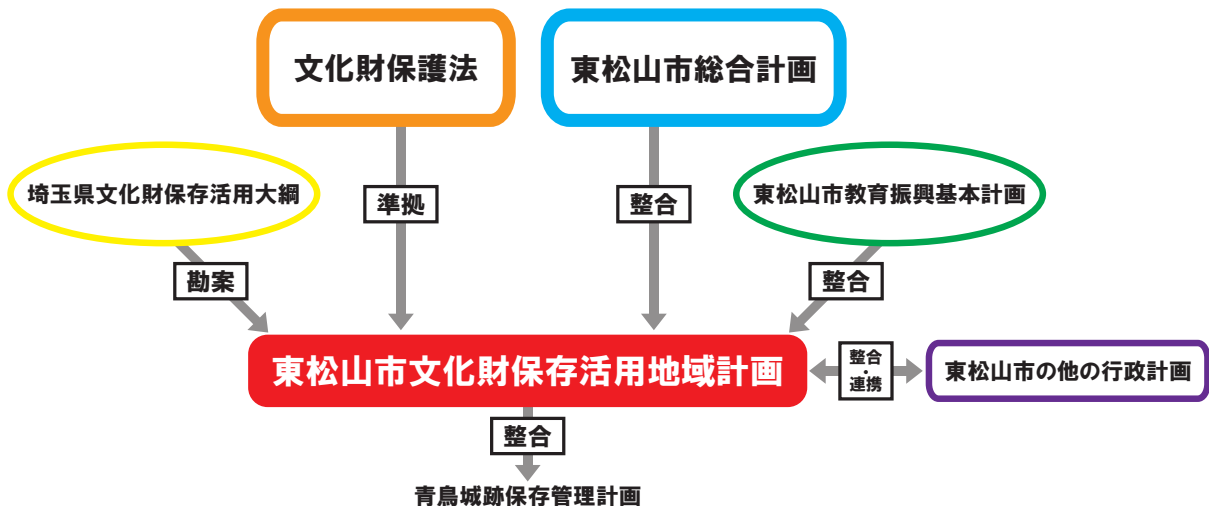
また同時に、地域の個性である文化財を、各々の地域が主体性をもって守り伝える過程を踏むことは、変化する社会の中で人と人をつなぐ一つの在り方であり、地域振興に資すると考えています。

そして、その実現のためには、市が目指すべき文化財保護の在り方や基本的な考え方、進めていくべき具体的な施策について、中・長期的な視点をもって取りまとめ、それらを明示する必要があると考え、文化財保護法第183条の3に基づき、「東松山市文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」という）を作成しました。



2. 地域計画の位置づけ

地域計画の作成にあたっては、「第五次東松山市総合計画」を上位計画とし、市各関連計画等との整合を図りました。上位計画と関連計画等における文化財の位置づけと取組については、以下のとおりです。



各計画との相関関係

1) 「第五次東松山市総合計画」

策定年度：基本構想	平成28年度（2016年度）
前期基本計画	平成28年度（2016年度）
後期基本計画	令和3年度（2021年度）
計画期間：基本構想	平成28～令和7年度（2016～2025年度）
前期基本計画	平成28～令和2年度（2016～2020年度）
後期基本計画	令和3～7年度（2021～2025年度）

計画のうち後期基本計画の詳細は「第3章 後期基本計画」に記載しています。後期基本計画は主に「分野別計画」、「地区別計画」、「リーディングプロジェクト」の三つに大別して記載しており、「分野別計画」の中には六つの「まちづくりの柱」を据えています。「まちづくりの柱6-協働」には「4-文化・芸術の振興」の項目があり、この中で「2-文化財保護」を記載しています。

「現況と課題」のうち、「④文化財の保護と継承」として、「大谷瓦窯跡」(国指定)・「将軍塚古墳」(県指定)などの「史跡」、「金谷の餅つき踊り」(県指定)などの「民俗文化財」、「三角



ぶちんしきくししんにじゅうきょう 縁陳氏作四神二獣鏡」(市指定)や「らいでんやまこふんしゅつどはにわ 雷電山古墳出土埴輪」(市指定)などの「有形文化財」をあげ、これらを「今日まで守り伝えられてきた貴重な財産である文化財」として未来に継承していくことが必要と位置付けています。また「②文化財の啓発と活用」について、前述のような考古資料を「機会を得て身近に触れることのできるもの」として位置づけ、機会を創出することで、市民と行政が一体となって守っていく体制の確立を課題としています。

またこの課題のうち、「①文化財の保護と継承」に関する取組として、地域計画の策定、史跡の景観保全、民俗文化財の後継者育成や指定文化財の管理を支援することを記載しています。また「②文化財の啓発と活用」に関する取組として、SNSやインターネット環境を活用した積極的な情報発信や、埋蔵文化財センターを拠点とする展示会やウォーキングイベントを実施することなどを記載しています。

2) 「第2期東松山市教育振興基本計画」

策定年月：令和3年(2021年)1月

計画期間：令和3～7年度(2021～2025年度)

七つの基本目標のうち「基本目標Ⅶ 文化財保護」として記載しています。「施策(1)文化財の保護と継承」については主な取組として、文化財の詳細を把握し、保存措置の一助とする調査を基軸に据えた「①文化財の調査・研究の実施」、積極的なパトロールの実施によって現状把握に努め、変化に即応した適切な管理につなげる「②文化財の保存・管理の充実」、伝統文化継承のための後継者育成について、今まで以上に関係団体と連携を深める「③文化財の継承への支援」の三項目を記載しています。「施策(2)文化財の啓発と活用」では、市ホームページや広報紙を積極的に活用することや、解説板・標柱などを設置する「①文化財の情報発信の強化」、展示会や講座、現地見学会を通して文化財に触れる機会を設ける「②文化財に親しむ機会の創出」、小・中学校などの学校教育施設や東松山市立きらめき市民大学などの生涯学習施設への出前講座(出張講座)を基本とする「③学校教育や社会教育の事業との連携」の三項目を記載しています。

3) 「東松山市地域防災計画」

策定年月：昭和38年(1963年)10月(東松山市防災会議条例施行)

(令和4年(2022年)3月修正)

「第2編 共通対策/第1章 施策ごとの具体的計画/第12節 市民生活の早期再建/第3 応急対策」の中で文化財の応急措置として、被害状況の把握や措置の役割分担や、発災時の対応例について記載しています。また、「第6編 事故災害対策/第11節 文化財災害対策計画」の中で防火対策を中心に具体的な対応計画を記載しています。



4)「東松山市みどりの基本計画」

策定年月：平成26年（2014年）3月（令和3年〈2021年〉3月改訂）

計画期間：平成26年3月～令和10年2月（2014～2028年）

「第2章 みどりの現状と課題/2-2 みどりの現況調査/(1) 緑地現況調査」の中で、指定文化財（主に史跡）は法や条例の規制を受ける「地域制緑地」に分類しています。「第2章 みどりの現状と課題/2-3 みどりに関するアンケート」の中で、市民2,000人を対象としたアンケートの中に、史跡に公園を求める声があったことを紹介しています。これを踏まえた課題として、史跡や名勝と一体となったみどりの維持管理と活用のための散策路や休憩施設の確保をすることと整理しています。これを受けて「第3章 みどりのまちづくりの方向性と目標/3-3 みどりの将来像」では「伝統的・歴史的風土や文化的意義を有する社寺境内地や史跡などと一体となったみどり」を「みどりの拠点」の一つとして「史跡のみどりスポット」と規定し、具体的な施策として「大谷 瓦 窯跡」（国指定）周辺の樹林地の保全を挙げています。

5)「東松山市都市計画マスタープラン」

策定年月：平成31年（2019年）4月

計画期間：平成31年4月～令和21年3月（2019～2039年）

「第2章 現状と課題」では八つの項目に分けて整理しています。そのうち文化財は「景観」の項目にて「景観資源」として一部を例出しています。「第3章 まちづくりの基本方針」では、「東松山の特色を生かし、個性あるまちづくり」の中で「景観拠点」の一つに“文化的景観”を据え、「第4章 分野別方針」で「歴史の面影を感じることができる貴重な地域資源として継続的な保全に取り組むとともに、風情ある落ち着いた景観の形成を図る。」と記載しています。また地域別の方針ではより具体的な文化財を挙げて記載しており、松山地区（地域）では文化財の集中地である「箭弓 稻荷神社」と「八雲神社の社殿」（市指定）を、大岡地区（地域）では「大谷 瓦 窯跡」（国指定）を、唐子地区（地域）では「青鳥城跡」（県指定）と、「菅沼氏一族の墓」（市指定）などがある「浄空院」を、高坂地区（地域）では市内で最も文化財が集中して残されている「正法寺」、野本地区（地域）では「将軍塚古墳」（県指定）を拠点的な景観資源として紹介しています。

6)「第二次東松山市観光振興基本計画」

策定年月：令和2年（2020年）3月

計画期間：令和2～7年度（2020～2025年度）

平成30年（2018年）の東松山市観光入込客数は、「箭弓 稻荷神社本殿・幣殿・拝殿」（国指定）をはじめとする複数の指定文化財を有する「箭弓稻荷神社」が一番多く、市内で最も観光客が訪れた観光資源となっています。文化財の中では、「箭弓稻荷神社」のほか、「正法寺」、「将軍塚古墳」（県指定）を市内の主な観光資源として紹介しています。また、同年に調査した東松山市の観光動向によると、「東松山の古墳」は観光資源として認知度29.5%、興味度



35.9%との調査結果が得られています。これらを踏まえ計画では、「基本施策1 地域資源を活かす」において、「1-1 観光資源の更なる活用」を施策として掲げ、「③歴史・文化・芸術資源の積極活用」を取組内容としており、市内の遺跡や神社仏閣、文化財、芸術品等の価値や魅力を観光に活用するため、関連するテーマごとに資源を結んだモデルコースの構築や、観光ガイドが市内文化財の魅力を伝えることができるよう文化財に関する知識の習得を支援していくこととしています。

7) 「東松山市公共施設等総合管理計画」

策定年月：平成28年（2016年）12月

計画期間：第1次 平成29～令和8年度（2017～2026年度）

第2次 令和9～18年度（2027～2036年度）

第3次 令和19～28年度（2037～2046年度）

第4次 令和29～38年度（2047～2056年度）

公共施設を10に大分類し、そのうちの「市民文化系施設/その他市民文化施設」に埋蔵文化財センターを分類していますが、具体的な施策は規定していません。

8) 「東松山市公共施設長寿命化計画」

策定年月：令和3年（2021年）3月

計画期間：令和3～42年度（2021～2060年度）（10年ごとに見直し予定）

埋蔵文化財センターの施設管理について記載しています。市内公共施設を経年指数と劣化度を比較し、ステージⅠ～Ⅳまで分類した指標（優先度）の中で埋蔵文化財センターはもっとも優先度の低いステージⅣに分類されています。また施設の利用状況に応じた重要度をⅠ（防災に関する期間）、Ⅱ（避難所・避難場所等）、Ⅲ（不特定多数が利用する施設）、Ⅳ（その他）に分類した指標（施設重要度）では、Ⅲに分類され、優先度・施設重要度をあわせ、最も優先度が低い順位④に分類しています。

9) 「第2次東松山市社会教育推進計画」

策定年月：令和4年（2022年）2月

計画期間：令和4～8年度（2022～2026年度）

「第2章 計画の展開」において「5 文化財保護」を設けています。「(1) 文化財の保護と継承」と題し、文化財の調査研究の実施と保存管理の充実、継承支援にわけて方針を記載し、その指標として指定文化財パトロールの実施率を令和8年度までに100%にする目標値を設定しています。「(2) 文化財の啓発と活用」においては、文化財の情報発信強化や文化財に親しむ機会の創出、学校教育や社会教育との事業連携の方針を記載し、その指標として文化財調査研究成果の公開回数を令和8年度までに15回まで拡充する目標値を設定しています。



10) 「東松山市文化芸術推進基本計画」

策定年月：令和4年（2022年）3月

計画期間：令和4～8年度（2022～2026年度）

「第3章 文化芸術施策」において「4 基本施策」の一つに「(4) 文化財の保護と活用」を位置づけています。成果指標は第2次東松山市社会教育推進計画と同様に、文化財調査研究成果の公開回数を令和8年度までに15回まで拡充する目標値を設定していますが、そのほかに具体的な取組例として、文化財保存活用地域計画の策定や文化財を学ぶ講座、企画展の実施を記載しています。

11) 「埼玉県指定史跡『青鳥城跡』保存管理計画」

策定年月：昭和63年（1988年）3月

「おおとりじょうあと青鳥城跡」（県指定）の保存について、(1) 史跡公園として保存・活用を図ること、(2) 公有地化を促進すること、(3) 史跡の調査・研究を促進することを「基本的な方針」として定めています。そして「基本構想」として、A・B・Cの三つの保存区分を設定し、保存区分ごとに、管理方法や、現状変更に対する考え方、史跡の公有地化、史跡整備等について記載しています。



3. 計画期間

地域計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和18年度（2036年度）までの13年間とします。なお令和7年度（2025年度）に終期を迎える「第五次東松山市総合計画」との整合については、令和8年度（2026年度）に「第六次東松山市総合計画（仮）」へ移行されたのち、中間評価を行います。また「第五次東松山市総合計画」と同様に「第六次東松山市総合計画（仮）」が前期・後期にわけて見直しを図る場合、後期計画を策定した年度に再度検証・評価を行い、整合を図ります。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
総合計画	基本構想		第六次										第七次
	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1
			1	2	3	4	5						1
	後期							1	2	3	4	5	
	4	5											
教育振興基本計画			第3期					第4期					第5期
	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1
文化財保存活用地域計画	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
			中間評価					中間評価					第2次作成

上位計画とのタイムスケール

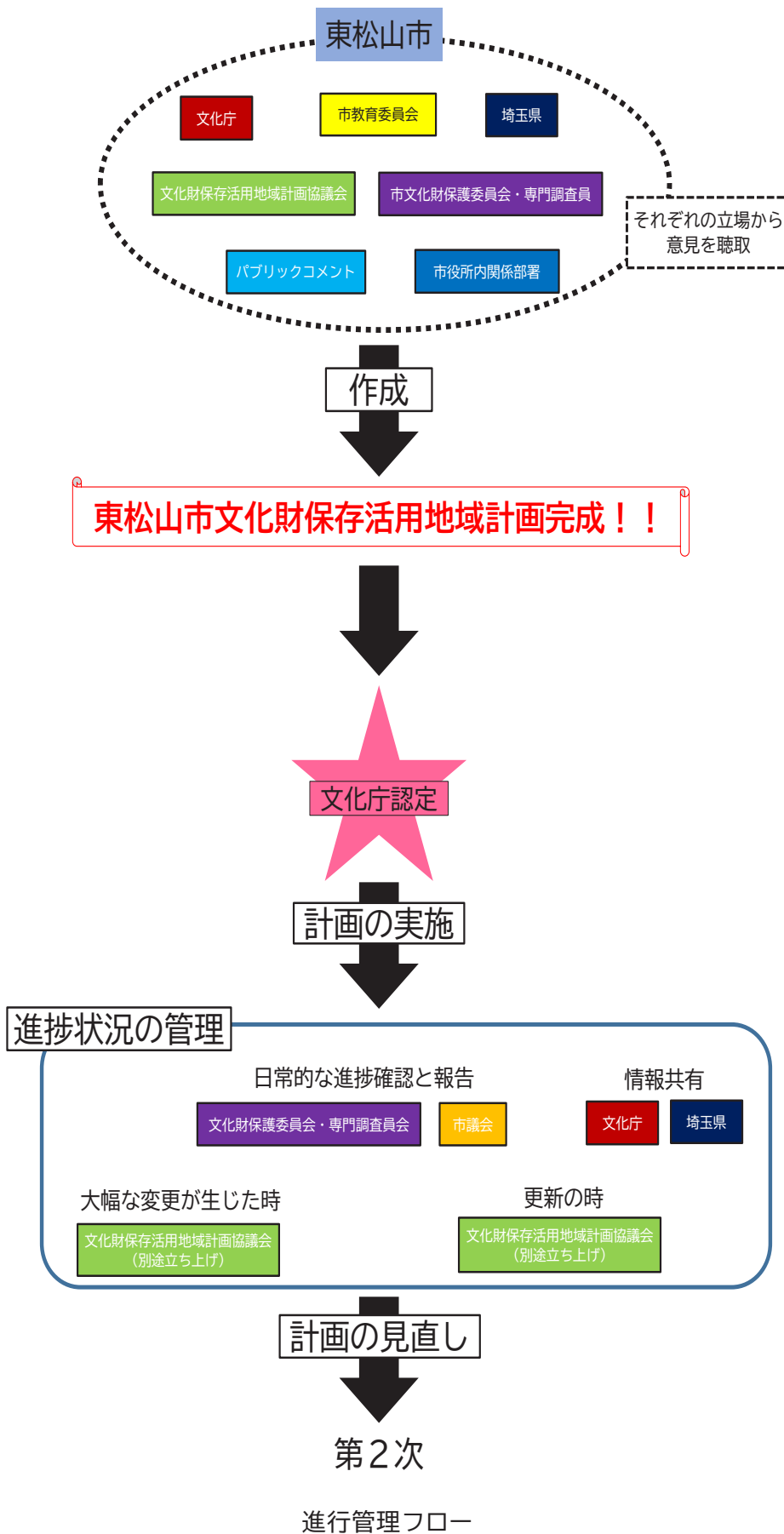
4. 計画の進行管理と評価の方法

上位計画に位置付ける「第五次東松山市総合計画」は令和8年度（2026年度）に「第六次東松山市総合計画（仮）」への移行が予定されており、令和8年度中に計画に記載した措置の進捗状況の中間評価を行います。検証結果は東松山市文化財保護委員会及び東松山市文化財専門調査員会に報告して評価を受けます。その際、大幅な修正の必要が生じた場合は別途協議会を立ち上げて協議を行います。また「第六次東松山市総合計画（仮）」が前期・後期にわけて見直しを図る場合、後期計画初年度に同様の中間評価を行います。

計画の軽微な変更については文化庁が示す「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」に則り、以下の三つ以外の変更のことであり、その場合であっても変更内容については、埼玉県と文化庁へ情報提供を行います。

- ・ 計画期間の変更
- ・ 市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼす恐れのある変更
- ・ 地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

これらの変更が必要な場合には、文化庁と協議して必要な手続きを行い、変更の認定を受けます。



5. 計画の対象

文化財保護法では、我が国にとって歴史上・芸術上価値の高いものや、学術上価値の高いもの、国民生活の推移を理解するために欠くことのできないものなどを、六つの類型で「文化財」と定義し、文化財の保存と活用を行うことで、国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを定めています。また、土地に埋蔵している文化財を「埋蔵文化財」と定義し、保存のために必要な措置を講じることを定めているほか、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で、保存の措置を講ずる必要があるものを「文化財の保存技術」として選定し、その保持者及び保存団体を認定しています。これらの文化財は、国・埼玉県・東松山市それぞれにとって重要なものとして、文化財保護法や埼玉県文化財保護条例・東松山市文化財保護条例で保護されています。

本計画では、法令によって各種指定等を受けている文化財はもちろん、未指定のものも含めて「文化財」と捉えます。

6. 計画作成の体制と経過

地域計画の作成にあたっては、文化財保護法第183条の9の規定に基づいて定めた「東松山市文化財保存活用地域計画協議会（以下策定協議会）設置要綱」に沿って、文化財の所有者、文化財に関係する機関・団体の代表者、学識経験者、商工団体の代表者、観光関係団体の代表者などで構成された策定協議会を設置し、意見聴取を行いました。策定協議会は令和4年度と令和5年度に各3回の計6回開催し、別表のテーマで検討を進めました。

検討の経過は都度、東松山市文化財保護委員会に報告し、令和6年3月15日には最終の意見聴取を行いました。

パブリックコメントは市公式ホームページや広報紙などを通じ、令和6年1月4日～令和6年1月25日の期間で募集し、反映させました。



策定協議会の様子



東松山市文化財保存活用地域計画協議会名簿

氏名	役職等（当時）
野瀬元子	大東文化大学准教授
前原利雄	箭弓稲荷神社/利仁神社宮司
長谷部哲夫	東松山市民俗芸能保存連絡協議会会長
原田吉樹	東松山市文化財専門調査員
小川治	東松山市商工会事務局長
新井勝己	一般社団法人東松山市観光協会事務局長
鳶敏和	一般公募
松本光司 （令和4年度）戸邊優美 （令和5年度）中村陽平	埼玉県教育局市町村支援部文化資源課課長 埼玉県教育局市町村支援部文化資源課主任 埼玉県教育局市町村支援部文化資源課主査
（令和4年度）今井達雄 （令和5年度）三村和之	東松山市環境産業部次長
小澤秀明	東松山市市民生活部次長
（令和4年度）杉山正剛 （令和5年度）細野康弘	東松山市都市計画部次長



策定協議会の経過

令和4年度	
第1回	日 時：8月5日 10:00～11:30 場 所：東松山市役所全員協議会室 協議事項：文化財保存活用地域計画について 埼玉県文化財保存活用大綱について 今後の予定について
第2回	日 時：11月8日 15:30～17:00 場 所：東松山市総合会館303会議室 協議事項：「商工観光の視点から考える文化財活用」（講師：野瀬元子氏） 骨子について 今後の事例について
第3回	日 時：2月10日 15:00～17:00（大雪により書面開催） 場 所：東松山市総合会館302会議室 協議事項：関連文化財群について
令和5年度	
第4回	日 時：7月24日 14:00～16:00 場 所：東松山市総合会館303会議室 協議事項：文化財の保存活用に関する将来像、方向性、課題、方針、措置の検討
第5回	日 時：11月17日 10:00～12:00 場 所：東松山市総合会館302会議室 協議事項：文化財保存活用に関する方針、措置、推進体制について パブリックコメントについて
第6回	日 時：3月4日 10:00～12:00 場 所：東松山市総合会館302会議室 協議事項：計画の報告



第1章 東松山市の概要

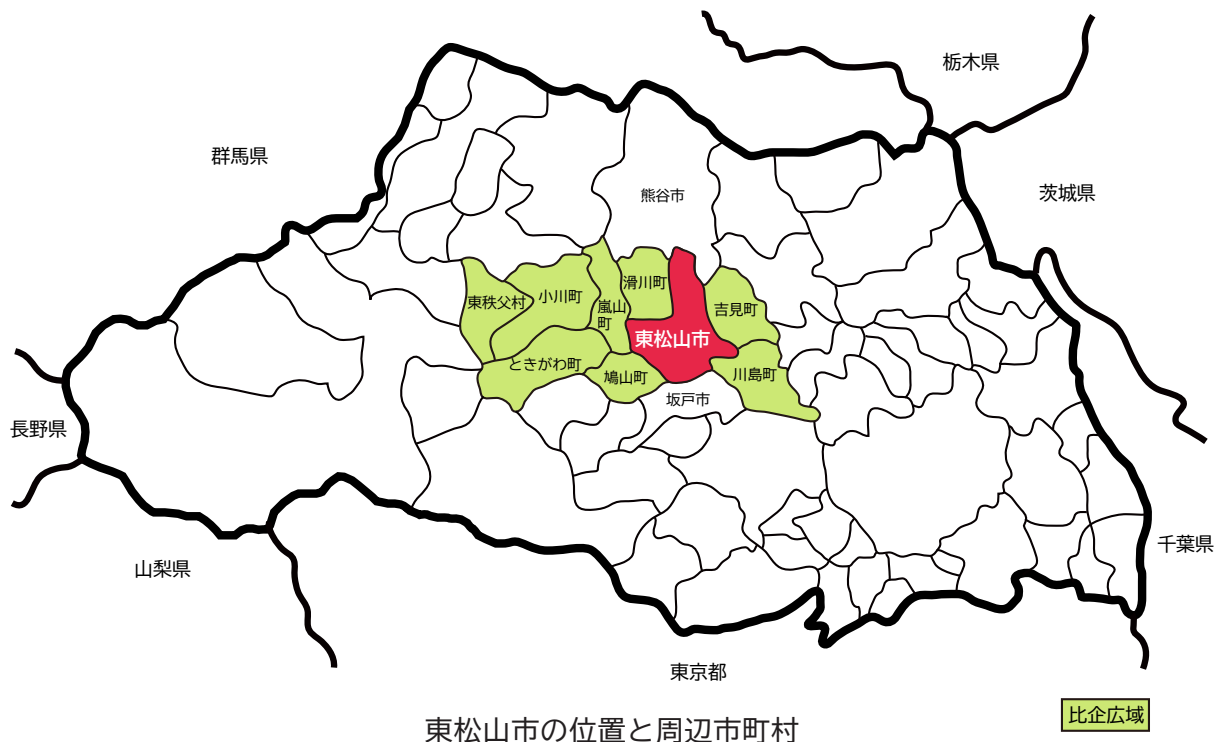
第1節 自然的・地理的環境

1. 位置

東松山市は埼玉県のほぼ中央に位置する市で、東京都心から50km圏にあります。北に熊谷市（面積159.82km²・人口194,415人）、東に吉見町（面積38.64km²・人口18,192人）、南東に川島町（面積41.63km²・人口19,378人）、南に坂戸市（面積41.02km²・人口100,275人）、南西に鳩山町（面積25.73km²・人口13,560人）、西に嵐山町（面積29.92km²・人口17,889人）、北西に滑川町（面積29.68km²・人口19,732人）の、2市5町と接しています。当市と吉見町、川島町、嵐山町、滑川町、小川町、ときがわ町、東秩父村の計8市町村は、比企広域市町村圏組合としてまとめ、一部行政施設を共有するなど、連携した行政運営を行っています。また教育行政においては上記8市町村に鳩山町を加え、「比企地区」として連携することも多く、当市はその中核を担っています。

市域の面積は65.35km²で、県内で15番目の規模を有し、県域の1.7%を占めます。

参考：「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院・令和5年〈2023年〉4月現在）
「国勢調査」（総務省統計局・令和3年〈2021年〉11月公表）



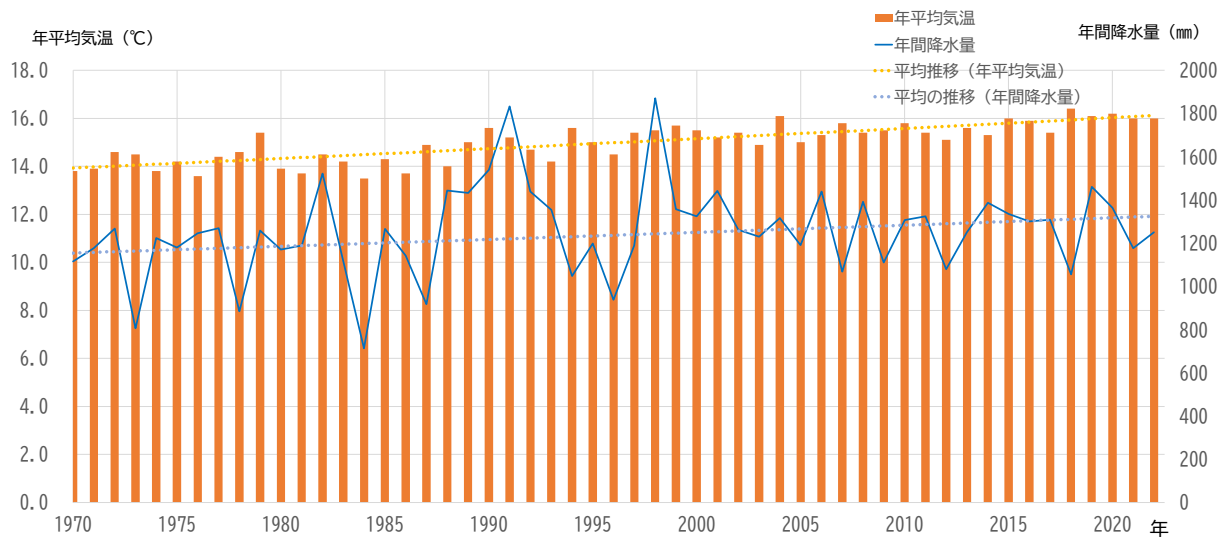


2. 気候

東松山市に近い熊谷地方気象台のホームページでは、「埼玉県の気候は、太平洋側気候に属します。冬は北西の季節風が強く、晴天の日が多くて空気が乾燥します。夏は日中かなりの高温になり、雷や雹も多いのが特徴です。梅雨と秋霖のころは、曇りや雨の日が多く雨季のごとき現象を呈します。台風は襲来しますが、強烈なものは少ないといえるでしょう。さらに、地形、海拔などを考慮すれば、北部をはじめとして大部分は内陸性ですが、南部の平地では沿岸の気象特性が加わり、秩父地方の山地では、盆地型の気候や山岳気候が現われています。埼玉県における四季の変化は規則正しく明瞭で、熊谷における年平均気温と年間降水量は15.0℃、1286.3 mmと、生活にはおおむね好適といえますが、台風、雷などによる様々な気象災害が毎年起こっています。春先には晩霜、5月～7月には降雹に注意が必要です。6月から7月中ごろにかけての梅雨と、9月から10月初めにかけては特に雨が多くなっています。」と紹介されています。

特に近年は夏季の暑さが厳しさを増す傾向にあり、熊谷地方気象台では平成19年（2007年）に40.9℃、平成30年（2018年）に41.1℃と、国内最高気温を更新しています。

また令和元年東日本台風では東松山市も大きな被害を受けました。主な被害として、都幾川などの堤防7か所で決壊・欠損が発生し、一部市域が浸水する被害が生じており、今後夏季の降雨による被害が増大することが懸念されています。



気温・降水量グラフ

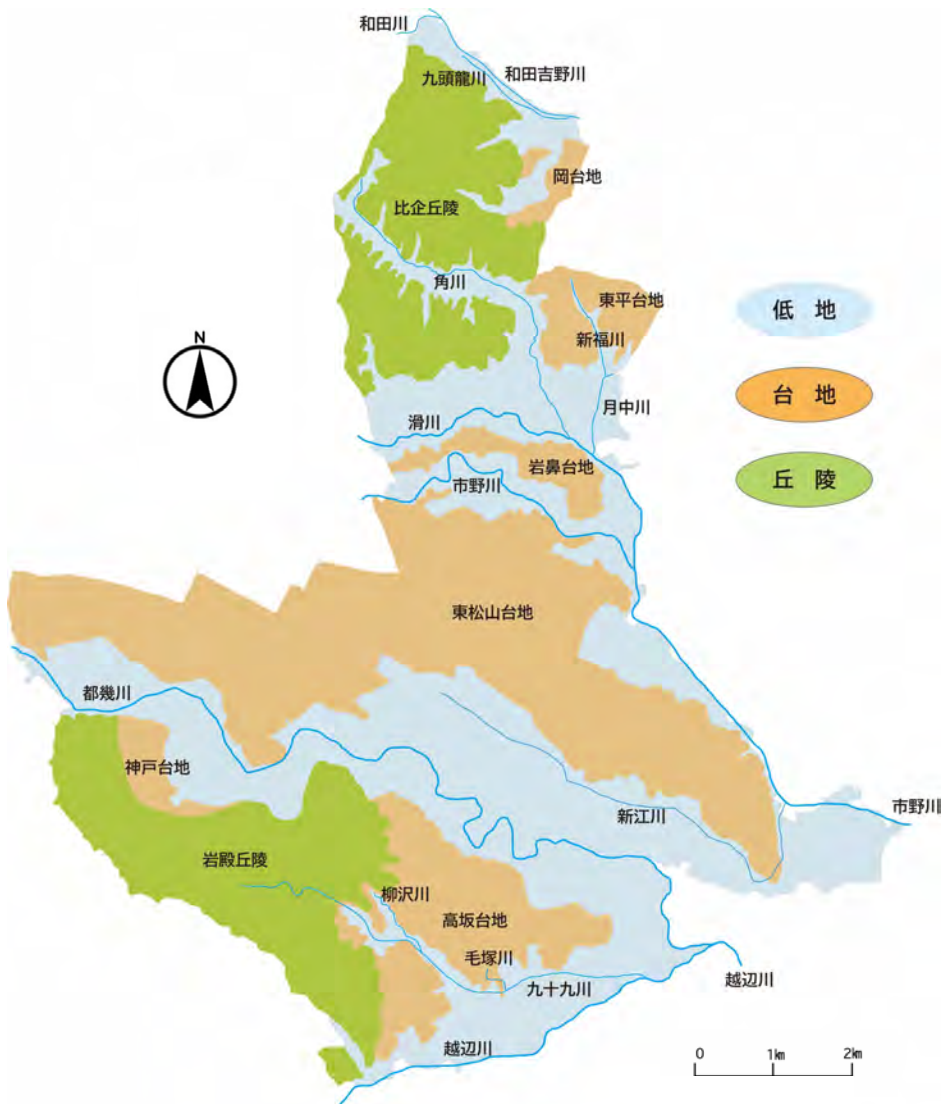
参考：熊谷地方気象台HP



3. 地勢

市の北部域は比企丘陵（北比企丘陵）、南西域には岩殿丘陵（南比企丘陵）、東に接する吉見町域には吉見丘陵があり、これらの丘陵に囲まれるように市域があります。丘陵の特徴的な地形として、小河川によって開析された樹枝状の谷（谷津）があります。

また北から岡台地、東平台地、岩鼻台地、東松山台地、神戸台地、高坂台地といった台地があり、台地上には宅地や畑地が広がります。市域北には和田吉野川が流れ、和田川と九頭竜川が流れ込みます。角川は滑川に流れ込み、新福川が月中川に流れ込んで同じく滑川に流れ込みます。さらに滑川は市野川に流れ込みます。また新江川は東松山台地南面の低地を流れ、同じく市野川に流れ込みます。柳沢川と毛塚川は九十九川に流れ込み、越辺川に流れ込んで、市域の南東、川島町境で都幾川と合流します。河川沿いには低地（沖積地）が広がり、「丘陵・台地・低地」と、主に東に向かって徐々に標高が低くなる地形です。



東松山市の地形（丘陵・台地・低地と主な河川）

4. 地質

市域の地質の中で特筆すべきは、主に丘陵にて確認できる新第三紀中新世の海成層で、1,600～1,100万年前の日本列島が形成された頃に堆積したものです。

比企丘陵の地層は、日本海拡大末期に堆積したもので、海底地すべりの痕跡やタービダイト（海底地震などに起因して発生した混濁流で運ばれた堆積物）の存在など、大規模な地殻変動があったことを示しています。

一方、岩殿丘陵の地層は、日本列島が形成された直後に堆積したもので、サメの歯やサンゴ類などの化石のほか、奇獣として知られる哺乳類パレオパラドキシアの化石も産出しています。特に市内葛袋地区から産出した同化石については、同一地点からの産出数が世界一と評価されています。

また、市内岩殿周辺の塊状シルト岩は、1,200万年前に堆積したことが知られていますが、近年は古墳時代の石室石材に利用された痕跡なども指摘されており、市域の文化財に深くかわる石材といえます。

およそ1,000万年前には関東平野内陸部の海が陸化し、300万年前には日本列島が東西から圧力を受け、「関東山地」が隆起し、山地との境にあった市域には、河川による働きで物見山礫層が堆積しました。

第四紀中期更新世（73～13万年前）の地層は、市内田木で認められ、モミやブナなどの植物化石を産出することから、当時の市域はやや冷涼な時代で一部針葉樹を伴う落葉広葉樹林が広がっていました。

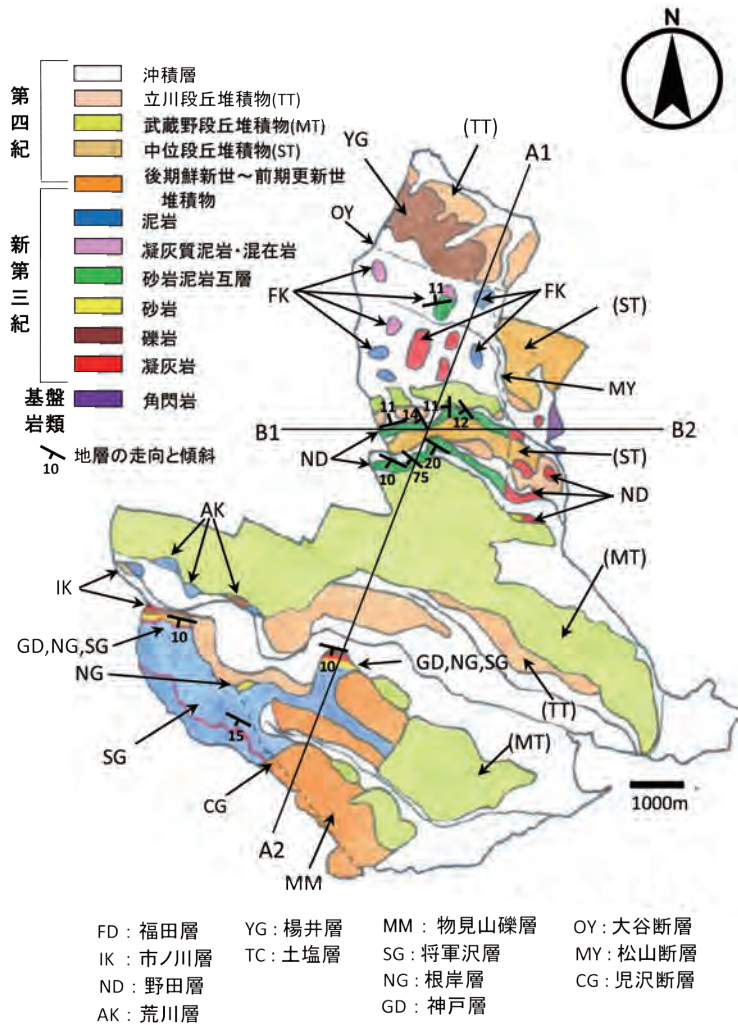
第四紀後期更新世（13～1万年前）は、河川の働きによって台地が形成された時代で、段丘礫層からは湧水が生じ、河岸段丘の上に風成層である関東ローム層が堆積しました。市内石橋に所在する塚原遺跡からは、29,000～26,000年前に降ったとされるAT（始良丹沢火山灰層）より下に石器が確認されており、これが市域に人類が生活した痕跡が確認された最古の事例です。



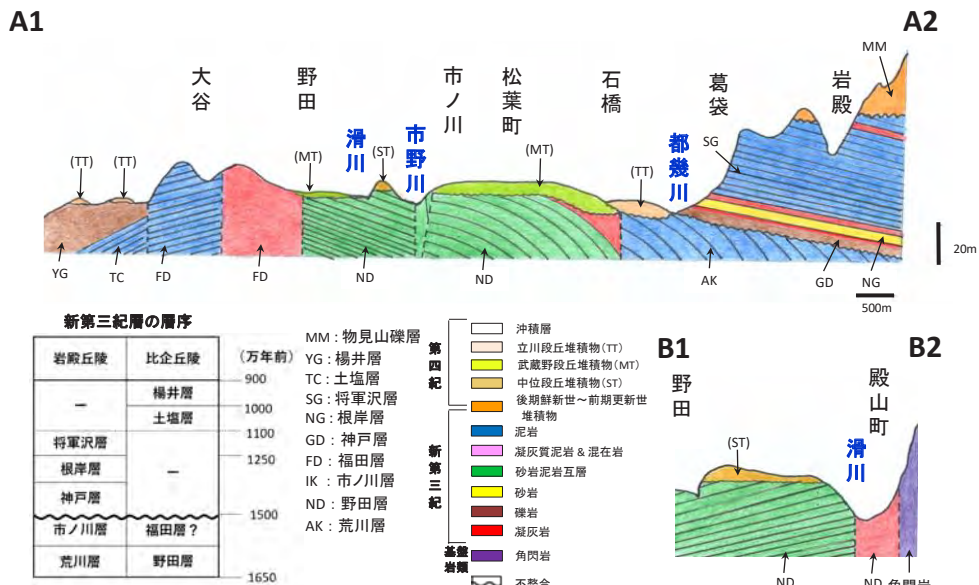
産出化石
(カルカロドンメガロドン歯化石)



葛袋露頭



東松山市の地質平面図



東松山市の地質断面図

参考：『埼玉県東松山市の地質』（東松山市・平成31年〈2019年〉一部修正）



5. 動植物

東松山市内に生息する動植物については、平成15～30年（2003～2018年）にかけて、その現状を記録するための調査を実施しており、その調査の際に、計455科1,921種を確認しています。その成果については『東松山市の生き物 散歩道で出会える動植物』（東松山市教育委員会・令和2年〈2020年〉3月発行）として刊行しています。



東松山市の生き物
散歩道で出会える動植物

まず動物には、ニホンシカ、ニホンイノシシ、アライグマなどの哺乳類が9科11種、スズメなどの鳥類が34科93種、カエル類などの両生類が5科9種、ヘビ類やカメ類などの爬虫類が5科9種、マルタニシなどの貝類に代表される軟体動物（水生・陸生貝類）が8科15種、アメリカザリガニなどの甲殻類が9科10種、コイなどの魚類が9科24種、昆虫類が201科834種、クモ類が23科140種、ザトウムシ類が1科1種、ミミズ類などの環形動物が5科6種、ムカデ類などの多足類が5科6種をそれぞれ確認しています。

植物は110科587種を記録しており、草本のうち、タンポポ類のようなキク科の植物が分類される双子葉合弁花植物、タデ科やマメ科などの双子葉離弁花植物、イネ科などの単子葉植物などを記録しています。同じく木本にも、ヤマツツジなどのツツジ科の植物が分類される双子葉合弁花植物、ウメなどのバラ科などが分類される双子葉離弁花植物、マダケなどのイネ科が分類される単子葉植物、スギ科やマツ科などの裸子植物が生育します。このほかワラビなどのシダ植物も記録しています。

さらにキノコなどの菌類についても31科176種を記録していますが、実際にはさらに多くの種類が存在していると考えられます。

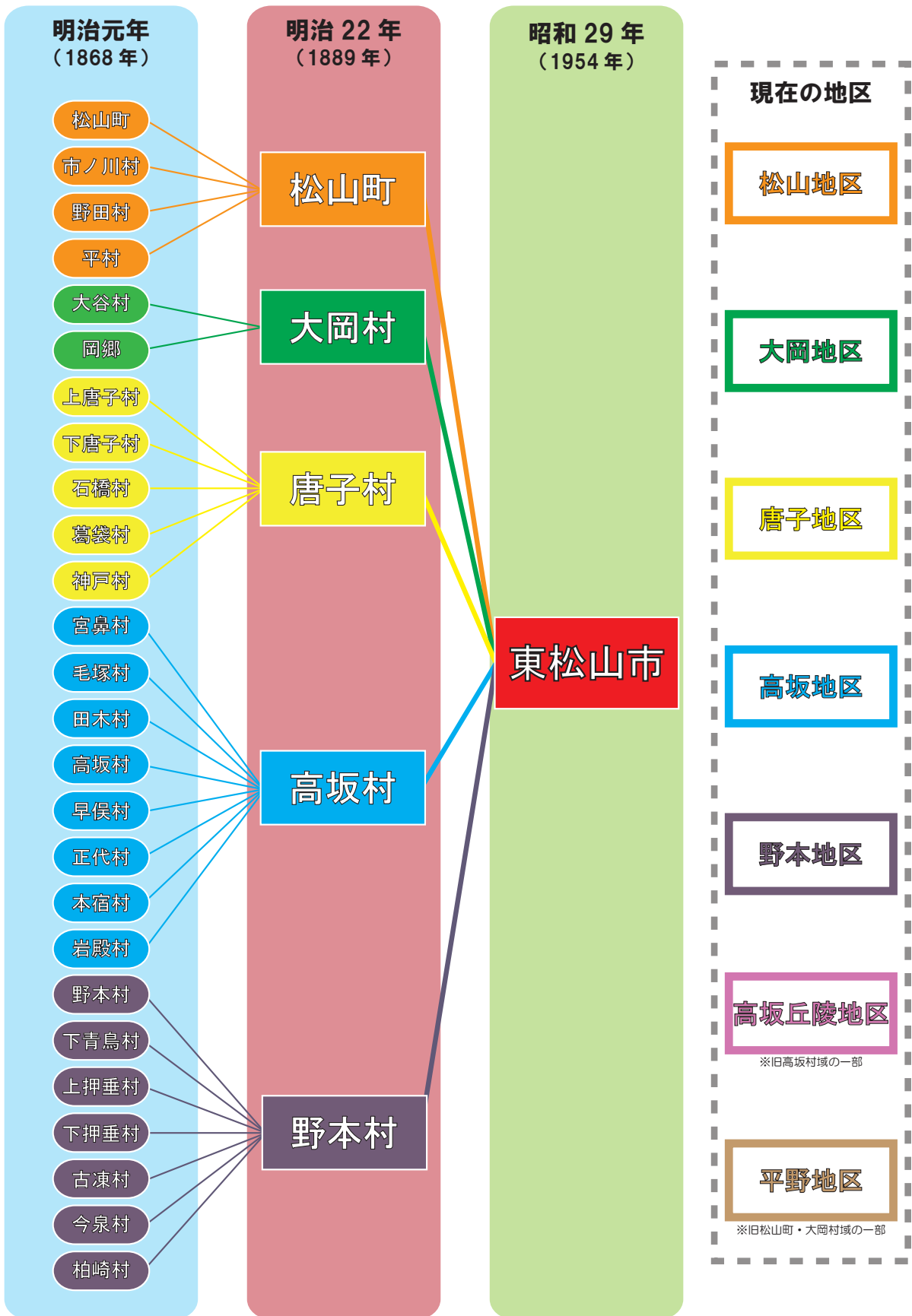
このように動植物は多種多様で、その全体を把握することは不可能といえます。東松山市域の動植物の多くは、人間生活に近いところで生育していて、身近なために珍しく感じませんがそこに確実に存在しています。そして人間生活に近いために、その影響を受けやすいともいえ、近年の気候変動や外来種の伸長なども重なって、見えないところで刻々と変化しています。

第2節 社会的状況

1. 地名と行政区分

東松山市は昭和29年（1954年）7月1日に^{まつやま}松山町・^{おおおか}大岡村・^{からこむら}唐子村・^{たかさかむら}高坂村・^{の もとむら}野本村の1町4村が合併して誕生した市です。現在も市内に残り、市民を中心に呼びならわされている地名・大字名の多くは江戸時代の村制に由来しています。

また現在の地区名は、旧1町4村に由来する五つの地区（松山地区・大岡地区・唐子地区・高坂地区・野本地区）に加え、合併以降人口が増加したエリアを分けて、高坂丘陵地区・平野地区を設定しました。これら七つの地区が市民生活に根付いた土地区分として認知されています。



行政区分の変遷

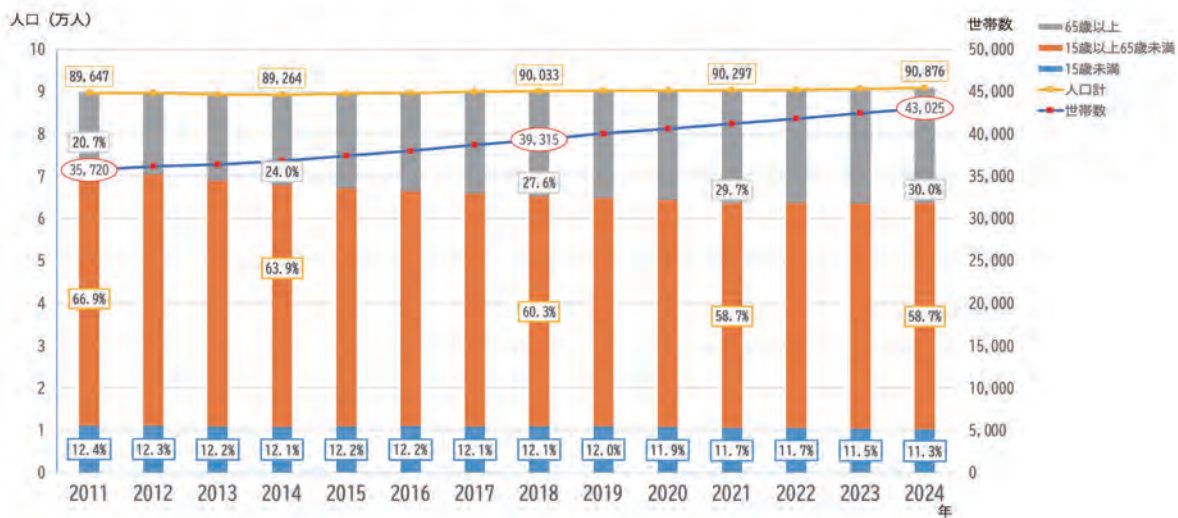


各地区の位置と大字



2. 人口

人口は市制施行以降、右肩上がりが増加し、平成7年（1995年）以降は90,000人前後を維持しています。令和6年（2024年）3月現在の人口は90,876人、世帯数は43,025世帯となっています。平成23年（2011年）4月時点での人口は89,647人、世帯数は35,720世帯で、この13年間で人口は1,229人、世帯数は7,305世帯増加しています。また年齢別にみると15歳未満の割合はほぼ横ばいで、65歳以上の人口が増加する傾向にあり、東松山市でも高齢化が顕著にみられます。また、国立社会保障・人口問題研究所がまとめた「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」では、当市の将来人口について、令和12年（2030年）に89,230人、令和22年（2040年）に84,154人、令和32年（2050年）に78,779人とそれぞれ試算しています。



人口及び世帯数の推移

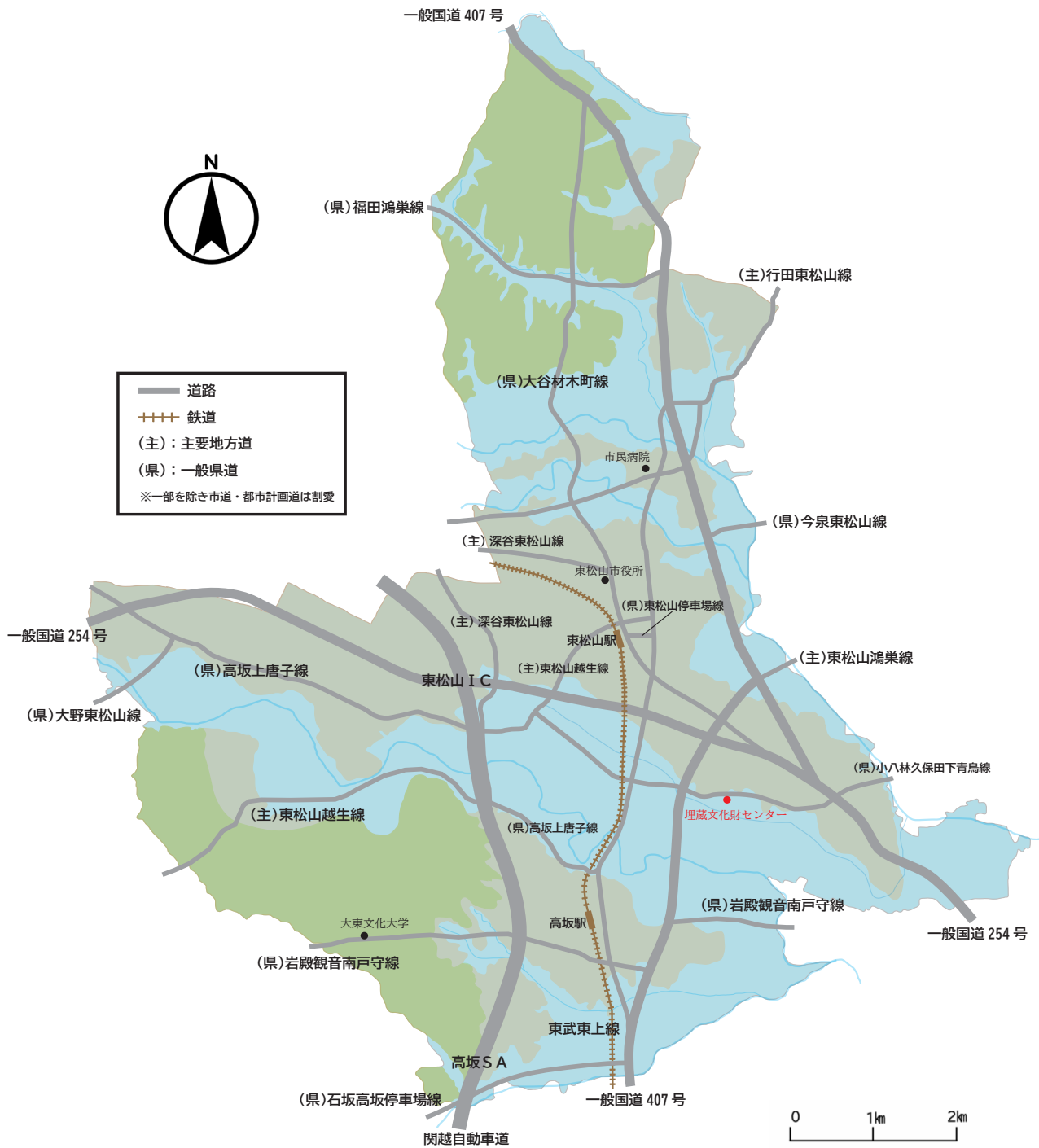
3. 交通

市域の交通のうち、鉄道は東武東上線が^{とうぶとうじょうせん}大正12年（1923年）に池袋駅（東京都豊島区）から開通して以降、市域と都内をつなぐ役割を担っており、開通当初から「高坂駅」、「東松山駅（開通当初：武州松山駅）」の二つの駅が開設され、以降現在に至ります。

都内と市域をつなぐ主要な交通網としてはこのほか、^{かんえつじどうしゃどう}関越自動車道が昭和50年（1975年）に川越インターチェンジから東松山インターチェンジまで^{えんしん}延伸開通し、同時に高坂サービスエリアの供用が開始されました。昭和55年（1980年）には東松山ー前橋インターチェンジ間が開通し、群馬県域までのアクセスも確保されました。

市内の移動にかかる主要な幹線交通網は道路で、一般国道254号が東西に、同407号が南北に市内を貫き、その他、主要地方道、一般県道、市道で構成されています。都市計画道路の計画総延長は約57kmで、主に東松山駅の周辺で整備が進められています。

令和4年度（2022年度）の市民意識調査によると、日常生活における主な交通手段は自家用車の割合が最も高く、次いで徒歩が続きます。このほか自転車やバス、タクシーなども交通手段として挙げられています。



主な交通網と施設



4. 産業・観光

商工業

戦前に市内で操業を始めた大手自動車部品メーカーと、それに連なる中小の製造業の立地が進んだことで、戦後復興期から高度経済成長期には雇用の創出と地域経済の活性化が図られてきました。昭和50年代には、関越自動車道の開通に加え、埼玉県が整備し、分譲した東松山工業団地の開業によって、製造業を中心とした多くの企業が進出しています。近年では物流倉庫を中心とする新たな産業団地が造成され、都内とのアクセスの良さと従業員の住環境がいずれも確保できる好立地を基軸に据えた積極的な産業振興が進められています。

市内にある商業施設は、東松山駅周辺の商店街や百貨店のほか、近年では「ピオニウォーク東松山」（あずま町）のような大型ショッピングモールや「シルピア」（松葉町）、「ビバモール東松山」（神明町）といった複合商業施設も開業しています。このほか市内各所にスーパーマーケットやコンビニエンスストアがあり、また国道沿いには飲食店などが立ち並び、東松山市民の生活を支えています。

農業

統計資料である「2015年 農林業センサス」によると、平成27年度（2015年度）時点での経営耕地面積は726haで、その内訳は田が67.8%、畑が25.9%、樹園地が6.2%となっています。また、農業就業者数は810人で、平成17年（2005年）と比較すると580人減少しています。

一方で近年では、特産品である梨や栗（ぼろたん）を使用した加工品の開発や、白いトモロコシ（ハニーホワイト）のブランド化を進めています。また、東松山農産物直売所「いなほてらす」では販売関連イベントを開催するなど、魅力の向上に努めています。さらに、令和元年（2019年）8月にリニューアルオープンした東松山市農林公園では、イチゴの摘み取り体験や野菜の収穫体験ができるほか、地元野菜を使ったメニューを提供するカフェを設置し地産地消を推進するなど、農業振興のための取組を、行政だけでなく関係各所と連携しながら推し進めています。

観光

市内の観光スポットとしては、商売・勝負事にご利益があるとされ、その社名から「野球」関係者も多く参詣する「箭弓稻荷神社」、岩殿丘陵に広がる埼玉県最大級の動物園である「埼玉県こども動物自然公園」、市の花「ぼたん」を中心に年間を通じて楽しめる「東松山ぼたん園」、約1,500万年前の岩塊から多くのサメの歯化石等が発掘できる「化石と自然の体験館」などがあります。

また、市内の主要なイベントとして、世界第2位、国内最大規模を誇るウォーキングイベント「日本スリーデーマーチ」が毎年11月上旬に開催されます。令和5年（2023年）は11月3・4・5日の3日間で世界各国・日本全国から延べ52,385人の参加があり、東松山市を中心に比企地区一帯のコースを巡りました。

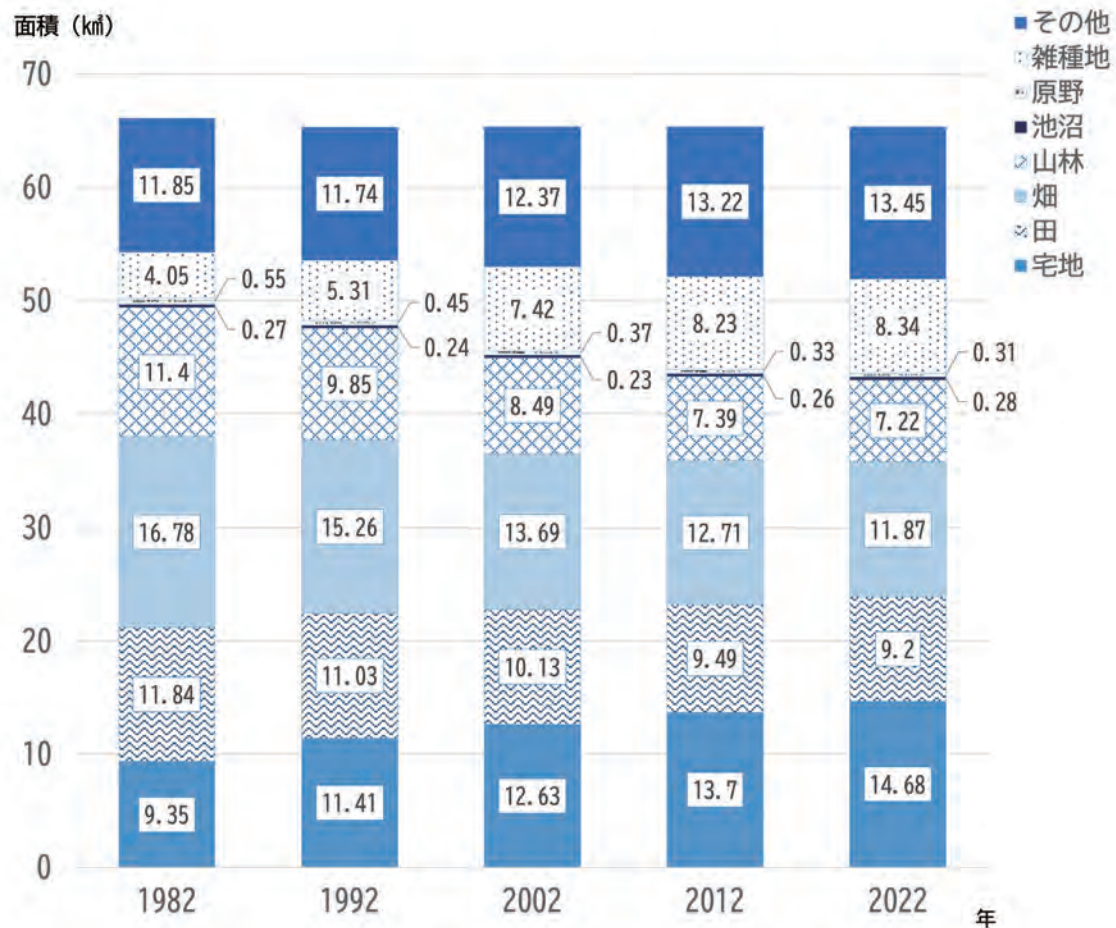
東松山市の名物は、豚のカシラ肉を炭火でじっくり焼いたものに辛い味噌だれをつけて食べる「やきとり」で、東松山駅を中心に約40軒のやきとり屋が点在しています。



5. 土地利用

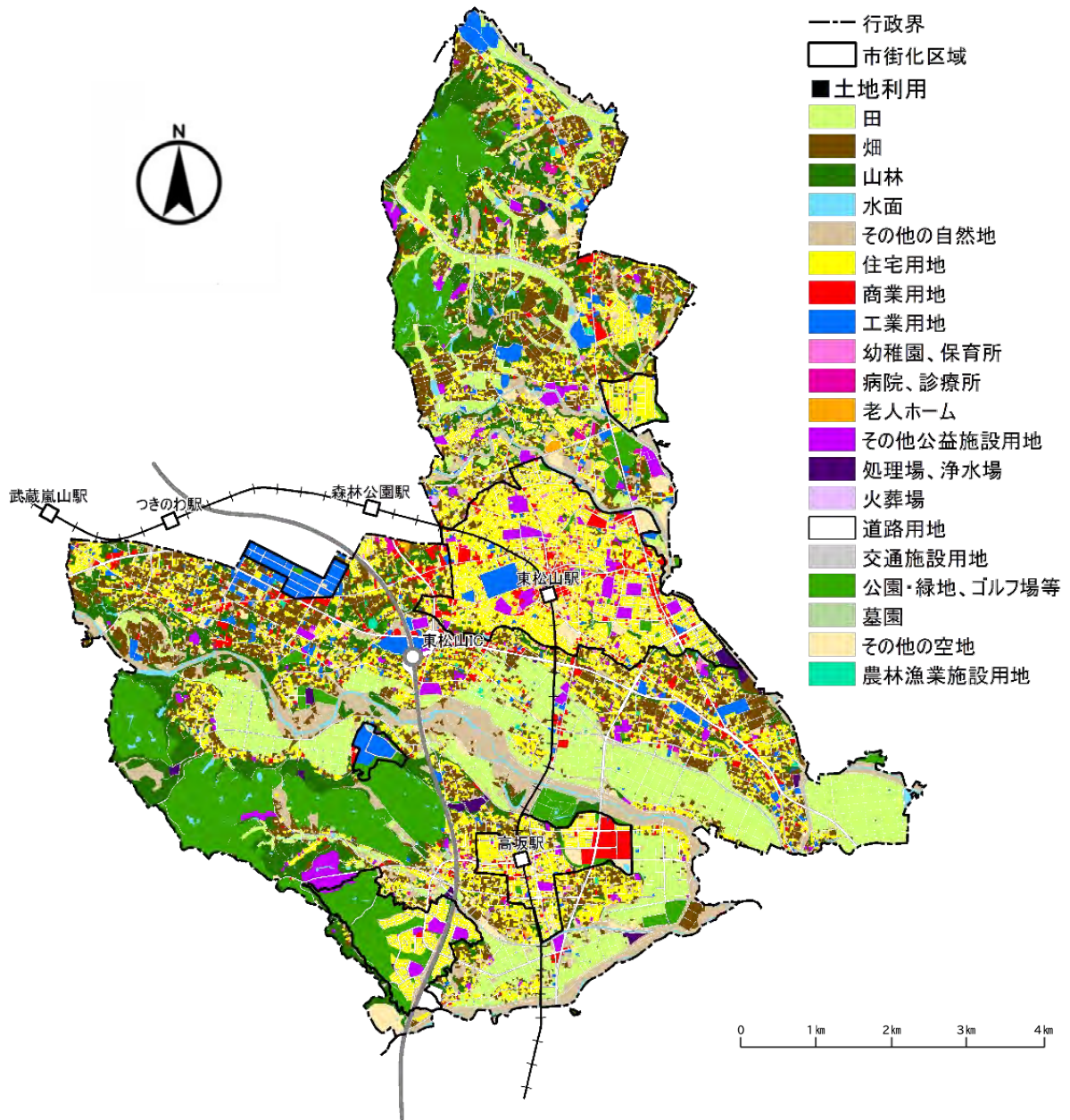
市内の土地利用は、低地から台地、丘陵と標高が高くなっていく特徴を生かして進められてきました。川のそばに広がる低地は田として利用され、川の働きによって形成され、低地よりも標高が高く、平らな面が広がる台地には畑のほか、宅地や、一部には工業団地が広がり、台地よりもさらに標高が高く、斜面地が多い丘陵には雑木林や植林地などの山林が残ります。

このように、地形によって土地利用の棲み分けがなされてきましたが、近年は山林地の太陽光発電施設設置や、低地や丘陵地を切り開いて産業団地や商業施設、宅地を造成するなど、いままでにない土地利用も進んでいます。また高坂台地上の土地区画整理事業など、台地上の宅地化も進み、昭和57年（1982年）と令和4年（2022年）の比較では、宅地面積が9.35km²から14.68km²に伸長し、田・畑・山林の総面積が40.02km²から28.29km²へと減少するなど、急速な土地利用の変化が見て取れます。



地目別面積推移グラフ

参考：『統計ひがしまつやま』（東松山市）



土地利用現況図

参考：『東松山市都市計画マスタープラン』（東松山市・平成31年〈2019年〉）



6. 文化財関連施設

東松山市埋蔵文化財センターは、出土遺物の収蔵保管、展示室の公開や体験講座の実施などの普及啓発活動、文化財行政全般を担っています。東松山市立図書館では東松山市史や埋蔵文化財発掘調査報告書などの文化財関係の刊行物を公開しているほか、「松山古地図」（市指定）や古文書などの保管管理も行っています。東松山市きらめき市民大学では、歴史講座の中で文化財を取り上げ、紹介しています。東松山市民文化センターは、シンポジウムなどを行う際の会場として利用しており、市内7カ所の各市民活動センターでは、講座や巡回展示会などを行っています。東松山市化石と自然の体験館は葛袋産出化石の利活用を主な目的とする施設ですが、同時に産出化石の保管や講座の開催など、天然記念物の保護と親和性の高い様々な取り組みを行っています。

また市内には埼玉県こども動物自然公園と埼玉県平和資料館(埼玉ピースミュージアム)があり、埼玉県こども動物自然公園では天然記念物に指定された動物の飼養・公開、埼玉県平和資料館では戦争資料の展示を行っています。

文化財関連施設一覧

施設名	所在地	文化財保護との関わり
東松山市埋蔵文化財センター	下野本528-1	出土遺物の収蔵保管、文化財普及啓発事業（展示会や講座など）、文化財行政全般
東松山市立図書館	本町2-11-20	文化財関係刊行物の公開、文化財の保管
東松山市立高坂図書館	元宿2-6-1	文化財関係刊行物の公開
東松山市きらめき市民大学	松山2688-8	文化財関係歴史講座の開講
東松山市民文化センター	六軒町5-2	文化財普及啓発事業の会場利用（シンポジウムなど）
東松山市松山市民活動センター	松山町1-9-35	文化財普及啓発事業の会場利用（講座、展示会など）
東松山市大岡市民活動センター	大谷3400-10	文化財普及啓発事業の会場利用（講座、展示会など）
東松山市唐子市民活動センター	下唐子1604-4	文化財普及啓発事業の会場利用（講座、展示会など）
東松山市高坂市民活動センター	宮鼻860-2	文化財普及啓発事業の会場利用（講座、展示会など）
東松山市野本市民活動センター	下野本610-1	文化財普及啓発事業の会場利用（講座、展示会など）
東松山市高坂丘陵市民活動センター	松風台8-2	文化財普及啓発事業の会場利用（講座、展示会など）
東松山市平野市民活動センター	東平567-1	文化財普及啓発事業の会場利用（講座、展示会など）
東松山市化石と自然の体験館	坂東山13	天然記念物（化石）の利活用
埼玉県こども動物自然公園	岩殿554	天然記念物（動物）の飼養・公開
埼玉県平和資料館	岩殿241-113	戦争資料の公開



文化財関連施設の位置



第3節 歴史的背景

1. 原始・古代

(1) 東松山市のあけぼの（旧石器・縄文時代）

旧石器時代から人類の存在が垣間見える東松山市域ですが、本格的に人々の営みが見て取れるようになるのは縄文時代以降で、遺跡の分布から、市内の湧水地や河川流域など、生活に必要な水が確保できる場所を選んで点々と集落が営まれていた様子がうかがえます。



塚原遺跡石器ブロック

市域において最も古い人類の痕跡は塚原遺跡（石橋）で確認されました。この遺跡からはAT（始良丹沢火山灰層）^{あいらたんざわかざんばいそう} 降下（29,000～26,000年前）以前の地層から石器の剥片が複数見つかり、これにより少なくともAT降下以前のこの地に、人々の営みがあったことがわかりました。旧石器時代の遺物が元の位置をとどめたまま見つかった事例は塚原遺跡以外には現在確認されておらず、遺跡数が増えるのは縄文時代以降です。

市域最古の土器は五領遺跡（若松町）で確認された縄文時代早期の土器片です。集落の痕跡が確認されるのは前期以降で、主に岩殿丘陵周辺に所在する茅場遺跡（神戸）・緑山遺跡（田木）などで見つかっています。中期になると遺跡数が増し、東松山台地上の岩の上遺跡（石橋）・前山遺跡（松山町）・塚原遺跡（石橋）などで確認されています。後期・晩期については、雉子山遺跡（石橋）・附川遺跡（石橋）などで集落が確認され、時期による増減は見られるものの、草創期を除く前期から晩期まで、主に都幾川流域一帯で集落が展開した様相がうかがえます。



茅場遺跡



(2) 弥生時代集落の形成と展開（弥生時代）

縄文時代晩期以降、次に集落跡が確認できるのは弥生時代中期以降で、主に岩鼻台地や高坂台地に“ムラ”と、有力者層の墓域である方形周溝墓群が、展開しています。中でも特筆すべき事例として「岩鼻式土器・吉ヶ谷式土器」と「観音寺遺跡方形周溝墓」の発見があります。

岩鼻式土器・吉ヶ谷式土器

岩鼻遺跡（松山）の発掘調査で出土した弥生土器は、頸部から胴部上半及び口縁部に櫛描による簾状文・波状文が施される手法を持つもので、「岩鼻式土器」と命名されています。

一方、吉ヶ谷遺跡（大谷）の発掘調査で出土した土器群は岩鼻式土器とは明らかに違う手法による文様を持っていました。縄文を主体とした施文がなされ、一部には輪積み痕を残すものもあり、南関東の弥生後期の土器形式と共通する特徴も認められましたが、施文手法や器形の独自性から「吉ヶ谷式土器」と命名されました。

これら二つの土器型式は、関東地方の弥生時代後期の代表的な土器として有名で、年代決定の指標として広く認知されています。また近年では八幡遺跡で両型式が一緒に出土した例や、高坂二番町遺跡でいずれの土器型式の特徴も併せ持つ土器が確認されたことで、岩鼻式土器から吉ヶ谷式土器への変容過程が明らかにされつつあります。



岩鼻式土器



吉ヶ谷式土器



高坂二番町遺跡出土土器



観音寺遺跡方形周溝墓

観音寺遺跡（松本町）からは一辺18mを超える、弥生時代後期の方形周溝墓が検出されました。埋葬施設からは県内初となる銅釧と鉄剣が出土しました。県内で確認される方形周溝墓の多くが一辺数m程度であることと比較すると、大型の方形周溝墓といえ、さらにステイタスシンボルとしての副葬品を有する例は県内でも数えるほどしかなく、近隣を代表する有力者の存在を示す発見として重要です。

弥生時代中期後半から始まった当地域の弥生文化は、大型の方形周溝墓を生み出す有力者層を輩出するまでに発展していったことがうかがえます。



観音寺遺跡出土銅釧

(3) 古墳と集落（古墳時代）

古墳時代前期から終末期まで古墳が造られ続けたことが市域の特徴です。古墳や集落遺跡、それらから出土した多種多様な遺物から、古墳時代全期にわたるヤマト王権と在地首長の強固な関わりが見えてきます。

東松山市域の古墳

市域には、北部域にあたる大谷地区の丘陵上に「三千塚古墳群」（市指定）があります。また市野川流域に東耕地・下松・岩鼻・聖天台・柏崎・古凍各古墳群が、都幾川流域に野本・附川・下唐子・西原・諏訪山・高坂・反町各古墳群、越辺川流域に毛塚・田木山・駒堀・根平・舞台・桜山各古墳群が分布し、市域は古墳時代後期を主体としつつも前期から終末期にかけて古墳築造が続いた地域です。

埼玉県教育委員会が発行した『埼玉県古墳詳細分布調査報告書』によると、平成6年（1994年）時点で市内に462基の古墳が確認されており、当時県内第2位の基数が確認されたことが報告されています。報告後の平成10年（1998年）からは高坂駅東口第一土地区画整理事業に伴う発掘調査などによって新たに古墳跡が確認されていることもあり、現在では少なくとも600基以上の古墳があったと認識されています。



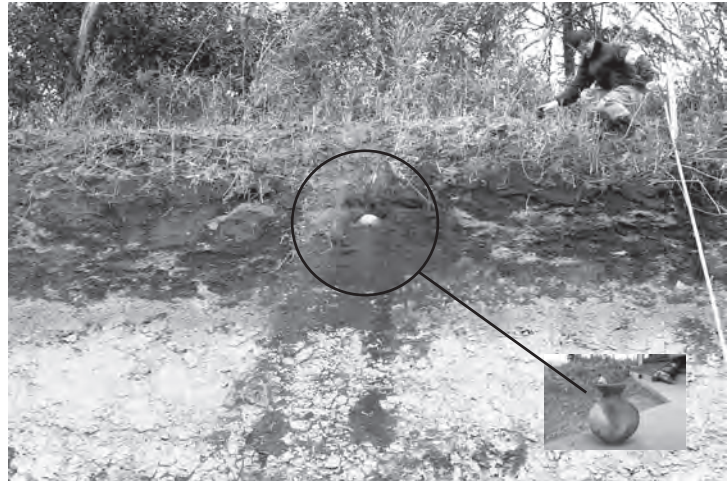
主な古墳の規模と年代

	東松山市内	埼玉県内	畿内
前期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 根岸稻荷神社 (25m) ■ 諏訪山 29号 (35m) ● 古凍 13号 (28m) ■ 柏崎天神山 (57m) ■ 高坂 8号 (34m) ● 諏訪山 (68m) ● 将軍塚古墳 (115m) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 山の根 (54m) (吉見町) ■ 権現山 2号 (32m) (ふじみ野市) ■ 塩 7号 (22m) (熊谷市) ■ 塩 1号 (35m) (熊谷市) ■ 塩 2号 (30m) (熊谷市) ● 熊野神社 (38m) (桶川市) ■ 鷲山 (60m) (本庄市) ● 長塚聖天塚 (50m) (美里町) ■ 三変稻荷神社 (23m) (川越市) ● 中道 1号 (24m) (美里町) ● 川輪聖天塚 (38m) (美里町) ● 高稻荷 (75m) (川口市) ■ 万年寺つつじ山 (25m) (本庄市) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 箸墓 (278m) ● 西殿塚 (230m) ● 桜井茶臼山 (207m) ● メスリ山 (224m) ● 行燈山 (242m) ● 渋谷向山 (300m) ● 佐紀陵山 (207m) ● 五社神 (267m) ● 津堂城山 (208m) ● 中津山 (290m)
中期	<ul style="list-style-type: none"> ● 雷電山 (76m) ● 諏訪山 33号 (25m) ● 東耕地 3号 (25m) ● 下道添 3次 1号 (24m) ● 権現塚 (38m) ● 柏崎 17号 (18m) ● 諏訪山 1号 (19m) ● 高坂 4号 (32m) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 志渡川 (41m) (美里町) ● 物見塚 (42m) (美里町) ● 公卿塚 (70m) (本庄市) ● 生野山将軍塚 (60m) (本庄市) ● 安光寺 2号 (27m) (美里町) ● 金満神社 (69m) (本庄市) ● 生野山 9号 (44m) (本庄市) ● 大稻荷 (26m) (行田市) ● 横塚山 (30m) (熊谷市) ● とやま (69m) (行田市) ● 稻荷山 (120m) (行田市) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 上石津ミサンザイ (365m) ● 室宮山 (238m) ● 墓山 (220m) ● 誉田御廟山 (425m) ● 御廟山 (203m) ● ウワナベ (205m) ● 大仙陵 (486m) ● ヒシアゲ (219m) ● 市野山 (227m) ● 土師ニサンザイ (290m) ● 岡ミサンザイ (245m)
後期	<ul style="list-style-type: none"> ● 弁天塚 (40m) ● 下松 5号 (22m) ● 岩鼻 9次 5号 (20m) ● おくま山 (62m) ● 岩鼻 6次 2号 (30m) ● 長塚 (35m) ● 三千塚第Ⅶ支群 5号 (25m) ● 冑塚 (37m) ● 若宮八幡 (30m) ● 秋葉塚 (45m) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 二子山 (130m) (行田市) ● 丸墓山 (105m) (行田市) ● 甲山 (92m) (熊谷市) ● 将軍山 (90m) (行田市) ● 鉄砲山 (109m) (行田市) ● 真名板高山 (127m) (行田市) ● 小見真観寺 (112m) (行田市) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今城塚 (190m) ● 河内大塚 (335m) ● 見瀬丸山 (318m) ● 梅山 (140m) ● 烏土塚 (60m) ● 藤の木 (48m)
終末期	<ul style="list-style-type: none"> ● 附川 1号 (13m) ● 古凍 4号 (30m) ● 田木山 1号 (12m) ● 附川 8号 (13m) ● 比丘尼山横穴墓群 ● 柏崎 5号 (30m) ● 西原 1号 (13m) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 八幡山 (80m) (行田市) ● 浅間塚 (50m) (行田市) ■ 戸場口山 (42m) (行田市) ■ 山王塚 (63m) (川越市) ■ 穴八幡 (28m) (小川町) 	<ul style="list-style-type: none"> — 石舞台 (—) ■ 春日向山 (63m) ● 岩屋山 (45m) ■ 西宮 (36m) ● 野口王墓 (58m) ● 高松塚 (23m)

● 前方後円墳 ■ 前方後方墳 ● 帆立貝形古墳 ● 円墳 ■ 方墳 ● 八角墳 ■ 上円下方墳 — 墳形不明

※時期区分内での前後関係は表示していません。

ねぎしいなりじんじゃこふん
根岸稲荷神社古墳（古凍）は前方後方墳で、周溝から出土した土器から、4世紀初頭に築造された県内最古の古墳と評価されています。また県内で初めて発見された「三角縁陳氏作四神二獣鏡」は古墳時代前期ヤマト王権とのかかわりを直接的に示す資料といえます。将軍塚古墳（下野本）は残存墳丘長115mを有する前方後円墳で、4世紀後半に築造された、当時県内最大規模の古墳であったことがわかっています。



根岸稲荷神社古墳土器出土状況

らいでんやまこふん
5世紀初頭に築造された雷電山古墳（大谷）から出土した埴輪は、土師器の製作技法を応用して造作された特徴的なもので、県内最古の埴輪であることがわかりました。

ひがしこうちごふん
東耕地3号墳（市の川）で出土した、横剥板鋌留短甲を含む武具類は、発掘調査で出土した県内初の事例で、ヤマト王権、あるいはほぼ同時期に造営が開始された埼玉古墳群（行田市）との軍事的なかわりを示す資料と評価されています。

ほたてがいがたこふん
おくま山古墳（古凍）は墳丘長62mの帆立貝形古墳で、周溝内から、市域で初めて盾持人埴輪が出土しました。また周溝覆土中から榛名山二ツ岳の火山灰が確認され、古墳の築造年代が5世紀末であることが確実にわかった学術的にも重要な古墳です。

わかみやほちまんこふん
若宮八幡古墳の主体部である横穴式石室は、凝灰岩（シルト岩）の切石を切組積みで積み上げた複室構造で、玄室側壁が玄門から奥壁にかけて湾曲する平面形を持つ、いわゆる胴張りです。この石室のスタイルは、こののち武蔵地域（埼玉県及び東京都と、神奈川県の一部）で造営された有力首長層の古墳の主体部にも採用されたもので、その最初期の例として学術上重要視されています。また近年では石材について、市内葛袋や岩殿で確認された石材との共通性がうかがえ、石材の切り出しから、横穴式石室を作り上げるまでの経過がみえる好例といえます。

にしはらごふん
西原1号墳（上唐子）の発掘調査で、主体部からは鉄鏃・方頭大刀とともに銅鏡が出土しています。特に銅鏡は、県内で数点（埼玉将軍山古墳・小見真観寺古墳・八幡山古墳いずれも行田市）しか確認されておらず、仏教法具とのかかわりも指摘される資料で、古墳時代終末期、古墳文化の終焉を紐解く上で重要な資料といえます。



雷電山古墳出土埴輪



東耕地3号墳出土短甲



おくま山古墳出土盾持人埴輪

古墳時代前期集落と五領式土器

五領遺跡（若松町）で発見された土器は、弥生時代後期と古墳時代中期の狭間に位置するものと認識され、古墳時代前期の標識土器として「五領式土器」が設定されました。五領遺跡はその後、およそ1haの調査区から、縄文時代から奈良時代までの計56軒もの住居跡を検出し、その多くが古墳時代前期に帰属するものでした。この発見はその後の東国古墳時代研究の年代的指標となる五領式土器が認識されたことに加え、市域に古墳時代前期の大集落が営まれていたことも示す成果となりました。

また反町遺跡（あずま町）からは、計281軒の古墳時代前期の住居跡を検出しました。古墳時代前期としては県内最大の集落跡です。住居跡のほか、都幾川から分かれた小河川を堰き止めた堰の跡や大量の木製農具、水晶製勾玉の剥片やガラス小玉の鋳型、緑色凝灰岩を加工した管玉の未成品が出土した玉造工房跡など、生業に関わる遺構も検出されており、都幾川水利を得た大規模な集落があったことを示す発見といえます。



五領式土器



反町遺跡と都幾川



反町遺跡出土木製品（白）



反町遺跡出土ガラス小玉鋳型

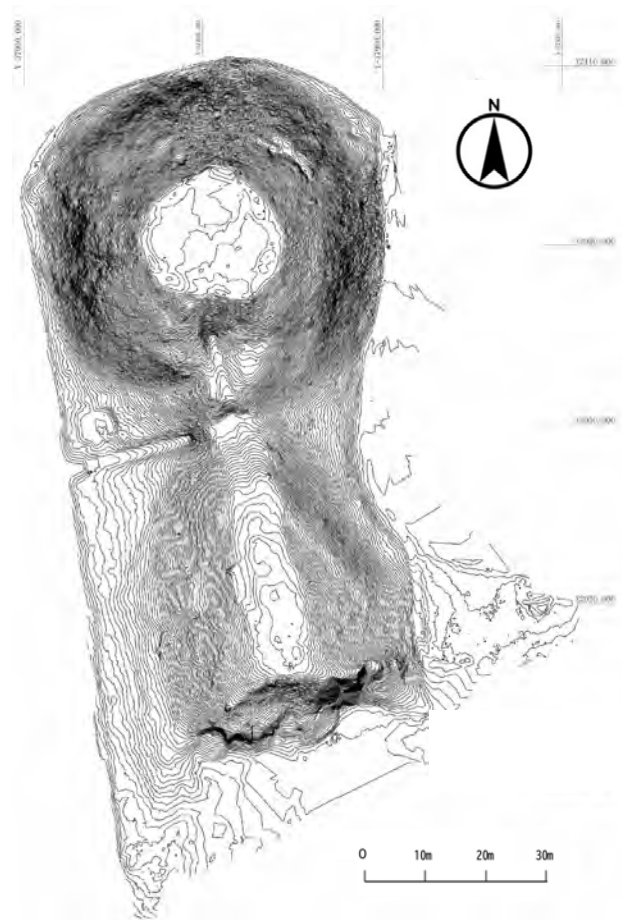
参考：『埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第380集 反町遺跡Ⅱ』（財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団・平成23年〈2011年〉）

三角縁陳氏作四神二獣鏡発見と将軍塚古墳

三角縁神獣鏡は市域の在地首長とヤマト王権の直接的なかかわりを示す資料であって、発見の背景に反町遺跡をはじめとする古墳時代前期集落の地域間交流（物流）があると考えられます。また古墳時代前期としては県内最大の古墳である将軍塚古墳が築造されたのも、反町遺跡にみられるような、ヤマト王権と在地首長が主導した低地開発の結果と考えられ、そこで力を持った有力者が存在し、その人物が眠る墳墓として造営された背景が見えてきます。



三角縁陳氏作四神二獣鏡



将軍塚古墳墳丘測量図

(4) 律令国家における集落の展開と窯業（奈良・平安時代）

市域には数多くの集落が見つっていますが、^{かんが}官衙など、律令国家において重要な施設が存在した可能性があります。また寺院や瓦窯跡の存在は東国の仏教文化の浸透と有力者層による寺院造立の一端を示しています。

市域における奈良・平安時代の集落は^{ほんしみずいせき}番清水遺跡・^{しもやまいせき}下山遺跡・^{ふるよしかいどういせき}古吉海道遺跡など東松山台地の東端周辺や^{いわはないせき}岩鼻遺跡や^{さわぐちいせき}沢口遺跡など岩鼻台地周辺、^{おつかはらいせき}岩殿丘陵上の^{たてのいせき}大塚原遺跡・^{みどりやまいせき}立野遺跡・^{つきなみいせき}緑山遺跡、高坂台地上の^{さんとうらいせき}月並遺跡など各所で発見されています。

特に東松山台地上の^{さんとうらいせき}山王裏遺跡・^{なかはらいせき}中原遺跡では奈良時代後半から平安時代前半にかけての住居跡が多数確認されており、^{こかじあと}小鍛冶跡や^{きだんじょういこう}基壇状遺構とともに多数の須恵器や瓦が出土しています。また山王裏遺跡に近い^{にしうらいせき}西浦遺跡からは、^{えんめんけん}円面硯10点のほか「比」、「企」の文字を記す^{ぼくしよ}墨書土器が見つっています。これらの遺跡が所在する野本地区には「古凍」という地名があり、これを「^{こおり}古い郡」と解釈し、近隣の^{こもり}吉見町や坂戸市で、同時期の官道である東山道武蔵道が発見されたことも相まって、比企郡の郡衙（古代の役所）が野本地区に所在する可能性が指摘されています。

また高坂駅東口の土地区画整理事業において、高坂台地上に所在する^{おおいせいせき}大西遺跡や^{しもでらまえいせき}下寺前遺跡から瓦や風字硯の出土、^{ふうじけん}基壇状遺構の検出などが相次ぎ、「大西廃寺」と称される古代寺院の痕跡が確認されています。また大岡地区に所在する^{おやかわらがまあと}大谷瓦窯跡は、昭和30年（1955年）に発見された窯跡で、出土した^{のきまるがわら}軒丸瓦の型式から7世紀後半に造営されたことがわかります。



大西遺跡出土風字硯



大西遺跡出土基壇状遺構



大谷瓦窯跡窯体と出土瓦



2. 中世

(1) 武家社会の確立と武蔵武士（鎌倉時代）

市域の所々に残された土塁や堀跡、あるいは地名を名字として名乗る「名字の地」の存在から、鎌倉時代には多くの武士が拠所を構えていたと考えられます。それらの武士は死後の安寧を願い、数多くの板碑を残しています。

治承4年(1180年)に源頼朝が挙兵し、石橋山で敗戦したのち、安房国を経て武蔵国に入ると、武蔵国の勢力図は一変します。すなわち、秩父平氏に組していた諸氏の頼朝への服属です。

秩父平氏は武蔵介平忠頼と平将恒の娘の子である平将恒が武蔵国秩父郡を拠点として秩父氏を名乗ったのがはじまりで、重綱の代には事実上武蔵国在庁官人のトップともいえる「武蔵国留守所総検校職」に任ぜられ、武蔵国の広範に勢力を拡大しました。平治元年(1159)の平治の乱で源義朝が敗れると、以降は平家方についていましたが、頼朝の挙兵に際し、畠山重忠・河越重頼・江戸重長らが頼朝に下り、鎌倉幕府の設立に尽力しました。後述する諸氏も鎌倉幕府を支えて活動し、その痕跡は現在の東松山市域にも残されています。

市域に遺る武蔵武士の旧跡

【小代氏】

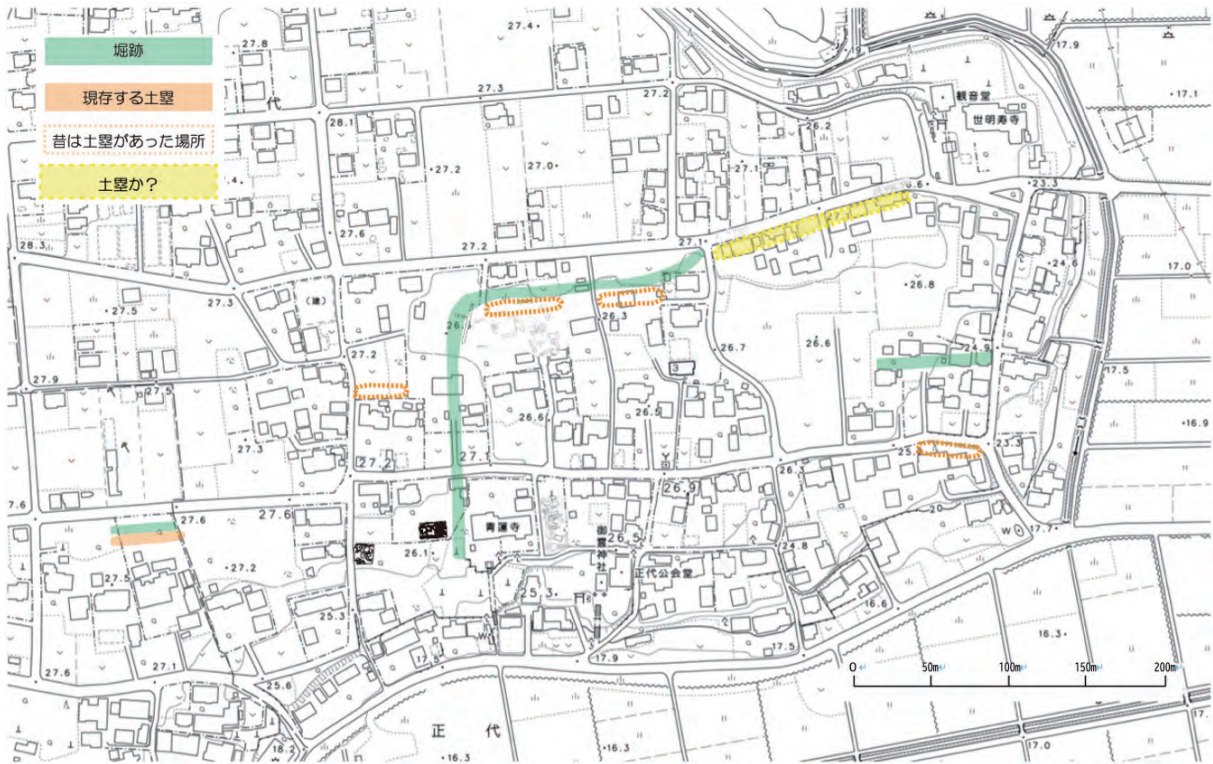
小代氏は見玉党の武士で、小代郷（正代）を名字の地とし、入西遠弘が名乗ったのがはじまりとされています。御霊神社（正代）は、頼朝の異母兄にあたる源義平が大蔵合戦で叔父の義賢を討ちとった際に居を構えた「小代ノ岡ノ屋敷」に拠点を置いた小代氏が義平を祀ったとされる神社で、「小代ノ岡ノ屋敷」は現在の大字正代字中形一帯にあったと推定され、北辺150m、西辺140mにわたる土塁や堀が確認されています。



御霊神社



弘安四年銘板石塔婆



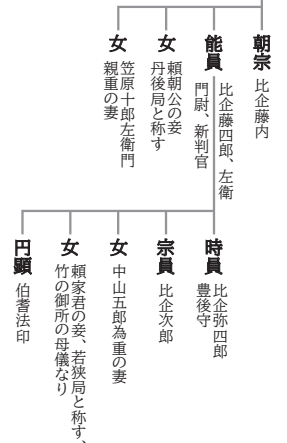
小代氏館跡

【比企氏】

比企氏は武蔵国比企郡を本拠にした一族です。比企尼が頼朝の乳母を務めて以降、頼朝の信任を得て幕府を支えました。比企尼の推挙で家督を継いだ、比企尼の甥で養子の比企能員ひきのよしかずの娘である若狭局が、二代将軍頼家の妻妾となり、一幡を産み、将軍外戚として権勢を強めたことで、頼家の後継者争いで北条氏と対立し、建仁3年(1203年)に能員と一族は一幡とともに北条氏によって滅ぼされました(比企氏の変)。

岩殿観音正法寺いわどのかんのんしょうぼうじ(岩殿)の寺伝によると、正法寺は頼朝が比企能員に命じて再興させ、庇護した古刹で、千手観音は頼朝の妻、政子の守り本尊とされています。また大谷地区には比企氏にまつわる様々な伝承があり、比丘尼山びくにやまは比企尼が、夫である遠宗の死後、草庵を結んだとされる山です。また比企氏の変で亡くなったと考えられている若狭局ですが、その後生き延びて、頼家の菩提を弔うために比丘尼山周辺に大谷山寿昌寺じゅしょうじ(のちの宗悟寺)を建立したという伝承があります。

遠光 波多野三郎内
舎人・比企祖
遠泰 比企藤太、比企郡
住人・比企荘司
遠宗 比企大郎
掃部允



比企氏系図



比丘尼山



正法寺観音堂

【高坂氏】

高坂氏は、秩父重綱の子の五郎が高坂郷（高坂）に居住して高坂を名乗ったことに由来します。鎌倉時代の高坂氏に関する動静は長らく不明とされてきましたが、高坂氏の名の地とされる高坂台地上の^{たかさかにほんちよういせき}高坂二番町遺跡から、複数の礎石建物とともに、13～14世紀のかわらけ（素焼きの盃）や、多種多様な輸入陶磁器が出土しています。



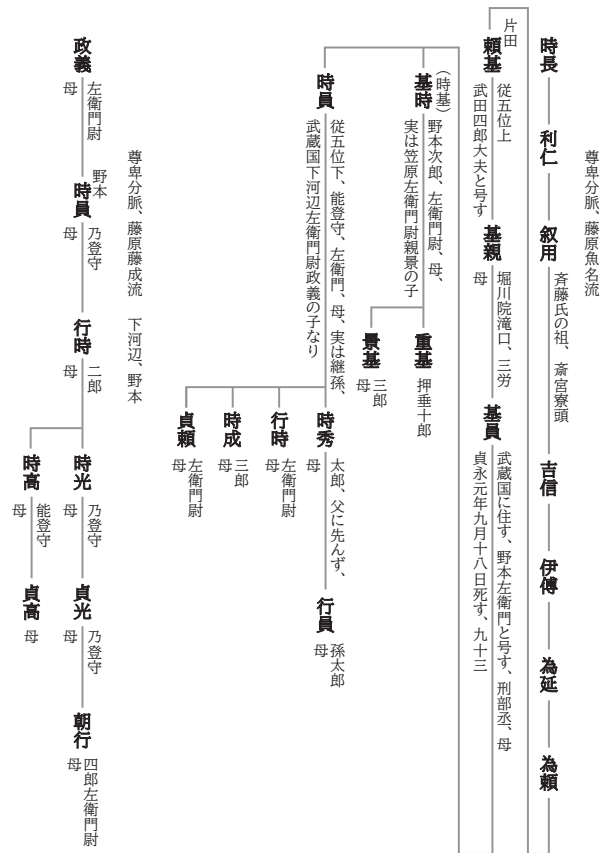
高坂二番町遺跡出土陶磁器

【野本氏】

野本氏は魚名流藤原氏で、平安時代の武将で貴族であり、鎮守府将軍を務めた藤原利仁の子孫です。堀川院（京都府京都市）の護衛にあたる武士（滝口）であった片田基親の子の^{もとかず}基員が、野本（下野本）に居住して野本左衛門と称したのが野本氏の始まりとされています。「野本氏館」は13世紀初頭に基員が館を構えたものと考えられ、現在の無量寿寺の西と北には二重の土塁と堀が確認され、一部土塁が現存しています。またこうした縁から、館に接して所在する將軍塚古墳の墳頂部には、利仁を祀る利仁神社が鎮座しています。



野本館跡土塁



野本氏系図

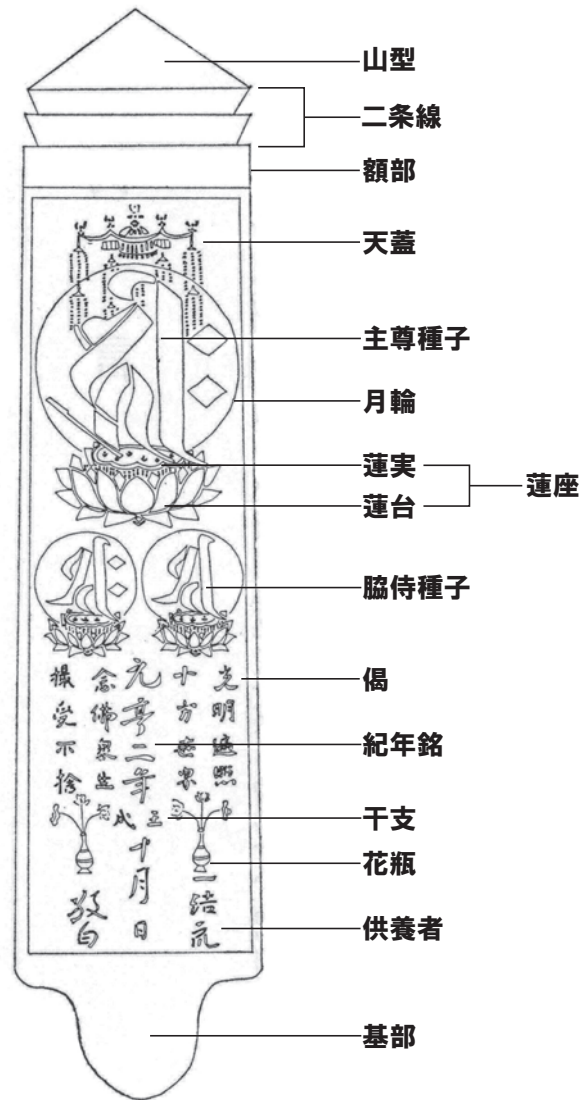
【押垂氏】

野本基員の養子である基時^{もととき}が押垂^{おしだり}に居住し、押垂氏を名乗りました。和田合戦や、承久の乱における宇治川の戦いなどで戦功のあった押垂氏ですが、館跡の遺構は確認されていません。

武蔵型板碑

このように市域を拠点とした武士は鎌倉時代を通して多く存在しましたが、前述のとおり多角的な視点をもって歴史像を丁寧に紐解く必要のある中世史において、重要な資料の一つに、板碑^{いたび}（板石塔婆・青石塔婆）があります。

鎌倉時代中頃から戦国時代末にかけて全国的に造立された石製の供養塔で、主に死者の菩提を弔うために武士や僧が造立をはじめました。のちに庶民に広まり、村人が合力した造立や、庚申待^{ごうりき}などの民間信仰に基づく造立など、すそ野が広がりました。特に関東地方を中心に広く確認されている、緑泥石片岩^{りよくでいせきへんがん}を使用した特徴的な板碑は「武蔵型板碑」と呼称され、30,000基近い基数が確認されていることと、均整の取れた造形から、国内でも代表的な板碑の型式と位置付けられています。武蔵型板碑の呼称のとおり、埼玉県域は武蔵型板碑の中心地であり、市域にも昭和56年（1981年）時点で800基（『東松山市史資料編第2巻』）を確認しており、これ以降に発掘調査で出土した資料を中心とする埋蔵文化財センター所蔵の板碑が令和3年（2021年）時点で239基所在しており、総数1,000基を超える板碑が確認されています。



板碑部分名称



清見寺心字座板石塔婆



虎御石



板石塔婆（光福寺）



板石塔婆（妙昌寺）

（2）鎌倉府の設置と争乱の始まり（室町・南北朝時代）

市域には鎌倉公方足利基氏かまくらくぼうあしかがもとうじと関東管領上杉憲顕かんとくかんれいうえすぎのりあきの争いに関連する史跡があり、室町・南北朝時代における、東国統治をめぐる勢力争いにおいて重要な地であったことがわかります。

元弘3年／正慶2年（1333年）、足利尊氏あしかがたかうじは建武の新政ののち、武蔵守むさしのかみに任じられ、国内の武士や寺社の所領安堵しよりょうあんどなどを行いました。建武2年（1335年）に中先代の乱がおきると建武新政府に反抗し、北朝を擁立して建武5年／延元3年（1338年）には征夷大将軍となり、新しく京都に幕府を開きました。

幕府成立後、関八州を含む東国10か国を掌握するために鎌倉府を設置し、貞和5年／正中4年（1349年）には四男の足利基氏を派遣し、長官たる鎌倉公方に据え、以降世襲しました。幼い基氏を補佐する役割として関東執事（のちの関東管領）を置きました。

関東執事、上杉憲顕やまのうちは山内上杉家の祖とされる人物です。正平5年／観応元年（1350年）に勃発した観応の擾乱じょうらんで尊氏の怒りを買って、上野・越後守護職を剥奪されましたが、尊氏が没した



のち、基氏が憲頭をひそかに越後国守護に再任し、罷免した関東執事畠山国清の後釜に据えるべく、鎌倉に呼び寄せました。上野・越後守護職を憲頭に返すよう求められた宇都宮氏綱は、これを拒みましたが、越後守護職を解任されてしまいます。これに反発し、鎌倉への通り道である上野国で憲頭を討つべく、重臣である芳賀禪可を派遣しましたが敗れ、畠山・宇都宮ともに関東執事職をばく奪され、上杉憲頭がその任について「関東管領」を名乗り、以降は上杉氏が世襲することになりました。

「足利基氏の墓跡」(市指定)は、基氏が芳賀禪可らを岩殿山で迎え撃った際(岩殿山合戦)に陣を構えた場所とされ、一部土塁と堀が現存しています。

基氏急死後の正平23年/応安元年(1368年)には武蔵平一揆の乱が勃発します。もともと平姓の武士で形成された平一揆は、憲頭復権に係る基氏の戦いに駆り出され、かつての総大将である畠山国清の討伐や宇都宮氏との争いにも参戦しましたが、いざ憲頭が復権すると、憲頭からの圧力を受けるようになります。正平18年/貞治2年(1363年)には平一揆の中核をなす河越氏が相模国守護の任を解かれ、高坂氏も伊豆国守護の任を脅かされるようになります。そして正平23年/応安元年(1368年)、憲頭上洛の際について河越氏を中心とする平一揆が蜂起し、これに呼応するように下野国の宇都宮氏綱や越後国の新田義宗も挙兵しました。これに対し、憲頭はあえてすぐには戻らず、幕府を味方につけるなど政治的eworkを進め、基氏の後継である氏満を擁して河越に出陣、蜂起から約4か月後に反乱を鎮圧しました。その後高坂氏をはじめとする諸氏は所領を没収されています。

(3) 小田原北条氏の伸張と松山城(戦国時代)

戦国時代になると城跡の発掘調査の成果や松山城主上田氏に関連する資料などから、市域をめぐる諸氏の勢力争いはより激しさを増したことがわかります。こうした事実は市域が諸氏にとって重要な場所であったことを示しています。

鎌倉府は幕府から独立して関東統治を始めると幕府と対立するようになり、鎌倉公方足利氏対関東管領上杉氏の争いとなっていきます。大きな転機と考えられているのは享徳3年(1454年)に上杉憲忠が謀殺された享徳の乱です。これ以降、鎌倉から古河へ移り「古河公方」と呼ばれた足利氏と上杉氏の争い、そして上杉氏の中でも扇谷上杉と山内上杉の内紛も相まって、各地で合戦が繰り広げられるようになりました。特に比企地域はこの争いの最前線の地として戦乱の渦の中心となり、この時に各所に城が築城されていたものと推定されています。

文明18年(1486年)に扇谷上杉の家宰である太田道灌が謀殺されると、扇谷・山内両上杉の対立は激化し、城を奪い合う大規模な合戦が須賀谷原(嵐山町)・高見原(小川町)など、比企を戦場として勃発しました。いわゆる「長享の乱」と呼ばれる大乱で、両上杉の争いは泥沼の様相を呈すこととなりますが、このパワーバランスが崩れたのが小田原北条氏の伸張です。

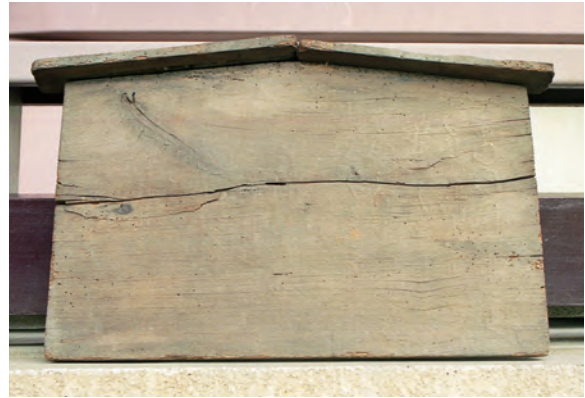
16世紀にはいり、北条氏による武蔵国への侵攻が始まると、両上杉は和睦を結び、古河公方も協力して北条と対峙します。天文6年(1537年)に河越城が北条氏によって攻め落とされると、上杉氏が松山城に入ることとなります。天文15年(1546年)に河越城奪還のために上杉憲政(山内上杉)・上杉朝定(扇谷上杉)・足利晴氏(古河公方)連合軍が北条氏康と争いますが敗戦

(河越夜戦)し、この敗戦を契機として鎌倉府から続く古河公方足利と関東管領上杉による関東支配は完全に瓦解し、関東における戦国大名である小田原の北条氏の支配が確立しました。「永福寺の制札」(市指定)は、天文22年(1553年)に北条氏が下付した制札で、北条氏の支配が松山まで広がっていたことを示す貴重な資料です。

河越夜戦以降、北条方となった松山城ですが、北条氏の松山城支配が安定することはありませんでした。永禄3年(1560年)に長尾景虎

(上杉謙信)が関東に侵攻すると、北武蔵は再び戦乱となり、松山城を北条氏と越後の上杉氏が奪い合いました。上杉氏の侵攻に北条氏は甲斐の武田氏や駿河の今川氏と手を結んで対抗することで松山城の支配を奪還します。これらは北武蔵の支配をめぐる中心に松山城があったことを示します。

天正17年(1589年)に豊臣秀吉が関東討伐を進めると、松山城は一気に緊張の度合いを高めることとなります。「上田憲定印判状」には、松山城主上田憲定が松山領かたよせ郷(現在の上唐子に比定)の領民に対し、農民や僧侶に至るまで戦の準備に精を出し、主だったものは松山城に出頭するよう下知しています。天正18年(1590年)、前田利家をはじめとする豊臣方の諸氏に取り囲まれた松山城は落城、その後まもなく小田原城も落城し、関東の戦国時代は終わりました。



永福寺の制札

比企の城館跡

勢力争いの舞台となった比企には様々な城が築かれ、昭和63年(1988年)に刊行された『埼玉の中世城館群』(埼玉県教育委員会)では埼玉県内で679か所の城館跡が確認されており、その内訳は館跡334か所、城跡140か所、屋敷跡73か所、その他131か所となります。現在の比企地区に所在する9市町村域に所在する城館はそのうち62か所で、戦国期に築城されたものは24か所に上ります。この中には伝承地であって、実際に発掘調査等で城跡に類する遺構が見つかっていない場所もあり、館跡であっても、戦国期に拡充整備して城のような機能を持たせた場所もあり、また城跡といいつつも、狼煙をつなぐための簡素なものや、一時的に陣を敷くために造作した陣城など、性格や規模は様々です。

市域の城跡

『埼玉の中世城館群』(埼玉県教育委員会・昭和63年<1988年>)には、市域に所在する城館跡として計11か所がリストアップされています。その多くが武士の館跡と推定され、室町時代以降、戦国期に機能したと考えられている城跡に、「青鳥城跡」(県指定)と「高坂館跡」があります。



【青鳥城跡】

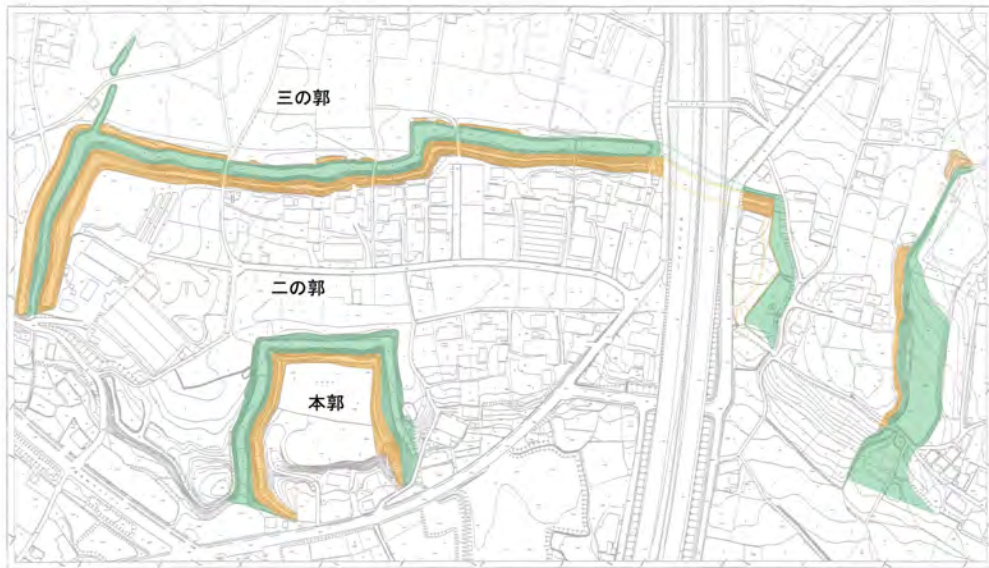
石橋に所在する青鳥城跡は、東松山台地の南縁に位置し、南面を天然の崖、その他三面を土塁と堀で守る平城であり、本郭を取り囲むように二の郭・三の郭が造られており、一部土塁と堀が現存しています。

古くは9世紀におおどりはんがみつねよし青鳥判官恒儀が築城したとの伝説がありますが、実際には13世紀初頭から14世紀初頭ごろ（鎌倉時代）に、青鳥城跡の前身となる武士の館が整備され、その後15世紀初頭から16世紀末頃に、関東の覇権をめぐる争いが激化したことにより、現在のような複数の郭・土塁・堀をそなえた城へと

拡充再整備されました。小田原北条氏の勢力拡大後は、松山城主うえだともなお上田朝直の家臣の山田伊賀守やまだいがの直安が居城したと伝えられ、天正18年（1590年）に豊臣秀吉が小田原北条氏と松山城を攻撃した際には、豊臣方である前田利家まへだとしいえが青鳥城に着陣したとされ、その後青鳥城跡はそれほど時を置かず廃城になりました。



青鳥城跡



- 現存する堀
- 現存する土塁
- 昔は土塁があった場所

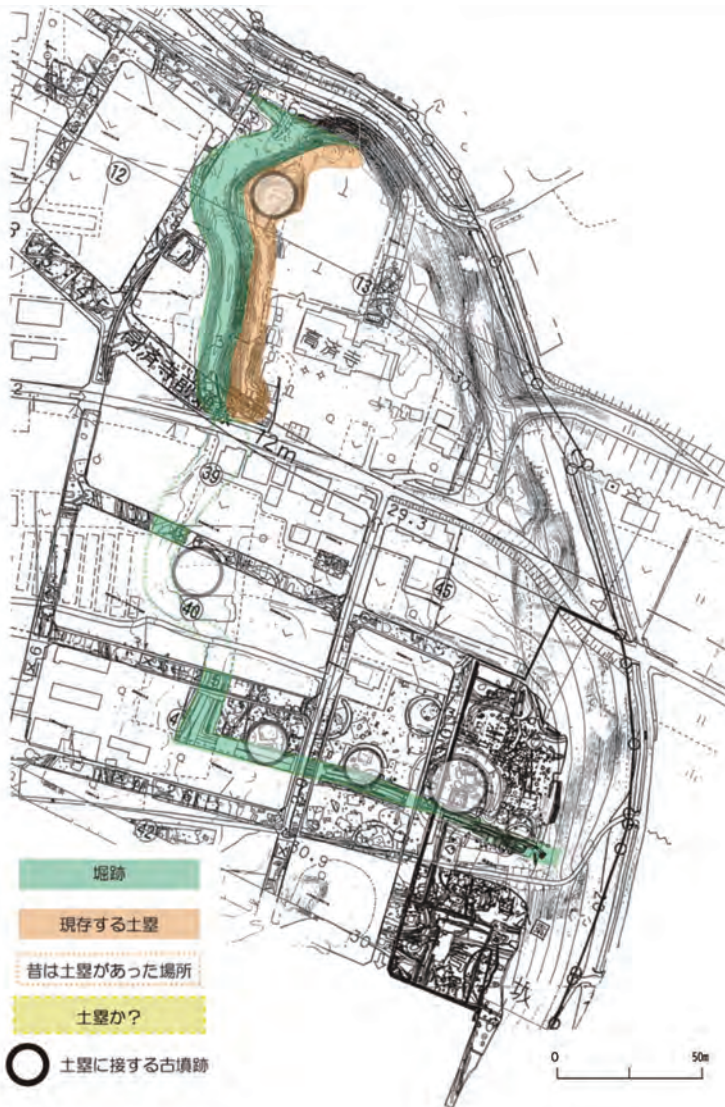
青鳥城跡全体図

【高坂館跡】

高坂に所在する高坂館跡は、高坂台地北東縁に所在する館跡で、北面・東面を自然地形の段丘崖、南面・西面を堀と土塁で守る単郭式の構造を持ちます。後世の開発によって多くの土塁が失われましたが、現在高済寺西に土塁が良好に保存されており、平成30年(2018年)に土塁脇の堀を調査した際には堀底から土塁頂部まで約8mの深さがあり、堅牢な守りであることがわかります。



高坂館跡堀と土塁



高坂館跡全体図

長らく高坂氏の館跡とされてきましたが、高坂駅東口の土地区画整理事業に伴う発掘調査が進展したことで、堀と土塁の詳細が把握できたことに加え、高坂氏の館跡が現在の高坂二番町遺跡である可能性が高まったことで、現存する堀と土塁は戦国期に造成されたもののようです。戦国期における記録としては、明応3年(1494年)、伊勢宗瑞(北条早雲)が明応の政変において、高坂在陣と『鎌倉大日記』に記されるのが最初で、その後、永禄4年(1561年)、北条氏康が「高坂に着陣」(北条氏康書状)とあり、永禄松山合戦の際にも整備されたと推定されます。これらに呼応するように土塁の調査で、複数回盛り直した痕跡が確認でき、有事のたびに改修・拡大した結果、現在のような堅牢な守りとなったものです。



松山城主上田氏

上田氏は武蔵七党のうち西党の流れをくむ庶流とされています。松山城は河越夜戦で北条方に落ちたあと、一時、扇谷上杉方の太田資正が奪還しましたが、資正の兄が死去したため、岩槻城に資正が戻ることとなり、縁者である上田朝直に松山城を預けました。しかし朝直は北条方に寝返り、以降松山城は上田氏が実効支配しました。

松山城の所有をめぐるには上杉氏と北条氏が互いに譲らず、武田・徳川同盟が北条氏を圧迫し、北条・上杉の同盟が必要となった段になっても、北条方は、「松山城領は上田氏の正統な本領」と主張していました。この情勢が変わったのが元亀元年（1570年）です。前年に武田勢が碓氷峠を越えて北条領国に侵入したことを受けて、いよいよ北条・上杉の同盟締結が急務となりました。一方上杉としても松山城にこだわり続けることで、拠り所を失った上田氏が今度は武田方に寝返る危険性があると考えていました。そこで両氏は、北条方からは上杉方に氏政の息子である上田氏秀を人質として差し出し、また上野国を上杉方に明け渡し、上杉方からは北条方に伊豆・相模・武蔵の領有権を承認することと、武田攻撃のための軍を出す条件で合意し、同年3月、越相同盟が成立しました。同盟の成立をもって正式に松山城主となった上田氏は初代城主である朝直、二代長則、三代憲定と松山領を領し、比企が戦の最前線となり続けた状況は大きく改善されました。

こうした背景から市域の松山地区には上田朝直に関連する文化財が多く現存しています。前述の「上田朝直建立青石塔婆」（県指定）もその一つといえますが、このほかにも妙賢寺（松本町）には朝直が天文19年（1550年）に日現より下付された十界曼荼羅があり、昭和55年（1980年）に「上田朝直寄進の十界曼荼羅」として市指定文化財に指定されています。



上田朝直建立青石塔婆



上田朝直寄進の十界曼荼羅

3. 近世

（1）新たな統治体制の確立と街道・宿場（安土桃山・江戸時代）

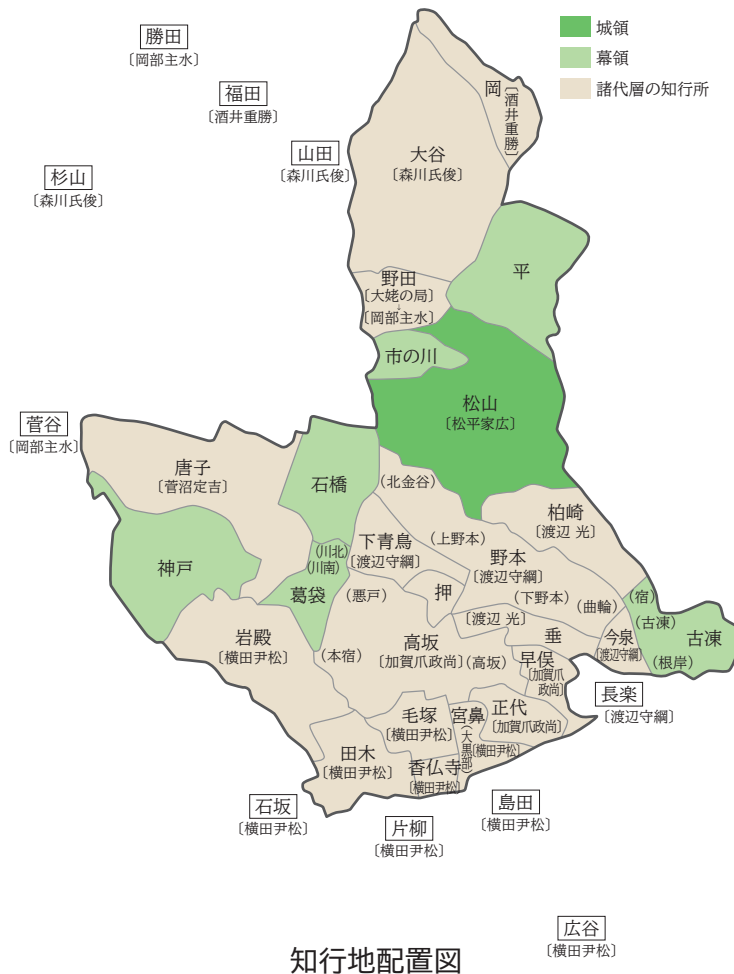
戦国時代が終わり、徳川家康が関東に移封されると市域の村々の統治は再編されました。また市域には三つの街道と二つの宿場が整備され、これらを足掛かりに様々な文化も育まれていきました。



関東入府と知行割り（安土桃山・江戸時代）

天正18年（1590年）に北条氏を降ろして小田原城に入った豊臣秀吉は、関東の統治を徳川家康に命じました。家康は関東の新領地を速やかに掌握するため、また旧領を追われた家臣を落ち着かせるため、関東各地の知行地の分配を押し進めました。市域における知行割りは概ね次のとおりです。

- 松山城・松山領：松平家広（一族庶流）
- 岡郷：酒井重勝（譜代）
- 大谷村：森川氏俊（譜代）
- 野田村：大姥局（秀忠の乳母）→岡部主水（大姥局の子）
- 唐子村：菅沼定吉（譜代）
- 柏崎村・押垂村：渡辺光（譜代）
- 野本村・下青鳥村・今泉村・葛袋村：渡辺守綱（譜代）
- 高坂村・正代村・早俣村：加賀爪政尚（譜代）
- 宮鼻村・毛塚村・香仏寺村・田木村・岩殿村：横田尹松



参考：『東松山市の歴史 中巻』（東松山市 昭和60年〈1985年〉一部修正）



慶長3年(1598年)に秀吉が没すると、^{ごたいろう}五大老・^{ごぶぎょう}五奉行は朝鮮からの撤兵令を発し、文禄元年(1592年)から続いた、いわゆる文禄・慶長の役に終止符を打ちました。朝鮮出兵に際し、^{なごや}名護屋城(佐賀県唐津市)に詰めていた家康に従軍した市域の諸氏として岡郷の酒井重勝、唐子村の^{すがぬまさだよし}菅沼定吉が知られます。

慶長5年(1600年)、関ヶ原の戦いが勃発すると市域からは酒井・森川・渡辺守綱・加賀爪・横田などが従軍しました。戦いを経て行われた論功で、酒井・森川・渡辺守綱は加増されましたが、知行割りそのものは変わっていません。

慶長8年(1603年)に家康は征夷大將軍に任ぜられ、同10年(1605年)、秀忠の上洛と將軍職就任、同16年(1611年)家康の意を強く受けた^{ごようぜいてんのう}後陽成天皇から^{ごみずのおてんのう}後水尾天皇への譲位と、名実ともに最高権力者としての地位を確立し、慶長19年(1614年)冬、元和元年(1615年)夏の大坂の陣で豊臣家を滅ぼしました。大坂の陣には加賀爪・森川・横田のほか、石橋村を得ていた山田直利が従軍したとされ、以降あらたに市域に知行を得た諸氏は次のとおりです。

石橋村：^{やまだなおとし}山田直利

市の川村：^{あさいもとただ}浅井元忠

古凍村：^{ありまとよなが}有馬豊長

大坂の陣にて抵抗勢力を押しえた徳川氏は、「一国一城令」、「武家諸法度」、「禁中並公家諸法度」などの諸制度を整備し、のちに幕藩体制と称される統治機構を確立しました。

【近世旗本墓】

將軍に臣従したもののうち、10,000石以上の領地を持つ者を大名と呼び、大名はそれぞれ親藩・譜代・外様に区別されましたが、10,000石以下であって謁見が許されたものが「旗本」、將軍との謁見が許されないものが「御家人」と大別されました。市域の諸氏の動静は前述のとおりですが、そのうち旗本の^{かがづめ}加賀爪氏、^{もりかわ}森川氏、^{すがぬま}菅沼氏については、菩提寺に墓石が現存し、文化財指定されています。全ての人々をいずれかの寺の檀家とする寺請制度の世にあつて、寺は重要な施設で、市域を拠点に活躍した諸氏も、寺を大切に庇護し、歴代の墓もそこに安置しました。秀吉の計略によって土地と引きはがされた諸氏も家康のもとで新天地における自身の正統性と地位を確立するために力を尽くしたことがこれらの墓石からもわかります。



加賀爪氏累代墓



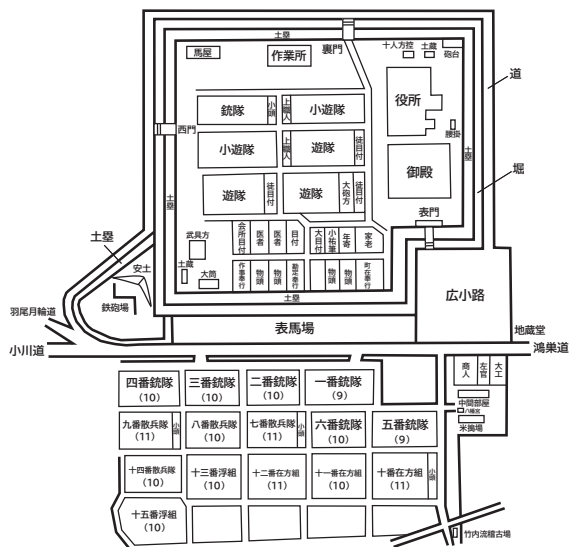
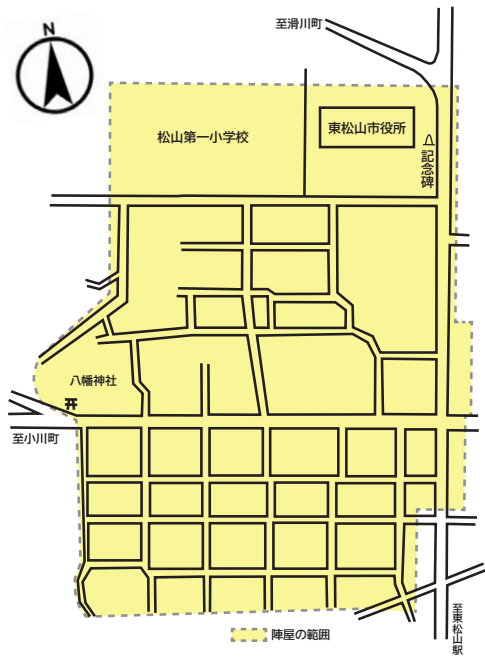
【松山陣屋】

天正18年(1590年)に家康が関東に移封となると、松山城には松平家^{まつだいらいえひろ}広が入り、松山藩を立藩し、市域の多くは松山藩領となります。しかし慶長6年(1601年)に家^{まつやまはん}広が病死し、異母弟の忠^{ただより}頼が継ぎましたが、直ぐに遠江国浜松城に移封となり、松山藩は廃藩、以降は川越^{かわごえ}藩領となりました。明和4年(1767年)、藩主の秋元^{あきもとすけとも}涼朝が出羽国山形城に移封になったことを受け、前橋藩主の松平朝^{まつだいらともり}矩の所領に編入され、一時川越藩は消滅しましたが、明和4年(1767年)に再び川越藩領となりました。



松山陣屋(記念碑)

それから100年後の慶応3年(1867年)、藩主松平直^{まつだいらなおかつ}克は、前橋領内で前橋城再建と藩主の前橋復歸の要望が強かったこともあり、前橋城の再築と帰城を幕府に願い出、前橋藩が再立藩します。藩主が前橋に戻ったことで、武蔵国には比企郡を中心に62,000石もの領地が飛び地として残ることとなり、これを管理するために、松山町に陣屋が置かれました。松山陣屋は、現在の松葉町1丁目のほぼ全域に渡る大規模なもので、幕末の動乱期に設置されたことから、役所や御殿など主要な施設がある部分は、周りを土塁と城塀、その外側を堀で囲う頑丈なつくりでした。国内でも最大級の規模であった松山陣屋ですが、明治4年(1871年)の廃藩置県によって、ごく短い期間でその役割を終えることになりました。



松山陣屋図

参考:『前橋藩松山陣屋』(松山陣屋研究会・昭和54年〈1979年〉一部修正)



街道と二つの宿場

街道は人・物の移動を円滑にし、各地を統治する上で重要な役割を果たします。幕府は道と宿場の維持・整備に力を注ぎ、市域にも川越道・熊谷道、江戸道・秩父道・南秩父道、八王子道・日光道の三つの街道と松山宿、高坂宿の二つの宿場が整備されました。

川越道・熊谷道は川越と中山道熊谷宿を結ぶ道で、古凍で市域に入り、東松山台地上を通過して松山宿へと入り、北上して岡で市域を出ます。

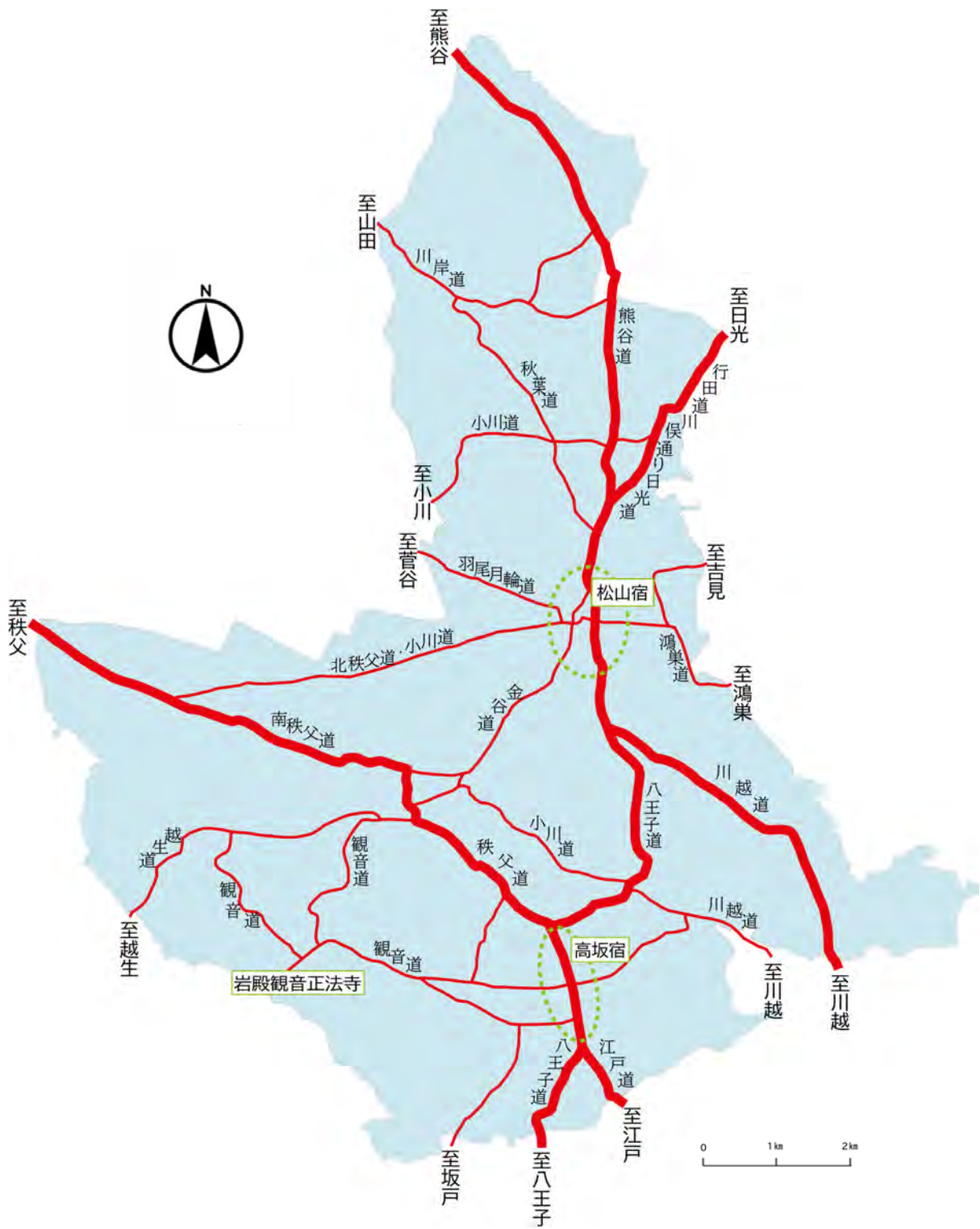
江戸道・秩父道・南秩父道は江戸と秩父の大宮郷（現在の秩父市街）を結ぶ道で、江戸から川越を經由し、市域では島田の渡し（現在の坂戸市と東松山市をつなぐ島田橋）で越辺川を渡り、高坂宿を通過して葛袋の渡しで都幾川を渡り、唐子を通って菅谷（現在の嵐山町域）に抜けます。

八王子道・日光道は八王子から出て、日光例幣使街道にっこうれいへいしつかいどうに合流して日光（現在の栃木県日光市域）に至る道で、越辺川を渡り田木で市域に入り、高坂台地上は秩父道と同じルートを通って高坂の北（現在の東松山橋のたもと付近）で秩父道と分かれ、野本を通過して川越道・熊谷道と合流し、松山宿を通過して大沼の北（現在の東松山市民病院付近）で再び分かれ、行田方面に抜けます。八王子千人同心はちおうじせんにんどうしん（街道の整備や治安維持を担い、幕府の直轄領である八王子に配置された武士）が日光勤番（主に日光東照宮の警備、火の番を担う役割）のための移動に使用した街道とされています。

また街道の整備に大きな影響を与えたのが、江戸時代に流行した札所巡りです。札所巡りは観音霊場をめぐる巡礼のことです。市域には坂東三十三所観音札所の十番札所である岩殿観音正法寺があったため、正法寺と他の札所を繋ぐ観音道が整備され、道標どうひょう『八王子道』（市指定）は札所巡りに関連して置かれた道標です。



道標「八王子道」



東松山市の街道

参考:『東松山市史 資料編第5巻 民俗編』(東松山市 昭和58年<1983年>一部修正)



村の信仰と娯楽

幕府の統制下に置かれた諸宗諸本山の末寺支配は市域にも及びました。寺請制度は村人の信仰する宗教を調査する宗門改と民衆に寺請証文を受けることを義務付け、村人たちの意識と生活を規制しました。神仏習合の世界に住みながらも、それぞれの宗旨と結びつく神仏を信心して石仏を建て、巡礼や伊勢詣に旅立ちました。市域の岩殿観音や箭弓稲荷神社が広域に信仰を集め、参詣者で賑いました。村人は、寺院の縁日、神社の祭りに集い、勧進相撲や芝居・見せ物を楽しみました。

【近世社寺建築】

市域に所在する近世社寺の大きな特徴に、装飾性豊かな社殿彫刻が挙げられます。「箭弓稲荷神社本殿・幣殿・拝殿」(国指定)は関東地方有数の規模をもつ複合社殿で、棟札から天保6年(1835年)に本殿・幣殿が上棟したことがわかっています。また安政6年(1859年)再建の「八雲神社の社殿」(市指定)に見られる日本神話をモチーフとした胴羽目彫刻や、文久2年(1862年)再建の大雷神社(大谷)に見られる、細部まで彫刻を施した荘厳な本殿など、市域各所の神社のほか、寺の堂宇や個人で建てた屋敷神に至るまで、様々なところで確認できます。こうした社殿彫刻が市域の社寺に製作された背景として、飯田仙之助の存在があります。飯田家は大里郡川原明戸村(現熊谷市)に拠点を置いて活動した大工集団で、仙之助が彫刻大工を、兄の飯田和泉藤原金軌が建築大工をそれぞれ担って受注していました。箭弓稲荷神社も、金軌が造替工事を統括し、仙之助が彫刻棟梁を担ったことが棟札からわかっています。ただ仙之助は上棟翌年の天保7年(1836年)に亡くなっており、以降はその子の飯田岩次郎と孫の源太郎に引き継がれたと考えられています。八雲神社についても、仙之助が弟子に競わせて製作したものとされ、大雷神社も棟札から飯田家が携わっていたことがわかり、彫刻は飯田岩次郎の作とされています。そのほか、飯田家のかかわりがうかがえる建築は市域の各所で確認されており、江戸時代後期、特に箭弓稲荷神社の造替工事が行われて以降、当市域に多くの作品を残したものと推定されます。



箭弓稲荷神社本殿



八雲神社本殿の彫刻

参考：『埼玉県指定有形文化財箭弓稲荷神社社殿保存修理工事報告書』(宗教法人箭弓稲荷神社・平成31年(2019年)3月)

【大雷神社の相撲と絵馬】

江戸時代、市域の村々では江戸相撲を招いて祭礼相撲が興行されました。特に大谷に所在する大雷神社だいらいじんじやでは、江戸時代中頃から明治20年代まで、10月に祭礼相撲が行われていました。祭りの“ハレ（祝い）”の食べ物としてぼたもちが相撲見物に来た人に振る舞われたことから「大谷のぼたもち相撲」と呼ばれました。神社の南の一の辻には大相撲（プロ）用、北側の二の辻に草相撲（アマチュア）用と2か所の相撲場がありました。二の辻については、土俵となる平場と、300席に及ぶ見物席が設けられました。また当時の相撲の様子が描かれた絵馬が、大雷神社に掲額されています。



大雷神社絵馬

【獅子舞】

市域に遺る民俗文化財のうち、江戸時代からのつながりがうかがえるのが獅子舞ししまいです。市域に伝わる獅子舞は、一人が一頭を担当し、それぞれが腹に太鼓をくくりつけて舞う、いわゆる「風流系」と呼ばれるもので、3頭1組で舞うことや、ささらという竹製の楽器を使うことから、「三頭獅子舞」、「ささら獅子舞」ともいわれます。市域では、野田のだ、神戸ごうど、下唐子しもがらこ、上野本かみのもとに、宮鼻の獅子舞を加えた計5件が市の指定文化財になっています。

上野本の獅子舞は太鼓に『宝暦二年』の張り紙、神社明細帳に『嘉永五年獅子頭再調』との記載があり、この時期には創始していたことがわかります。また神戸の獅子舞の太鼓にも『寛政三年六月吉日武州熊谷梅町太鼓屋三左衛門』と墨書があり、野田の獅子舞も、創始当時の獅子頭を納めていた箱に『寛永十二亥六月創始』と書いてあったことから、いずれも江戸時代には創始していたことがわかります。

残念ながら休止している獅子舞も多くあります。大谷、下岡の獅子舞が明治末頃から、東平の獅子舞が大正中頃から、宮鼻の獅子舞が昭和の終り頃から、上唐子、西本宿の獅子舞も数年前から休止しています。



上野本の獅子舞



4. 近代

(1) 東松山の近代化

市域の近代化は様々な面で進みましたが、それらは全てを新しいものに挿げ替えるのではなく、すでにあるものの良い点は活かしつつ、新たな技術や資源を活用してより良いものに作り替えていく方法で進められました。そうした近代化を象徴するものとして、教育施設の整備と産業の変革が挙げられます。

近代教育施設

明治政府の行った改革の一つに、国民の自立を促す教育制度の確立があります。欧米列強にならぬ、国民皆学を目指した政府は明治5年(1872年)に学制を制定します。現在市内にある小学校の一部は、これを受けた明治6～7年(1873～1874年)に設置されました。また小学校教育の大きな転機は明治33年(1900年)の小学校令の改正です。授業料が廃止されたことによって、児童数が急激に増加し、これまでの寺院や個人宅で学ぶスタイルから、現在のような専用校舎に変更が進みました。



旧埼玉県立松山中学校校舎

教育に関する様々な法や制度は、以降社会情勢の変化などに応じて度々改正や設計の見直しを図り、明治19年(1886年)、複数の法律からなる教育制度を確立し、社会情勢の変化に柔軟に対応できる法体制を整えます。この法令は総称して“学校令”と呼ばれましたが、そのうち中学校令には私立・町村立の中学校(今でいう高校)を廃止し、一つの県に一校のみとする方針(一府県一校設置の原則)が定められました。これは中学校の質の向上を目指す政府・文部省の意向が背景にありましたが、埼玉県ではこの県立中学校費予算を県議会が否決したことなどから、明治29年(1896年)まで中学校が1校も存在しない事態となりました。この間の空白を埋めたのが当市では「しゅんけいかじゅく春桂家塾跡」(市指定)などに代表される私塾でした。明治24年(1891年)の法改正で複数校設置が認められ、明治29年(1896年)にやっと県立中学校が二校設置されると、以降校数を増やし、大正12年(1923年)に県下7番目の中学校として埼玉県立松山中学校(現埼玉県立松山高等学校)が開校します。同年2月に完成した校舎は、埼玉県立松山高等学校の旧校舎として現存しており、フレンチ・ルネサンス様式を基調とする和洋折衷の木造2階建て校舎で、左右対称に造られ、入り口には車寄せの屋根が張り出しています。屋根中央には塔屋とうおくが突き出し、装飾性豊かな格式高い校舎を演出しています。校舎に格式高い洋風の意匠いしょうを取り入れたのは、小学校校舎との差別化を図る目的のほか、進学率を向上させたい当時の時代背景が大きく影響していると考えられています。



近代の産業

山王焼^{さんのうやき}は江戸時代末の安政2年(1855年)に横田彦兵衛^{よこたひこべえ}が創始した陶器です。市内上沼周辺が、山王様^{ひえ}(日枝神社の別称)に由来して「山王」と呼ばれており、そこで製陶^{せいとう}が行われたことから「山王焼」と呼ばれるようになりました。山王焼の特徴は時代のニーズに合わせて柔軟に製品を作り変えていった点で、例えば養蚕が隆盛期を迎えると機械製糸工場用の機械鍋や養蚕用具を製作したり、第二次世界大戦中には暗渠排水用の土管を製作するなど、目まぐるしく変わる近代化の波の中で人々の生活を下支えしました。製品のうち、19世紀後半に作られた布袋神像など4点が市の文化財に指定されています。



山王焼
(砂粒貼付大黒文花生)

明治以降、日本の柱産業として生糸の生産が本格化すると、養蚕を営む農家が増えましたが、養蚕の工程のうち、特に蚕種^{さんしゅ}(蚕の卵)を孵化させ、病気などに注意しながら稚蚕^{ちさん}を育てる間の飼育は難しく、農家ごとに行うことは技術的に困難でした。そこで野本村下野本では曲輪養蚕実行組合を組織して計画書を埼玉県に提出し、建築費の補助を受けて昭和7年(1932年)2月に曲輪養蚕^{くるわようさん}実行組合稚蚕共同飼育所を竣工しました。昭和6年(1931年)時点で稚蚕共同飼育所は全国で167か所設置されましたが、県内では曲輪、根岸^{ねぎし}(入間郡金子村・現入間市)、築瀬^{やなせ}(秩父郡原谷村・現秩父市)で同年に設置されており、県内最古の事例といえます。現在は曲輪地区の集会所として活用されており、一部改変はあるものの当時の建物を今に残しています。



曲輪集会所

近代化に必要な建材としてレンガがあります。近代日本経済の父と称される渋沢栄一^{しぶさわえいいち}は明治20年(1887年)に自身の地元である深谷市上敷免^{じょうしきめん}に「日本煉瓦製造株式会社」^{にほんれんがせいぞうかぶしがいしゃ}を設立しました。ここで生産されたレンガは東京駅舎や日本銀行社屋など、東京の主要な建物に使われ、埼玉県の地場産業として発達しましたが、市内においてはこのレンガが樋管^{ひかん}(樋門)の建材として使用されていました。樋管は農業用水を川から取水あるいは排水したり、取水した水を分岐する際に設ける水門で、平成12年(2000年)の調査で明治20年(1887年)から大正10年(1921年)までに作られたレンガ樋管は県内で206か所あり、そのうち現存していたのは52か所でした。この数は全国1位で、次いで多い千葉県や岡山県でも10か所に満たない数しか残されていません。東松山市は令和3年(2021年)時点でレンガ樋管が10か所確認され、いずれも現役で使われてきました。レンガ樋管隆盛の背景には、不安定な社会情勢にあって地場産業としてレンガ生産を安定させるために、地元が協力して買い入れた実態があり、当市域の特徴的な近代化遺産といえます。



レンガ樋管（永傳樋管）

大戦中の東松山

昭和12年（1937年）に日中戦争が開戦すると、日本は本格的な戦時体制となりました。昭和14年（1939年）には松山町にゲーゼル機器（現ボッシュ株式会社）の工場誘致が決まり、翌年には操業が開始されます。昭和19年（1944年）には陸軍松山飛行場（唐子飛行場）が設置され、また市域の周辺にも中島飛行機地下軍需工場（吉見町）、陸軍坂戸飛行場（坂戸市）、熊谷陸軍飛行学校（熊谷市）など、軍事的に重要な施設がありました。そのため本土の爆撃が始まると市域の上空にも爆撃機が連日飛行するようになり、学校の授業がほとんどできなくなるなど、日常生活に大きな影響を与えました。一方で都市部の疎開先となった東松山にとって、軍事施設は雇用の受け皿でもあり、本土空襲が始まる昭和19年（1944年）前後には人口が急増しました。

5. 現代

（1）交通網の整備と土地利用の変革（昭和・平成・令和）

戦争終結から9年後の昭和29年（1954年）、松山町、大岡村、唐子村、高坂村、野本村が合併し、東松山市が誕生します。東松山市の現代において大きな役割を果たしたものは道路や鉄道などの整備・拡充で、交通網の整備とともに土地利用のあり方も変化し、宅地・商業施設・産業団地などが整備されてきました。

主要交通網の整備

昭和42年（1967年）には国道407号東松山バイパスの柏崎―東平間が完成し、市域の東端を南北に貫くルートが開通します。昭和50年（1975年）には関越自動車道東松山インターチェンジが開通し、都心と東松山をつなぐ大動脈として機能しています。昭和61年（1986年）には国道254号東松山バイパスが開通し、川越市から川島町を経て東松山市を結ぶルートができ、さらに平成15



年（2003年）には同唐子バイパスも開通し、川島町から東松山市を経て嵐山町に至る、東西のルートが整備されました。平成19年（2007年）に国道407号東松山バイパスが開通し、前述の柏崎—東平間のバイパスと接続して、野本及び高坂を経て、坂戸市に抜ける、市内を南北に移動するルートの利便性が向上します。さらにこのルートは平成24年（2012年）に主要地方道東松山鴻巣線が整備されたことで吉見町と接続し、その先の鴻巣市方面へのアクセスも向上しました。

鉄道については東武東上線が大正12年（1923年）に延伸開通し、武州松山駅（現東松山駅）と高坂駅が開通していましたが、昭和42年（1967年）に坂戸—高坂間が、その翌年には東松山駅まで複線化され、利便性が向上しました。他の路線との相互直通運転でさらに利便性が増し、昭和62年（1987年）には営団地下鉄有楽町線（現東京メトロ有楽町線）が、平成20年（2008年）には東京メトロ副都心線が、平成25年（2013年）には副都心線を介して東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線でもそれぞれ相互直通運転を開始し、東松山から電車一本で横浜まで行くことができるようになりました。

土地区画整理

市内では度々土地の区画整理が行われてきました。市内で行われた土地区画整理は下表のとおりで、宅地造成のほか、商業施設の建設や産業団地の造成など、利便性の向上や社会のニーズに合わせて東松山市の土地利用の在り方を変えています。

市内土地区画整理事業一覧

事業名	事業期間（事業認可～換地処分）	事業面積	主要な新町名	主な土地利用
東部土地区画整理事業	昭和 46 年度～昭和 53 年度	120 ha	御茶山町・六反町・六軒町・五領町・新宿町・山崎町	宅地
高坂丘陵土地区画整理事業	昭和 51 年度～昭和 62 年度	97.2 ha	松風台・白山台・桜山台・旗立台	宅地
東平第一特定土地区画整理事業	昭和 55 年度～昭和 61 年度	44.3 ha	沢口町・殿山町	宅地
中部第一土地区画整理事業	昭和 55 年度～昭和 61 年度	16.6 ha	小松原町	宅地
高坂駅西口土地区画整理事業	昭和 56 年度～平成 2 年度	38.9 ha	元宿	宅地
松本町土地区画整理事業	平成 3 年度～平成 10 年度	8.6 ha	砂田町・小松原町	宅地
箭弓町三丁目土地区画整理事業	平成 3 年度～平成 17 年度	8.5 ha	箭弓町・松葉町	宅地
市の川特定土地区画整理事業	平成 3 年度～平成 30 年度	26.1 ha	美原町	宅地
高坂駅東口第一土地区画整理事業	平成 6 年度～（事業継続中）	70.8 ha	-	宅地
高坂駅東口第二特定土地区画整理事業	平成 13 年度～平成 23 年度	58.9 ha	あずま町	宅地・商業施設
葛袋土地区画整理事業	平成 24 年度～平成 26 年度	28.2 ha	坂東山	産業団地
藤曲土地区画整理事業	平成 27 年度～平成 29 年度	7.1 ha	仲田町	産業団地

商業施設の開業

市内には様々な商業施設がありますが、特に複合商業施設・大型ショッピングモールの開業は周辺地域住民の生活に変化をもたらします。昭和63年（1988年）には日本シルク工場跡地に「シルピア」（松葉町）が開業します。また平成22年（2010年）には大型ショッピングモール「ピオニウォーク東松山」（あずま町）が開業し、平成26年（2014年）には「ライフガーデン東松山」（あずま町）も開業しました。令和2年（2020年）には「ビバモール東松山」（神明町）も開業しました。

工業団地・産業団地の造成

昭和49年（1974年）には陸軍松山飛行場の跡地に東松山工業団地が建設されました。平成26年（2014年）には東松山葛袋産業団地が、平成29年（2017年）には藤曲産業団地がそれぞれ誕生しました。



イベント・観光施設

市内の主要なイベントとして、世界第二位、国内最大の規模を誇るウォーキングイベント「日本スリーデーマーチ」があります。昭和55年（1980年）に第3回全日本スリーデーズマーチが東松山市を会場に変えて開催されました。翌年の第4回大会から日本スリーデーマーチに改称し、令和4年（2022年）には第45回の記念大会を迎えました。

昭和55年（1980年）に埼玉県内最大の動物園である埼玉県こども動物自然公園（岩殿）が開園します。平成2年（1990年）には野田ぼたん公園（現東松山ぼたん園）が開園、平成5年（1993年）には埼玉県平和資料館が開館、平成6年（1994年）には高坂彫刻プロムナード（高田博厚彫刻群）が完成しました。平成28年（2016年）には化石と自然の体験館・くらかけ清流の郷がオープンし、また令和元年（2019年）には東松山市農林公園がリニューアルオープンし、観光客を集めています。

市立小学校・中学校の新設

市内に所在する小中学校の創立については下表のとおりです。

小学校については、松山第一小学校、松山第二小学校、大岡小学校、唐子小学校、高坂小学校、野本小学校といった明治時代からの流れをくむ学校のほかに、昭和40年代の中頃から平成の初め頃にかけて新明小学校、市の川小学校、新宿小学校、桜山小学校、緑山小学校が続々と開校しました。平成18年（2006年）には緑山小学校と桜山小学校を廃校とし、新たに桜山小学校を新設しました。

中学校については昭和30年代に南中学校と松山中学校が、周辺の中学校を統合して開校し、昭和50年代から60年代初頭には、東中学校、北中学校、白山中学校と相次いで開校しました。

東松山市立小中学校創立年一覧

学校名	所在地	創立年	設置当初の様子など
松山第一小学校	松葉町	明治 6 年 (1873)	城恩寺を校舎として設置
大岡小学校	大谷	明治 6 年 (1873)	青山学校組合に入る
唐子小学校	新郷	明治 6 年 (1873)	都幾学校として開校
高坂小学校	高坂	明治 6 年 (1873)	長松寺を仮校舎として開校
野本小学校	下野本	明治 6 年 (1873)	無量寿寺を仮校舎として設置
松山第二小学校	東平	明治 7 年 (1874)	覚性寺に寺子屋として開校
新明小学校	御茶山町	昭和 43 年 (1968)	-
市の川小学校	市ノ川	昭和 50 年 (1975)	-
青鳥小学校	石橋	昭和 57 年 (1982)	-
新宿小学校	新宿町	昭和 58 年 (1983)	-
桜山小学校	桜山台	平成 18 年 (2006)	桜山・緑山小学校を廃校し、新設
松山中学校	松葉町	昭和 22 年 (1947)	-
南中学校	石橋	昭和 33 年 (1958)	-
東中学校	六反町	昭和 53 年 (1978)	松山中学校より分離設置
北中学校	松山	昭和 58 年 (1983)	松山中学校より分離設置
白山中学校	白山台	昭和 60 年 (1985)	-

6. 東松山市の災害史

令和元年（2019年）10月12日から13日にかけて東日本一帯を通過した令和元年東日本台風は、市内に甚大な被害をもたらし、特に都幾川・越辺川・新江川流域では計7か所の堤防が決壊・欠損し、死者2名・負傷者2名・被救助者76名、全壊129件を含む700件を超える家屋被害が生じ、早侯の小剣神社は社殿が流されるなど、甚大な被害を受けました。のちに激甚災害指定された、この台風被害は、河川が集中する東松山市の特徴的な地形に起因して拡大したといえ、水害との戦いは東松山市が潜在的に持つ、大きなリスクの一つといえます。



令和元年東日本台風による被害
(九十九川流域)



被害を受けた神社社殿と発見した棟札
(小剣神社)

有史以降、様々な災害が発生していますが、その痕跡がわかる例はそれほど多くありません。群馬県域に所在する榛名山は約1万年前に山体の東部で山体崩壊が発生し、この活動以降、顕著な火山活動は発生しませんでした。5世紀に活動が再開し、6世紀中頃までに3回の噴火が発生しました。特に6世紀の2回の噴火は規模が大きく、大量の降下火砕物も噴出したようで、「おくま山古墳」（市指定）の発掘調査において、特に古墳周溝の覆土中からこの際に降下したものと考えられる火山灰層が確認されています。考古学的には古墳築造の時期を限定する重要な指標となっていますが、同時に群馬県から離れた本市においても降灰による被害が生じたことは想像に難くありません。

明和7年(1770年)の夏は5月から7月までの130日間で夕立が数度しかない早に見舞われました。岩殿・柏崎・松山・市の川・平・大谷で凶作の被害が生じた一方で、今泉・押垂・野本・下青鳥・石橋・唐子・高坂・正代・早侯・毛塚はむしろ豊作だったといえます。

天明3年(1783年)に発災した浅間山噴火による被害は市域のみならず、関東・甲信越の村々に降灰の被害が生じ、いわゆる天明の大飢饉の大きな要因となりました。市域の村々でも凶作に悩まされたようで、「夫食貸し」と呼ばれる、領主からの貸し付けで苦境を乗り切ったことが



「布施田家文書」など、古文書資料に残されています。

安政2年(1855年)に発生した安政江戸地震は、前年に発生した安政東海地震・安政南海地震と、以降発生した飛越地震・八戸沖地震・伊賀上野地震などとあわせて「安政の大地震」と呼ばれています。安政江戸地震においては江戸に甚大な被害をもたらし、旗本の江戸屋敷もその例にもれませんでした。毛塚村に知行所を持っていた横田氏の江戸屋敷も被害を受け、毛塚村ほか、知行所内の各村々から、名主を^{ちぎょうじよ}宰領として約100人が江戸屋敷に^{なぬし}応援に駆け付けたとい^{さいりょう}います。市域の被害状況をはっきりと示す資料はありませんが、一部家屋等の被害があったようで、鷹狩りに使う鷹の査定のために^{たかじょう}予定されていた鷹匠の来村を見送ってほしい旨を願^{のぐち}い出て、認め^{けもんじよ}られたことが「野口家文書」からわかります。

水害による被害は度々発生しており、明治11年(1878年)9月には都幾川流域計29か所の堤防が決壊し、下押垂村ほか5か村で計436戸、床上浸水89戸が被災し、埼玉県から救助金が支給されています。また特に明治43年(1910年)の水害は未曾有の大水害であったようで、主に都幾川流域の葛袋から正代にかけて14か所の堤防が破堤し、10日間近く水が引かない事態となりました。災害復旧と被災者支援は村の財源だけでは到底賄えず、県はもちろん、天皇皇后両陛下をはじめとする皇族からも支援を受けました。水害の背景として、舟運の衰退によって河川管理が行き届かなくなったことや、林野開発による保水機能の低下などがあげられ、以降県費による河川工事が進められていくようになるきっかけとなりました。

大正12年(1923年)に発災した、いわゆる関東大震災は京浜工業地帯を中心に大きな被害をもたらしましたが、市域各所でも家屋倒壊や液状化の被害が生じたようで、こうした被害に加え、都心からの避難民の受け入れや、復興のための資材確保など、市域における社会生活にも大きな影響を与えました。

昭和5年(1930年)には冷害(降霜)の影響で市域大岡・唐子・高坂をはじめとする比企郡内各所で桑が全滅する被害が生じ、養蚕を農業経営の一つの柱としていた各農家は大きな打撃を受けました。

昭和6年(1931年)に県内寄居町付近を震源として発災した西埼玉地震は関東大震災に次ぐ大きな被害をもたらしました。家屋の倒壊、電車・道路といったライフラインの寸断、旧制松山中学校の講堂天井崩落や箭弓稲荷神社大鳥居の倒壊といったランドマークの損壊など、多大な被害をもたらしたことが当時の「東京日日新聞」の記事からわかります。

昭和22年(1947年)9月にはカスリーン台風が関東・東北地方に甚大な被害をもたらし、県内においてもそれは例外ではありませんでした。特に稲作・桑・さつまいもなどの農作物への被害は大きく、比較的被害が少なかったとされる市域においても、堤防の決壊や住宅や農地の浸水被害を受けています。

このように、様々な自然災害に見舞われた東松山市ですが、特に水害による被害は頻発しており、各時代において水害と戦った先人たちが残した文化的所産の一部が文化財として指定されています。

水と文化財

水は農業に必要不可欠で、干ばつに苦しめられることの多かった市域においては、古くから雨ごいにまつわる様々な神事が執り行われ、その一部が文化財として今も大切に保存されています。「俱利伽羅不動尊」(市指定)は上野本に所在する不動沼ほとりに祀られた石造物で、江戸時代に造られたものと考えられています。俱利伽羅は不動明王の化身とされる龍で、水神として祀られることが多く、不動尊の所在地も、東松山台地の段丘崖から清水が現在も湧出している地点であり、水利の守り神として信仰の対象となっています。

大山(神奈川県伊勢原市)は雨乞いに靈験のある山として“雨降山”とも呼ばれ、昔から五穀豊穡や雨乞いの神として信仰され、農民たちの山岳信仰の対象とされてきました。大山灯籠は別名「石尊様」などと呼ばれ、大山の夏山開きの期間中に灯籠に献火する風習があります。市内各所にも「阿夫利神社御神燈」があり、現在も地元持ち回りで献火している場所もあります。このほか、大谷に所在する大雷神社も雨乞いに関する信仰を集めるスポットで、市内各所でこうした雨を求める信仰が行われてきた歴史がありますが、その一方で局地的な大雨や、長雨によって発災した水害で人々の生活が一変することもあります。

「野本八幡神社の絵馬」(市指定)は、明治25年(1892年)に市内上野本に所在する八幡神社に奉納された、幅362cmの大絵馬です。明治22年(1889年)から明治24年(1891年)にかけて行われた都幾川左岸の砂塚堤防の改築を記念して村々によって奉納されたもので、絵馬に描かれた八つの旗はそれぞれ上野本・下野本・柏崎・古凍・今泉・下青鳥・上押垂・下押垂各村を、紅白の旗は内務省を表しており、国の官吏の下で村の人々が力をあわせて事業を実施した様子がわかります。



俱利伽羅不動尊



野本八幡神社の絵馬



「たこつき唄」は土手普請の際に歌った歌で、現在市内においては主に上岡地区の市民で構成された、たこつき唄・上岡音頭保存会が往時の様子を今に伝える活動を行っています。上岡のたこつき唄は和田吉野川の堤防改修の際に歌われた歌とされ、「たこ石」と呼ばれる円柱状の重石に縄をかけ、打ち下ろすことで土を平らに固める整地作業を行うにあたり、息をあわせるために歌いました。“ザンザ節”と呼ばれる、江戸時代中期の天明年間より流行した歌で、主に地固めの作業唄として各地に広まりました。作業は、農閑期かつ渇水期でもある冬に作業せざるを得なく、“赤城嵐”^{あかぎおろし}とも呼ばれる寒風吹きすさぶ厳しい冬に、主に女性が中心となって作業を行いました。軽やかなザンザ節の歌声の中にも、洪水から命や耕地を守るために積み重ねてきた重労働の一面を垣間見ることができる民俗芸能です。



たこつき唄

前述のように龍神は田畑を潤す水の神として信仰されていますが、一方で堤防を守る神としても信仰され、九頭龍^{くずりゅう}信仰もその一つです。九頭龍信仰の総体を把握することは未達成ですが、市内では九頭龍を祀る祠や石造物が確認されており、特に都幾川流域の堤防周辺に所在する九頭龍信仰の痕跡は、特に明治43年(1910年)と令和元年(2019年)に発災した水害と重なる点が多いです。市内葛袋には九頭龍大権現を祀る祠があり、令和元年東日本台風の際には周辺の道路が通行止めとなるなどの被害が出ました。西本宿悪戸^{あくと}には明治2年(1869年)銘を持つ九頭龍の石碑がありますが、明治43年(1910年)の洪水で破堤し、集落は高台避難を余儀なくされました。上押垂の都幾川堤防沿いには通称“オッポリ”と呼ばれる沼がありますが、“九頭竜沼”ともよばれ、明治43年(1910年)の洪水の際に破堤してできた沼とされ、同年中に建立された石碑があります。早俣には江戸時代に造立されたと推定されている祠があり、令和元年東日本台風では特に大きな被害を受けた地区です。このように九頭龍を祀るモニュメントは水害で被害を受けてきた人々の歴史と重なり、それは現在においても変わらぬ、「土地の歴史」の一部といえます。

水を大切に、水と戦った歴史は東松山市の一つの特徴といえ、その事実を物語る文化財は、過去を補完するだけでなく、現在と未来を守るための教訓として、土地土地に守り継がれてきた実績があります。

参考：『令和元年東日本台風 水害対応に関する検証報告書』(東松山市・令和2年〈2020年〉)
気象庁ホームページ

『特別展ダムと変わる! 私たちの暮らし』(埼玉県立歴史と民俗の博物館・平成30年〈2018年〉)

『東松山市民俗芸能保存連絡協議会のあゆみ1982～2021』(東松山市民俗芸能保存連絡協議会・令和4年〈2022年〉)

『埼玉民俗 第四十五号』「九頭龍神と二〇一九年の台風十九号について」(柳正博・令和2年〈2020年〉)



7. 東松山市の文化財保護行政の歩み

(1) 東松山市の誕生と史跡の保護

昭和29年(1954年)7月1日に松山町・大岡村・唐子村・高坂村・野本村の1町4村が合併し、東松山市が誕生します。昭和30年(1955年)8月26日には東松山市文化財保護条例が制定され、東松山市における文化財行政がスタートを切りました。文化財行政における最初の課題は、1960年代に入って本格化した高度経済成長期において、開発により破壊される埋蔵文化財を保護することでした。

市内最初の発掘調査

文化財保護法制下において市内で最初に実施された発掘調査が、昭和29年(1954年)に埼玉県立松山高等学校郷土部を中心に実施された^{ごりょういせき}五領遺跡(C区)の発掘調査で、東松山市の埋蔵文化財保護行政はこのとき検出した1軒の弥生時代住居跡から歩みを進めたともいえます。

三千塚古墳群の保存運動と発掘調査

市内大谷の丘陵地帯には、古墳時代後期を主体とする^{ぐんしゅうふん}群集墳である「^{さんぜんづかこふんぐん}三千塚古墳群」(市指定)が所在しています。昭和35年(1960年)に丘陵一帯が買収されてゴルフ場造成計画が持ち上がり、全面保存を目指す保存会と土地所有者、工事業者との間で度重なる交渉が行われました。地元住民や国・埼玉県、報道機関などを巻き込んだ保存運動の結果、事前に学術調査を実施して、記録による保存に万全を期し、又ゴルフ場施工の場合には、コースを工夫して出来るだけ古墳群を保存することで史跡の保存と開発工事を両立させることとなりました。昭和36年(1961年)、三千塚古墳群の



三千塚古墳群調査風景

学術調査は計35基の古墳をわずか1か月間で調査する過酷なものでしたが、大学・高校等の学生が、近隣の寺の協力を得て、猛暑の中、道具を担いで道なき山道を登り、体調不良と闘い、多くの古墳がすでに盗掘されてしまっている現実とも闘いながら調査を行い、6世紀後半から7世紀初頭にかけて築造され続けた三千塚古墳群の動態を記録する成果を得ています。

五領遺跡の発掘調査と普及啓発

昭和32年（1957年）、社会福祉施設の子供たちが、施設に近接する農場で採取した土器を、当時、埼玉県立松山高等学校（以下、松高という）の講師を務めていた^{かないづかよしかず}金井塚良一氏に持ち込みました。その背景として昭和29年（1954年）8月に金井塚氏が、松高の郷土部の学生とともに、近隣の発掘調査を行っていた^{ごりよういせき}経緯があると考えられます（五領遺跡C区）。持ち込まれた土器が当時まだ知られていない土器であったことから、市教育委員会は資源科学研究所・明治大学^{ごりよう}考古学研究室と共同で発掘調査を実施しました（五領^{いせき}遺跡A区）。調査の結果、この土器型式が弥生時代後期と古墳時代中期の狭間に位置するものと認識され、古墳時代前期の標識土器として「五領式土器」が設定されました。



五領遺跡B区

五領遺跡はその後、昭和38年（1963年）にも東洋大学考古学研究室を中心とする大学4校、松高郷土部など3校、松山中学社会部など3校と有志が共同で第1～3次にわたる発掘調査（五領遺跡B区）を実施し、工場用地として買収されたおよそ1haの土地で縄文時代から奈良時代までの住居跡56軒を調査しました。調査にあたっては中間報告会を開催し、広く市民に紹介することで、埋蔵文化財を守る^{じょうせい}気運の醸成を図るなど、調査成果の普及にも努めており、結果として工場用地全面の調査を実現しています。

このように、開発隆盛の当時において、文化財の保護と市民生活の両立を担ったのは有志と学生で、このほかにも「冑塚古墳出土品」（市指定）が出土した^{かぶとづかこふん}冑塚古墳の保存（昭和33年〈1958年〉調査）や、同じく「鈴付腕輪」（市指定）が出土した^{すわやまごうふん}諏訪山1号墳（昭和42年〈1967年〉調査）など、東松山市の古墳時代を紐解く上で重要な資料やデータが記録され、残されているのは、諸氏の不断の努力によるものにほかなりません。

大谷瓦窯跡～市内初の史跡整備～

「大谷瓦窯跡」は7世紀後半の瓦窯跡で、比企地域における飛鳥・白鳳期あすか はくほうの活発な造寺活動を示す史跡です。昭和30年（1955年）に2基の窯跡を調査し、そのうち1基が天井部は失われつつも完全な形で残されていました。当時東国でも希少な瓦窯跡として、昭和33年（1958年）に市内初の国指定史跡に指定されました。

調査後、窯跡は埋め戻さず、木造の覆屋おおいやを建てて保存していましたが、窯跡の風化が進んだので、昭和47年（1972年）に鉄骨構造の覆屋を



大谷瓦窯跡遠景（覆屋）

設置するとともに、窯跡に砂を充填して保存を強化しました。市内における史跡整備の最も古い例であり、特に史跡の保存に力点を置いた整備です。

（2）文化財保護体制の確立

昭和30年（1955年）に東松山市文化財保護条例が施行され、東松山市文化財保護委員会を組織するなど、現代にも通じる東松山市の文化財保護体制の基礎が確立されました。

文化財保護法施行直後の埋蔵文化財発掘調査は、大学や学校の先生とその生徒が实际的に調査を行いました。東松山市においてその状況に変化をもたらしたのは、昭和40年代に市職員として文化財担当者を配置してからです。当時としては県内でも比較的早くに文化財担当者を配置した市で、埋蔵文化財の調査を市担当者が行い、調査作業員も学生ではなく、地元の人に担ってもらい、現在の文化財保護体制の基本的な形ができたのもこの時期です。

昭和59～60年（1984～1985年）には詳細な「東松山市埋蔵文化財包蔵地図」を作成し、より細密な埋蔵文化財保護が実現できるようにし、以降に行われた埋蔵文化財発掘調査は、令和6年3月31日時点でのべ409件にのぼります。

一方で文化財保存の原則は「現状保存」であり、とりわけ史跡のような広大な範囲を確実に保存し、かつ統一的な保護措置を講じていくために、行政としての優先順位を示し、保存から整備までの道筋を示すことが必要であり、その方法として史跡の保存管理計画の策定があります。



分布調査と作成した包蔵地図



青鳥城跡保存管理計画

昭和61年（1986年）、青鳥城跡の開発に対し、東松山市文化財保護委員会は青鳥城跡整備計画検討委員会の立ち上げを要望しました。背景として、青鳥城跡が関越自動車道東松山インターチェンジなど、アクセスが良好な好立地に位置し、開発計画が乱立する事態が予見され、行政として一定の指針を示すために、検討委員会を立ち上げ、統一的な行政指導と史跡保存・整備までの道筋を明示する必要性が生じたことがあります。市教育委員会では、昭和62年（1987年）に青鳥城跡保存管理基本構想検討委員会を立ち上げて検討をはじめ、昭和63年（1988年）、「埼玉県指定史跡「青鳥城跡」保存管理計画」を策定しました。計画では史跡についてA区域（厳正保存区域）・B区域（保存区域）・C区域の三つに区域指定し、それぞれ保存管理方法と現状変更に対する方針について明示しています。また公有地化の推進や史跡整備に向けた方向性をあわせて記載しています。



青鳥城跡保存管理計画報告書

社会情勢の変化が文化財に及ぼす影響は多岐にわたり、いずれの文化財もそうした^{きび}機微を敏感に察知し、必要な保護措置を講じていくことが必要です。特に史跡・埋蔵文化財はそうした影響を受けやすい文化財といえますが、それに加えて大きな影響を受けるのが民俗文化財です。

東松山市民俗芸能保存連絡協議会

昭和46年(1973年)、東松山市史編纂事業の一環として市内の民俗行事に関する地区別集中調査が実施されました。調査を実施した当時は、太平洋戦争を契機として断絶せざるを得なかった民俗芸能が、社会経済の復興を受け、各地で復活し始めていた時期でした。再興の喜びの一方で、行政として、再び失われてしまう事態とならないよう、措置を講じる必要性を感じる機会となりました。民俗芸能を次世代につないでいくための一つの方法として、各民俗芸能を一堂に会して披露する機会の創出を立案し、昭和52年(1977年)、第1回民俗芸能大会が開催されました。以降大会を重ねる中で、各民俗芸能保持団体が互いに協力し、様々な課題について協議していく体制の確保を望む機運が生まれ、昭和57年(1982年)、東松山市民俗芸能保存連絡協議会が発足しました。現在、発足の契機となった民俗芸能大会は「民俗芸能祭」と名を変え、令和5年(2023年)11月には第47回民俗芸能祭が開催されたほか、研修会の開催や後継者育成支援のための助成金交付などの事業を継続して実施しています。加盟団体は当初19団体で発足し、その後増減を繰り返して現在は13団体(令和5年4月時点)が加盟していますが、加盟にあたって文化財指定の有無を問わず、市内の指定無形民俗文化財保持団体の全てに加え、市内で活動する未指定の団体も加盟し、より広範ですそ野の広い協議・支援ができる点に大きな特徴があります。



民俗芸能祭

文化財行政の推進を受けて、各市町村に文化財担当者が配置されるようになると、市町村単独では解決が難しい問題や課題が生じたときに、市町村の垣根を超えた意見交換・情報共有の必要性が生じてきます。特に東松山市が所在する比企地区については、過去の歴史や地勢的に共通する部分も多く、連携して様々な事業に取り組むことで、より効果的な事業の実施が期待できます。



比企地区文化財振興協議会

ひきこういきしちょうそんけんくみあい
 比企広域市町村圏組合に存する8市町村に鳩山町を加えた9市町村は、文化財担当者の資質向上と文化財保護の普及に寄与することを目的とし、平成6年(1994年)、比企地区文化財振興協議会を立ち上げました。発足以前から特に開発と埋蔵文化財保護を実現させるために生じる様々な問題について、担当者間での情報共有や意見交換が行われていて、協議会の発足は、行政として市町村間の連携を位置づけて対外的に明示することと、充実した文化財普及啓発事業の実現を加速させました。現在は比企地区の様々な文化財を紹介する「巡回文化財展」や、各市町村の希望者を募り、文化財担当者の説明のもと、文化財をめぐる「比企地区文化財めぐり」の開催などの文化財普及啓発事業のほか、研修会の開催や年報の発刊など、文化財行政に係る様々な事業を連携して行っています。



巡回文化財展ポスター

一つの組織としてまとまることで、多岐にわたる課題を解決に導くことは、文化財保護行政の円滑な遂行に必要不可欠です。そういったまとまりのある種の足掛かりとして様々な事業を展開する体制の確保と維持は行政の大きな務めですが、これに加え、文化財の保存のためには、日々積み重なる調査成果の確実な収蔵・保管・継承が必要で、そうした役割を担う施設の設置が、望まれるようになってきています。

東松山市埋蔵文化財センターの開設

市制施行以降、様々な場所で実施してきた埋蔵文化財発掘調査で出土した資料については、その時々で場所を転々としながら保管されてきました。昭和62年度(1987年度)からは、廃校となった小学校(神戸分校)を文化財整理室とし、出土遺物をはじめとする資料を保管・整理していましたが、この整理室も出土遺物及び民俗資料で飽和状態となった上、建物の老朽化が著しい状況となりました。



東松山市埋蔵文化財センター

そこで市としては、出土遺物の確実な保管・管理を実現し、有効活用していくための施設の建設を計画し、国の補助を得て、平成10年(1998年)、東松山市埋蔵文化財センターを開所しました。センターは、出土遺物等の資料の収蔵・保管・整理に加え、展示室などを活用した普及啓発事業の展開や、文化財行政の窓口業務など、東松山市の文化財行政の拠点施設として機能し、現在に至っています。

(3) 東松山市文化財保護行政の今

このほかにも、展示会やシンポジウム・現地説明会・各種講座などの普及啓発活動や、動植物実態調査や社寺建築^{しっかい}悉皆調査などの基礎調査、「若宮八幡古墳」(県指定)をはじめとする史跡整備・出土遺物の保存処理など、様々な事業を実施してきました。

しかし、急速な社会情勢の変化や、予期しえぬ自然災害など、文化財を取り巻く環境は刻一刻と変化しており、限りある人員・予算の中で、これらに対応し、確実に文化財を未来に継承していくためには、まず文化財のあるべき将来像を描き、その実現に向けた方針を定め、実現のために必要な措置を洗い出し、その優先順位を定め、市民・行政はもちろん、多くの方々と共有することで、まさに“地域社会総がかり”で文化財保護を実現していく体制の確保が必要となっています。



將軍塚古墳シンポジウム



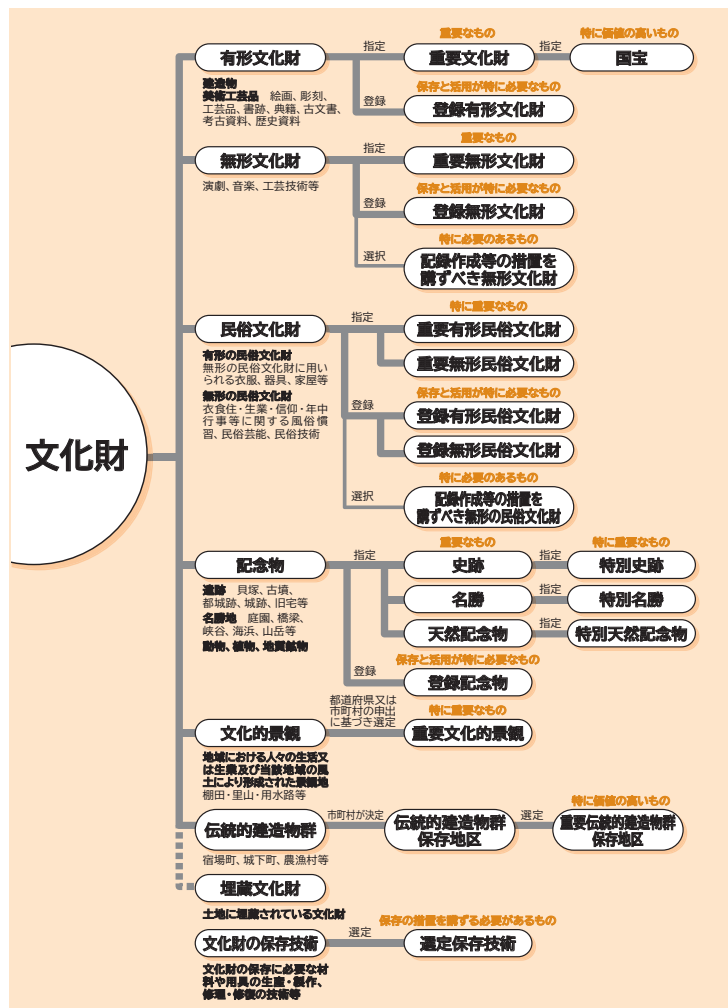
三角縁神獸鏡と復元鏡の展示



第2章 東松山市の文化財の概要

1. 文化財とは

東松山市の文化財には「文化財保護法」に規定される国指定、「埼玉県文化財保護条例」に規定される埼玉県指定、「東松山市文化財保護条例」に規定される東松山市指定があります。これら文化財はその性格によってそれぞれ下図のとおり大分類されており、その分類下に、さらにより詳細な種類が存在しています。特に種類については指定文化財が指定された理由を踏まえて分類されており、同じ性質の資料でも種類が違ふこともあります。体系的に規定されている指定等文化財ですが、実際には指定・登録されていなくとも、地域の成り立ちを語る上で欠くことのできない事物がたくさん存在し、それら「未指定の文化財」についても本計画においては触れていきます。



文化財体系図

参考：文化庁ホームページ

指定区分別件数集計表

類 型		国指定等	県指定等	市指定等	国登録	【合計】	
有形文化財	建造物	2	0	6	1	9	
	美術 工芸品	絵画	0	0	7	0	7
		彫刻	1	1	10	0	12
		工芸品	0	0	7	0	7
		書跡・典籍	0	0	3	0	3
		古文書	0	0	4	0	4
		考古資料	0	6	30	0	36
		歴史資料	0	2	7	0	9
無形文化財		0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	2	0	2	
	無形の民俗文化財	1	1	11	0	13	
記念物	遺跡	1	6	13	0	20	
	名勝地	0	1	0	0	1	
	動物・植物・地質鉱物	0	0	7	0	7	
文化的景観		0	-	-	-	0	
伝統的建造物群		0	-	-	-	0	
【合計】		5	17	107	1	130	

文化財の保存技術	0	-	-	-	0
----------	---	---	---	---	---

※ - は指定等の制度がないことを示す

(令和6年3月31日現在)

2. 東松山市の文化財

市域に所在する指定等文化財は令和6年3月時点で計130件です。そのうち国によるものが、指定4件、登録1件、選択1件で、埼玉県指定が17件、東松山市指定が107件あります。

【有形文化財】

建造物

建造物として指定された文化財は国指定2件、市指定6件、国登録1件の計9件です。

「こうふくじほうきょういんとう光福寺宝篋印塔」(国指定) 以外は主に神社社殿や寺院建築に関わるものが指定されています。特に箭弓稲荷神社については、平成25・26年(2013・2014年)に行われた創建千三百年事業学術調査研究の成果を受け、平成27年(2015年)に「箭弓稲荷神社手水舎付手水鉢」(市指定)が、令和6年(2024年)には「やきゅういなりじんじゃほんてん箭弓稲荷神社本殿・へいでん幣殿・はいでん拝殿」(国指定)が指定されました。

また令和2年(2020年)には「きゅうさいたまけんりつまつやまちゅうがっこうこうしゃ旧埼玉県立松山中学校校舎」が市内で初めて国登録有形文化財になっています。



箭弓稲荷神社本殿・幣殿・拝殿

参考：『埼玉県指定有形文化財箭弓稲荷神社社殿保存修理工事報告書』（箭弓稲荷神社／学校法人ものづくり大学横山研究室・平成31年〈2019年〉）

美術工芸品

絵画

絵画資料として指定された文化財は市指定7件です。

そのうちの4件が絵馬で、いずれも市内の社寺に奉納されています。その他3件にあたる「十界図」^{じっかいず}、「釈迦涅槃図」^{しゃかねはんず}、「浄光寺の融通念仏縁起絵巻」^{じょうこうじ ゆうずうねんぶつ えんぎえまき}（市指定）もいずれも寺で保管管理されている仏教絵画です。

特筆すべき人物として、幕末から明治にかけて、埼玉県を中心に群馬県、東京都などで活躍した絵師である江野煤雪^{えのぼいせつ}があげられます。煤雪は文化9年（1812年）に松山町に生まれ、川越に居住し、作品を描いたことから、市域と川越周辺に多くの作品が残されており、郷土の偉人を代表する作品として、前述の「十界図」、「釈迦涅槃図」が文化財指定されています。



十界図

彫刻

彫刻として指定された文化財は国指定1件、県指定1件、市指定10件の計12点です。

仏像が最も多い7件で、代表的なものとして昭和3年(1928年)に指定された等覚院の「木造阿弥陀如来坐像」(国指定)があります。仏像のほかには石造物が多く、その種類も様々ですが、いずれも信仰の対象として製作されたもので、石材を精緻に掘り出し、仏などの造形を描いている点で評価が高いものが指定されています。



木造阿弥陀如来坐像

工芸品

工芸品として指定された文化財は市指定7件です。

そのうち4件が刀で、特に「刀(克一)」(市指定)などは、市域に拠点をおいた刀工の作品であり、単に刀というだけ



刀(克一)

でなく、東松山市との深いかかわりがうかがえるものを文化財指定しています。こうした視点での指定は、市川東玉齋の作品である「波濤玉台」、「幼鳥を抱く童」(市指定)にも同様のことがいえます。また工芸品のうち、「山王焼」(市指定)は、市域に窯を構えて製陶を営んだ焼き物のうち、3点の作品を指定しているもので、製品の希少性に加え、市域の経済活動の一端を示している点でも評価されています。

書跡・典籍

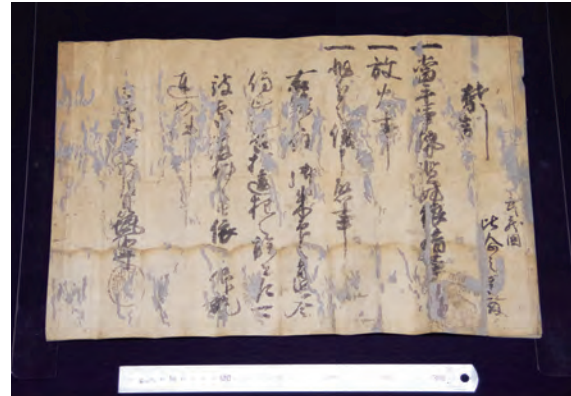
書跡・典籍として指定された文化財は市指定3件です。

書跡として算額が2件、典籍として経典が1件です。算額はいずれも明治年間に市内の寺に奉納されたもので、和算の問題と解法を記していることから、当市における和算の在り方を示す資料として文化財指定されています。また典籍の「明版大蔵経」(市指定)は、万治3年(1660年)に水野忠貞が正法寺(岩殿)に納めたもので、近世の正法寺、ひいては市域の仏教信仰の一端を知ることができる資料といえます。

古文書

古文書として指定された文化財は市指定4件です。

そのうち「^{だいかんもんじょ}代官文書」(市指定)・「^{まつやまじんや}松山陣屋
^{かんけいこもんじょ}関係古文書」(市指定)が個人所有となっています。前者は江戸時代に毛塚・田木・宮鼻の代官を勤めた家に保管されている史料で、後者は松山陣屋造営に係る史料であり、いずれも現在でいう行政文書に類似する内容のものです。「^{しょうぼうじ ちゅうせいもんじょ}正法寺の中世文書」(市指定)は戦国期の史料で、松山城主上田氏関連の史料などがあります。「^{えいふくじ せいさつ}永福寺の制札」(市指定)は木製の制札ですが、記された内容から、小田原の北条氏の領域支配の在り方がわかる点を評価し、古文書として指定されています。



正法寺の中世文書(前田利家禁制)

考古資料

考古資料として指定された文化財は県指定6件、市指定30件の計36件です。

市域の指定文化財を種別に分けた場合、最も多いのがこの考古資料で、指定文化財全体の4分の1を占めます。考古資料のうち、中世の石造供養塔の一種である板碑の指定件数が計17件で、そのうちの半数にわたる計8件が寺で管理され、その他7件が個人や地区で管理されており、このほか歴史資料・遺跡(史跡)として指定された2件も含め、板碑が市内のあちこちに所在している景観も、東松山市の一つの特徴といえます。また出土遺物が計15件指定されており、板碑に次いで多く、そのうち10件が古墳時代の所産であり、この点からも東松山市の古墳時代資料の豊富さを見て取ることができます。



水鳥を冠した人物埴輪

歴史資料

歴史資料として指定された文化財は県指定2件、市指定7件の計9件です。

県指定は「弘安四年銘板石塔婆」、元享2年（1322年）銘とともに武州比企郡岩殿山の名が刻まれた「正法寺銅鐘」があります。市指定は種類も多様で、戦国期の所産である「上田朝直寄進の十界曼荼羅」や、近世期の松山を描いた「松山古地図」のように紙に描かれたものや、近世旗本の墓石群である「森川氏累代の墓」、「菅沼氏一族の墓」のような石造物、また同じ石造物でも、道標として建立された「道標『八王子道』」や、「石橋及び石橋供養塔」のように、その土地の目印として代々守り継がれてきた資料などもあり、それぞれ地域の歴史を物語る資料として文化財指定されています。



菅沼氏一族の墓

【民俗文化財】

有形の民俗文化財

有形の民俗文化財として指定された文化財は市指定2件です。いずれも獅子舞の道具として守り伝えられてきたものです。特に「獅子舞道具一式(宮鼻)」（市指定）は、獅子舞の奉納そのものは休止してしまっても、神社祭典日には獅子頭を奉り、大切に守り継いでいるもので、民俗芸能の在り方を後世に伝える一方で、現在進行形で地域住民を結び付ける役割を担っていると評価できます。



獅子舞道具一式（宮鼻）

無形の民俗文化財

無形の民俗文化財として指定された文化財は 国選択1件、県指定1件、市指定11件の計13件です。

「^{かなや}餅つき踊り」は現在市内唯一の県指定無形民俗文化財で、餅つき踊りの中でも、決まった型が明確に守り継がれている点が高く評価されています。

市指定の無形の民俗文化財には獅子舞5件、祭ばやし4件、フセギ行事2件があります。獅子舞と祭ばやしは民俗芸能に属するもので、それぞれが保存会を立ち上げて運営しています。概ね獅子舞は各地区の神社で夏と秋、祭ばやしは各地区の夏祭りにて奉納しており、ある神社では獅子舞が奉納され、またある神社では祭ばやしが出て祭りを盛り上げる、といった様子が夏の東松山の風物詩となっています。

フセギ行事は地区に悪いものが入ってこないよう、地区に入る辻に神札などを掲げる民俗行事の一種で、市域の各所で行われていますが、特に指定文化財となっている「^{うしろもとじゆく}後元宿のフセギ行事」、^{ぎょうじ}「望月のフセギ行事」(市指定)は、「^{きょうじ}作り物」と呼ばれる藁で作った飾りを掲げる点が特徴で、多少の差異はあるものの、地区の集会所に住民が集まり、藁を^{なおり}縛って作り物を作り、各所に設置したのち、直会(飲食会)を供する流れは共通しています。



金谷の餅つき踊り

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

妙安寺馬頭観音(岡)は「武州上岡観音」として古くから牛馬と関わる農家などから信仰され、2月19日の縁日には県内外を問わず多くの人々が参詣し、最盛期には10万人以上の人々が参詣に訪れたと伝えられています。縁日には絵馬市が立ち、牛馬の無病息災を願い、多くの人々が絵馬を買い求めました。かつては絵馬講が組織され、絵馬市を管理していましたが、現在は有志による絵馬の頒布が行われており、平成10年(1998年)に「^{ひがしまつやまかみおかのん}東松山上岡観音の^{えま}絵馬市の^{いち}習俗」として、市内で唯一、国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択され、平成13年(2001年)に調査成果を取りまとめた記録報告書と映像記録を作成しました。



【記念物】

遺跡

史跡として指定されている文化財は国指定1件、県指定6件、市指定13件の計20件です。

またこのほか「加賀爪氏累代墓」は埼玉県の旧跡指定を受けています。これらを概ね時代別に分類すると、古墳時代の史跡が10件、古代が1件、中世が5件、近世が3件、近代が1件となり、古墳時代の史跡が多いことがわかります。古墳時代の史跡のうち、埼玉県指定史跡「しょうぐんづかこふん 將軍塚古墳」、わかみややはちまんこふん 「若宮八幡古墳」など、古墳そのものを指定しているものが7件あり、そのほか古墳時代前期の集落跡



若宮八幡古墳

である東松山市指定史跡「ごりょういせき 五領遺跡」や、埴輪・須恵器を生産した「さくらやまかまあとぐん 桜山窯跡群」(市指定)などもあります。古代は市内唯一の国指定史跡「おやかわらがまあと 大谷 瓦 窯跡」が該当し、中世の資料は「の もとやかたあと 野本 館跡」(市指定)、「おおどりじょうあと 青鳥城跡」(県指定)など、武士の館や城跡があります。近世は前述の「加賀爪氏累代墓」のほか、大雷神社(大谷)の「すもうば 相撲場」(市指定)と「まつやまじんやあと 松山陣屋跡」(市指定)がこれに該当し、唯一の近代資料は近代教育を支えた私塾「しゅんけいかじゅく 春桂家塾」(市指定)の跡地が指定されています。

名勝地

名勝地として指定されている文化財は県指定1件です。

「ものみやまいわどのさんかんのん しょう 物見山岩殿山観音の勝」(県指定)が唯一指定されていて、岩殿丘陵の最高峰である物見山山頂からの景観を指定したもので、関東平野と周辺の山々を一望できる眺めや、春に開花するツツジなど、現在でも多くの観光客が訪れています。



物見山岩殿山観音の勝

動物

市内において指定動物の生息は確認されていません。

ただ市域に所在する埼玉県こども動物自然公園内には「タンチョウ」、「コウノトリ」、「カモシカ」など、国の天然記念物に指定されている動物が飼養されており、現状変更等の手続きの一部は東松山市を經由して進められています。

植物

植物として指定されている文化財は市指定6件です。

また6件のうち、5件が樹木を指定したものです。「しょうぼうじ おおいちょう正法寺の大銀杏」に代表されるように、社寺の境内地に生育し、社寺の歴史と共に守り伝えられてきたものが多いですが、中には「あららぎ」のように個人宅内で維持管理されてきたものや、「なんじゃもんじゃの木」のように、古くから地元住民や、あるいはくんせいち箭弓稲荷神社の参詣者などに愛され、大切にされてきたものなどもあります。「カタクリのくんせいち群生地」は西本宿に所在する群生地（自生地）をエリアとして保護しているもので、春には薄紫色の花を咲かせます。かつては里山の各地に自生していたカタクリですが、片栗粉の原料としての採取や、生息に適した環境が減ったことで数を減らし、市内でもこの群生地のほかは確認できなくなっています。



カタクリの群生地

地質鉱物

地質鉱物に関する指定は市指定1件です。

「かんのんした しみず観音下の清水」（市指定）は、第四紀更新世に河川の働きで堆積した武蔵野礫層から湧出した清水です。高坂台地崖線には多くの湧出地が確認されており、「たかさかななし高坂七清水」と称され、生活用水・憩いの場として住民に親しまれています。「観音下の清水」もそのうちの一つですが、唯一武蔵野礫層から湧出している様子が直接観察できる点に特徴があります。



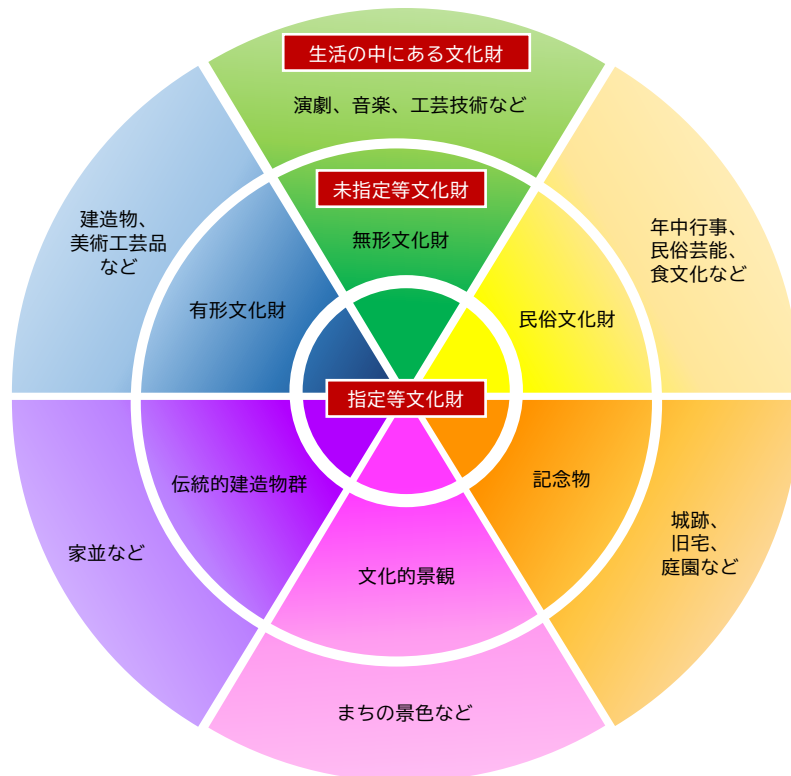
観音下の清水

3. 文化財関係把握調査の概要と未指定の文化財

東松山市は市制施行以降、数多くの調査を行ってきました。こうした成果は、文化財指定の有無を問わず、市内に所在する事物の存在を記録として保存し、文化財指定の際の指針となったり、文化財を活用する際の基礎資料となったり、まさに文化財の保存・活用の根幹を成す基礎資料として、収集・活用されてきました。

東松山市の歴史文化を網羅し、現在においても東松山市の文化財行政の根幹を成す基礎資料として活用しているのは昭和60～61年（1985～1986年）刊行の『東松山市の歴史』（上・中・下巻）と、それに先立つ昭和56～59年（1981～1984年）に刊行した『東松山市史資料編』（第一～五巻）です。この中には、市内の遺跡の基本的な情報や中世から近代までの文書類、板碑、民俗行事（芸能や民話なども含む）を掲載しています。東松山市の文化財調査の情報はこれらを基本としつつ、市史編纂の際に調査し、別編として刊行された報告書や、その後必要に応じて実施した悉皆調査（追認含む）、埼玉県など他の団体が実施した調査成果などがこれを補完しています。

さらにこのほかにも個別の文化財の詳細調査や埋蔵文化財発掘調査報告書など、多岐にわたる調査を行い、報告書として刊行しているものもありますが、今回は一部を除きそれらは割愛し、把握調査と呼ばれる、総体把握に主眼を置いた調査成果を記載していきます。またそれらを文化財の種別ごとに記載し、その中で記録され、市として把握した未指定の文化財についても紹介します。なお、各件数は文化財指定されているものを除く数です。



文化財の種類



文化財把握調査状況一覧

類型		地区							
		松山地区	大岡地区	唐子地区	高坂地区	野本地区	高坂丘陵地区	平野地区	
有形文化財	建造物	○	○	○	○	○	○	○	
	美術工芸品	絵画	△	△	△	△	△	△	△
		彫刻	○	○	○	○	○	○	○
		工芸品	△	△	△	△	△	△	△
		書跡・典籍	×	×	×	×	×	×	×
		古文書	○	○	○	○	○	○	○
		考古資料	○	○	○	○	○	○	○
		歴史資料	×	×	×	×	×	×	×
無形文化財		×	×	×	×	×	×	×	
民俗文化財	有形の民俗文化財	△	△	△	△	△	△	△	
	無形の民俗文化財	△	△	△	△	△	△	△	
記念物	遺跡	○	○	○	○	○	○	○	
	名勝地	△	△	△	△	△	△	△	
	動物・植物・地質鉱物	△	△	△	△	△	△	△	
文化的景観		×	×	×	×	×	×	×	
伝統的建造物群		×	×	×	×	×	×	×	

○：調査済み △：調査不足 ×：調査未実施

(令和6年4月1日現在)

未指定の文化財件数一覧

類 型		【合計】	
有形文化財	建造物	429	
	美術工芸品	絵画	401
		彫刻	1316
		工芸品	13
		書跡・典籍	..
		古文書	160
		考古資料	1460
		歴史資料	..
無形文化財		..	
民俗文化財	有形の民俗文化財	819	
	無形の民俗文化財	134	
記念物	遺跡	385	
	名勝地	..	
	動物・植物・地質鉱物	2240	
文化的景観		..	
伝統的建造物群		..	
【合計】		7357	



【有形文化財の調査と未指定文化財】

建造物

建造物についてはいわゆる古民家や近代建築のようなものと、社寺に関するものに分けて調査が行われています。

古民家や近代建築については「歴史的建造物」として、平成16～20年度（2004～2008年度）に把握調査を行っており、江戸～昭和にかけて建てられた計278件の建造物をリストアップし、このうちの一部は平成29年（2017年）に埼玉県教育委員会が刊行した『埼玉県の近代和風建築－埼玉県近代和風建築総合調査報告書－』にも掲載されています。

近代化遺産については、埼玉県が調査を実施し、平成8年（1996年）に刊行した『近代化遺産総合調査報告書』に、市内の樋管（樋門）計7件が記録され、その他5件を加えた計12件の所在を市として記録・把握しています（令和元年時点）。

社寺については平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）にかけて実施した東松山市社寺建築悉皆調査で計139箇所の社寺を調査し、その一部は建物の立面図作成等の詳細な記録作業を行い、その調査成果は令和6年（2024年）に『東松山市社寺建築悉皆調査報告書』として刊行しています。

美術工芸品・絵画

絵画資料のうち、絵馬については、東松山市史編纂事業の際に把握調査を行っており、その際リストアップしたものが計237点あります。また箭弓稲荷神社の絵馬については、平成25・26年（2013・2014年）に実施された箭弓稲荷神社創建千三百年記念事業学術調査研究の一環としてリスト化されています。計119点の絵馬が記録され、その成果は平成31年（2019年）に箭弓稲荷神社と、ものづくり大学が刊行した『埼玉県指定有形文化財箭弓稲荷神社社殿保存修理工事報告書』に掲載されています。

絵馬のほかは、江野^{えのばいせつ}煤雪について、煤雪の甥として同じく松山町に生まれ、のちに煤雪の養子となって作品を描いた梅青^{ばいせい}とともに、後裔にあたる江野家が作品リストを作成しており、それによると刊行当時において計40点の煤雪・梅青の作品が市域に所在していたことがわかっています。このほか埼玉県が行った調査で仏教絵画5点を確認しています。

参考：『埼玉県指定有形文化財箭弓稲荷神社社殿保存修理工事報告書』（箭弓稲荷神社／学校法人ものづくり大学横山研究室・平成31年〈2019年〉）

『江野煤雪・梅青－丹青なる画の世界』（江野祐一郎／千枝子・平成19年〈2007年〉）

美術工芸品・彫刻

昭和57～59年（1982～1984年）に東松山市史編纂事業の一環として実施した仏像の調査で、計468点の仏像をリストアップしており、その詳細は『仏像－東松山市仏像調査報告－』に掲載されています。

また石造物のうち、石仏（記念碑除く）については昭和54年（1979年）と同56年（1981年）



に把握調査を実施しており、計848点をリスト化し、『石佛－東松山市石造記念物調査報告－』に掲載しています。

※『仏像－東松山市仏像調査報告－』（昭和60年〈1985年〉・東松山市）

※『石佛－東松山市石造記念物調査報告－』（昭和56年〈1981年〉・東松山市）

美術工芸品・工芸品

工芸品のうち、金工品については埼玉県教育委員会が実施した調査成果として、平成3年（1991年）に『金工品所在緊急調査書報告』が刊行され、計13点が掲載されています。いずれも市内の寺院が所蔵するもので、半鐘や花瓶などの仏具がほとんどです。

美術工芸品・古文書

東松山市史編纂事業として把握調査した文書は目録としてまとめ、昭和49～53年（1974～1978年）にかけ、報告書を順次刊行しています。そこにリストアップされた総数は160件で、総点数は37,461点にものぼります。多くは個人所有のものであり、調査終了後は原則所有者に戻され、一部は東松山市立図書館で保管しています。

美術工芸品・考古資料

現在、東松山市埋蔵文化財センターでは、427地点にわたる埋蔵文化財調査で出土した出土遺物を収蔵保管しており、その総数は遺物保存箱約5,183箱分（令和5年3月時点）に上ります。

また考古資料のうち、板碑については東松山市史編纂の際に把握調査を行い、その成果は『東松山市史資料編』（昭和57年〈1982年〉）に掲載しています。ただ、これ以降市内の発掘調査にて出土し、埋蔵文化財センターに収蔵された板碑も多く、令和4年（2022年）にはセンター所蔵の板碑の調書作成を行い、前述の市史のものと合わせて計1,033点を確認しています。

【民俗文化財の調査と未指定の文化財】

『東松山市史資料編』では、無形の民俗文化財のうち、講や祈祷などの信仰に関する行事や獅子舞や祭ばやしなどの民俗芸能、伝説（民話）について記録しており、総数は134件です。

また有形の民俗文化財のうち、東松山市に寄贈された昔の農具などを中心とする、いわゆる民具についてはリスト・カード化して管理しており、その総数は819件で埋蔵文化財センターのほか、市内小学校においても一部保管しています。農耕具や養蚕関係の道具が多い一方で、醤油製造や桶屋道具といった生業に関わる道具もあります。



【記念物の調査と未指定文化財】

遺跡

遺跡のうち、古墳・城館・中世寺院については、埼玉県教育委員会で調査した成果が報告書として刊行されています。

古墳は平成6年（1994年）に『埼玉県古墳詳細分布調査報告書』が刊行され、未指定の古墳325基が掲載されています。城館については昭和63年（1988年）に刊行された『埼玉の中世城館跡』に計8か所が掲載され、中世寺院については平成4年（1992年）刊行の『埼玉の中世寺院跡』に計52か所が中世までさかのぼり得る寺院推定地として掲載されています。

またこのほかに令和6年（2024年）3月時点で計298か所（欠番除く）の周知の埋蔵文化財包蔵地を登録しており、文化財指定されている遺跡や上記未指定の遺跡はこれらに重複しています。またそのうち16か所が埼玉県選定重要遺跡に選定されています。

動物・植物・地質鉱物

市内に生息する動植物については、平成15～30年（2003～2018年）にかけて、市内8か所に生息する動植物を調査し、その成果をまとめ、令和2年（2020年）に刊行した『東松山市の生き物 散歩道で出会える動植物』に掲載しているものが最新のデータです。この中では344科、1,337種の動物を記録しています。

植物については前述の『東松山市の生き物 散歩道で出会える動植物』にて、110科588種を確認しています。

地質鉱物に関する最近の調査として、土地区画整理（産業団地造成）に起因し、平成24～26年度（2012～2014年度）に調査が行われた葛袋地区産出化石等の調査成果があります。この成果は『埼玉県東松山市葛袋化石調査報告書』として平成27年（2015年）に刊行しており、岩石や鉱物など計43標本、サメなどの海生生物が計253標本、植物などの陸上生物が計19標本の計315標本を掲載しています。これらは主に神戸層・根岸層・将軍沢層から産出したもので、主要なものとして、約1,800万年前～180万年前に生息した巨大サメ、カルカロドン・メガロドンの歯化石や、約1,100万年前に絶滅した海生哺乳類「パレオパラドキシア」の歯化石などがあります。特にパレオパラドキシアは、国内32地点・県内8地点のうちの一つが葛袋で、平成30年（2018年）9月30日時点で17標本は同一地点からの産出量としては世界最多といえます。

【未指定の文化財の総数と今後の課題】

これら未指定の文化財については、令和6年3月時点で把握しているだけで計7,357件あり、今後より詳細な調査等を行えばその数は増えていくものと想定されます。未把握あるいは限定的な把握にとどまっているものとして、有形文化財のうち、美術工芸品の絵画と工芸品、書籍・典籍、歴史資料、無形文化財、民俗文化財、記念物の名勝地と地質鉱物があります。

特に民俗文化財については、『東松山市史資料編』の刊行から年数が経過しており、当時記録したこれらの民俗文化財が現状どのように変化しているのかを把握する調査が必要です。

また地質鉱物については、葛袋の事例を契機に、市内各所で確認できる湧水や露頭などの報告事例もあり、今後これらの保護措置を検討していくためにも把握調査が必要です。

4. 地区別の文化財

東松山市は1町4村が合併して市制を施行したため、市域は旧町村域に概ね準じて松山・大岡・唐子・高坂・野本に区分けされ、近年では大規模宅地造成による住民増加に伴って、高坂丘陵・平野地区を加えた計7地区で区分されています。各地区に所在する主な文化財は以下のとおりです。

なお、東松山市埋蔵文化財センターのような公共施設で収蔵保管されているものについては、その文化財の所在地（出土地点など）を考慮し、件数・記載に反映しています。

【松山地区】

東松山台地上にあって近世の松山宿であり、市内でも比較的早くから都市化された松山地区には計27件の指定等文化財が所在しています。特に「やきゅういなりじんじゃほんでん へいでん へいでん箭弓稲荷神社本殿・幣殿・拝殿」（国指定）に代表される神社社殿や、「きゅうざいたまけんりつまつやまちゅうがっこう旧埼玉県立松山中学校こうしゃ校舎」（国登録）といった指定建造物が多く所在します。また「じっかいず十界図」（市指定）に代表される江野椋雪や、「ようちよう いだ幼鳥を抱くわらべ童」（市指定）を製作したいちかわとうぎよくさい かたな かついち市川東玉斎、「刀（克一）」を作刀したしんりんし かついち震鱗子（平）克一など、松山地区を拠点に活躍した著名な作家に関する文化財が多いのも特徴で、こうした美術的な価値が高く評価されている作品もあれば、「さんのうやき山王焼」（市指定）のように、美術的価値に加え、日常雑器として庶民の生活を支えた作品もあります。



幼鳥を抱く童

【大岡地区】

比企丘陵の丘陵地帯と谷津地形が広がる大岡地区には計14件の指定文化財が所在しています。大岡地区の文化財は件数こそ最も少ないですが、市内に所在する3件の国指定の文化財のうち、2件は大岡地区に所在し、前述の「東松山上岡観音の絵馬市の習俗」も加えると計3件もの国指定・選択文化財が所在していることとなります。様々な文化財が点在していますが、比企丘陵上に展開する古墳時代資料「さんぜんづかこふんぐん三千塚古墳群」（市指定）・「びくにやま よこあなほぐん比丘尼山と横穴墓群」（市指定）と、大雷神社に守り伝えられてきた資料「相撲場」（市指定）、「だいらいじんじゃほんでん大雷神社本殿」（未指定）、中世武蔵武士に関わる「こうふくじほうきょういんとう光福寺宝篋印塔」（国指定）や比企氏に関する伝承地などがあります。



光福寺宝篋印塔



【唐子地区】

都幾川流域であって丘陵と水田地帯が広がる唐子地区には計18件の指定文化財が所在しています。「菅沼氏一族の墓」(市指定)や「妙昌寺日蓮上人祖師像」(市指定)といった、寺が守り伝えている文化財が多くみられます。古墳時代の特に後期・終末期に区分される古墳も多く、「若宮八幡古墳」(県指定)、「附川1号墳」(市指定)といった古墳と横穴式石室が現存する史跡や、「西原1号墳出土品」(市指定)、「青塚古墳出土品」(市指定)



青塚古墳出土品

といった副葬品もあります。また中世資料も多く、「虎御石」(市指定)のような板碑のほか、「青鳥城跡」(県指定)も所在します。

【高坂地区】

高坂台地と都幾川・越辺川などの河川が形成する沖積地があり、近年の土地区画整理で急速な宅地化が進んでいる高坂地区には計47件の指定文化財が所在しています。この件数は地区別最多で、そのうち考古資料が14件と多く、「三角縁陳氏作四神二獣鏡」(市指定)に代表されるような高坂台地周辺の遺跡から出土した出土遺物のほか、板碑も多いです。天然記念物も特徴的で、「正法寺の大銀杏」(市指定)、「あららぎ」(市指定)、「八幡神社の大ケヤキ」(市指定)といった巨木の類のほか、「カタクリの群生地」(市指定)、「観音下の清水」(市指定)の



三角縁神獣鏡復元鏡

ような、高坂台地の地形が育む天然記念物もあります。民俗文化財のうち、前述のフセギ行事はいずれも高坂地区のもので、地区を守るための民俗行事が今も地区によって守られてきた好例といえます。

【野本地区】

“野本耕地”と呼ばれる水田地帯と東松山台地の南西部に位置する野本地区には計21件の指定文化財が所在しています。考古学史上重要な古墳時代前期の史跡である「五領遺跡」(市指定)や「將軍塚古墳」(県指定)が所在します。特に將軍塚古墳は東松山市立野本小学校が隣接していることもあって地元によく知られた史跡で、関連事業には地区から多くの方が参加されるなど、その動向に高い関心が寄せられています。また多様な無形民俗文化財が地区を中心に引き継がれていて、前述の「金谷の餅つき踊り」のほか、「上野本の獅子舞」や「古凍祭ばやし」などがあり、保存継承のため、地元のイベントや小学校に出向いて披露するなど、積極的に様々な取組を行っています。



將軍塚古墳

【高坂丘陵地区】

高坂丘陵上に造成された宅地が中心となる高坂丘陵地区には、行政区分上は文化財が所在しない地区となります。ただ住宅街にあって実質的に地区の憩いの場として機能しているはにわの丘公園は「桜山窯跡群」(市指定)の調査成果を踏まえて整備された公園で、「埼玉古墳群」(国特別史跡・行田市)に埴輪を供給した埴輪窯と、市内最古の須恵器窯跡からなる史跡で、のちに近接する鳩山町域を中心に展開し、東日本最大級の窯跡群として令和4年(2022年)に国指定史跡となった「南比企窯跡」に先立つ史跡としても著名です。



桜山窯跡群で生産された埴輪

【平野地区】

土地区画整理によって区分された平野地区には計3件の指定文化財が所在しています。そのうち2件は「野田の獅子舞」(市指定)に関連するものです。そのほか未指定の文化財としては、八雲神社の祭礼として獅子頭をかぶって地区の全戸を回る「東平新田の獅子巡行」(未指定)といった民俗行事があげられます。



野田の獅子舞



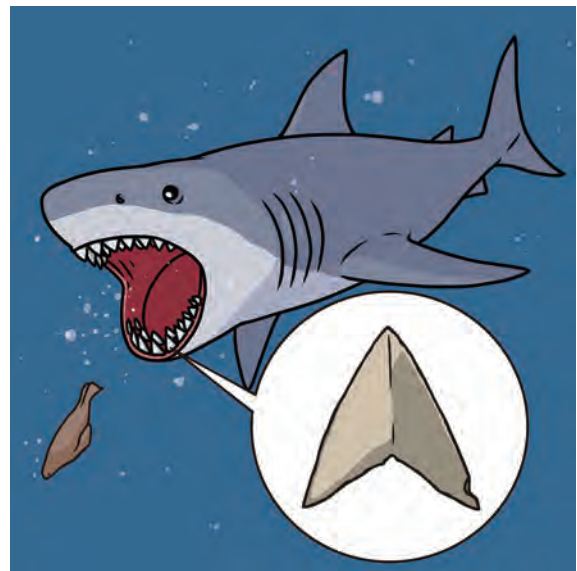
第3章 東松山市の歴史文化の特性

東松山市に固有の歴史や文化にまつわる特性として、下記の八つの特性が挙げられます。

① 葛袋の化石と湧水地

東松山市には化石産出地や湧水などの地質学的スポットがたくさんあり、悠久の時間をかけて生じた地殻変動や生物の進化などを知ることができます。

市域の地質を観察すると、1,600万年前から現在に至る、海の底が陸になるようなダイナミックな地殻変動の痕跡を知ることができ、また産出する化石からは当時の環境や絶滅した生物の営みを知ることができます。市域の台地は、1,600～1,100万年前に海で堆積した地層（新第三系）の上に、13万年前以降に河川の働きで堆積した段丘礫層（第四系）が不整合で重なる構造で、この礫層が帯水層となつて段丘崖の新第三系との境界などから湧水が見られます。



② 丘陵・台地・低地・河川

悠久の時を経て形成された東松山市域の地形は、丘陵から台地、低地へと変化に富んでいて、市域に住まう人々の歴史はこうした地形を上手に生かしながら紡がれてきました。

丘陵に形成された谷津地形は、ため池として谷津田を潤し、台地の崖から湧出する水は生活用水として活用されました。河川の流れは水と土を運び肥沃な農地を生み出すだけでなく、人々の物理的交流の「軸」としても機能してきました。



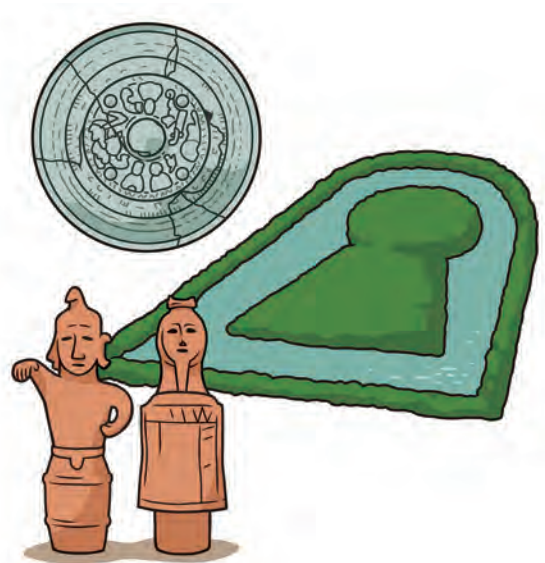
③ 弥生土器の二つの型式と方形周溝墓

埼玉県西部の弥生時代後期を代表する「いわはなしきどき岩鼻式土器・よしがやつしきどき吉ヶ谷式土器」の存在は、各所の文化を取り入れながら、独自の文化に昇華させていった変遷を物語ります。また観音寺遺跡の方形周溝墓と遺物は市野川流域を統べる首長の存在を示しており、やがて古墳時代におけるヤマト王権の受容につながる母体となります。



④ 600基の古墳

東松山市域には県内最古の根岸稲荷神社古墳から始まり、古墳時代全時期を通して古墳が築造され続けました。あわせて古墳の被葬者が支配した集落が数多く存在します。全国でも数点しかないもの、県内で東松山市にしかないものなど、非常に多くの古墳時代に関する文化財があり、古墳時代の隆盛を物語ります。



⑤ 城と館と名字の地

鎌倉幕府を支えて活躍した武蔵武士の名字と同じ地名が現在も市内に残っています。これらは「名字の地」と呼ばれ、武士が自分たちと土地を結び付けて守ろうとした証です。南北朝の政治的動乱期には、館を城に改修していった様子も、近年の発掘調査により明らかになり、当時の緊張状態を今に伝えます。戦国時代の武士たちについても、松山城主^{まつやまじょうしゅ}上田氏^{うへだ}を中心に、関連する文化財が数多く残されています。



⑥ 三つの街道と二つの宿場

東松山市域は三つの街道が江戸・川越方面と秩父方面と日光方面へ向かう分岐点にあたり、高坂宿^{たかさかしゆく}と松山宿^{まつやましゆく}の二つの宿場が整備されました。往来が活発になると正法寺は観音霊場の札所めぐりで栄え、正法寺と次の札所を結ぶ観音道が三つの街道と接続し、活発な人・物の交流の大動脈として機能しました。こうした町の構造は、現在の市域の交通網や土地利用のベースになっています。



⑦ 近代教育施設と産業

東松山市には、日本の近代化に大きな役割を果たした施設や設備が現存し、旧埼玉県立松山中学校校舎の格式高い洋風の意匠は、教育の普及に力を入れていた時代の進学率向上を願ったものです。またレンガ生産を地場産業として普及させようと、レンガ樋管が盛んに造られました。養蚕を営む農家も増加し、様々な施設も整えられました。山王焼は時代の移り変わりに合わせて製品を変えており、今でも様々な製品が残されています。



⑧ 民俗文化財と地域の絆

東松山市には、江戸時代にさかのぼる様々な無形の民俗文化財が守り継がれていて、これらは現在も地域住民をつなぐコミュニティとして大きな役割を担っています。獅子舞・祭ばやし・餅つき踊りなど、神社の祭事の一つとして、守り継がれているものや、絵馬市のような習俗、フセギのような民間行事もあり、バリエーションに富んでいます。各々目的は違えど、地域住民が主体的に守り継いできたもので、地域を結びつける大きな役割をも担って現在も絆をつないでいます。





第4章 東松山市が目指す文化財保護の将来像

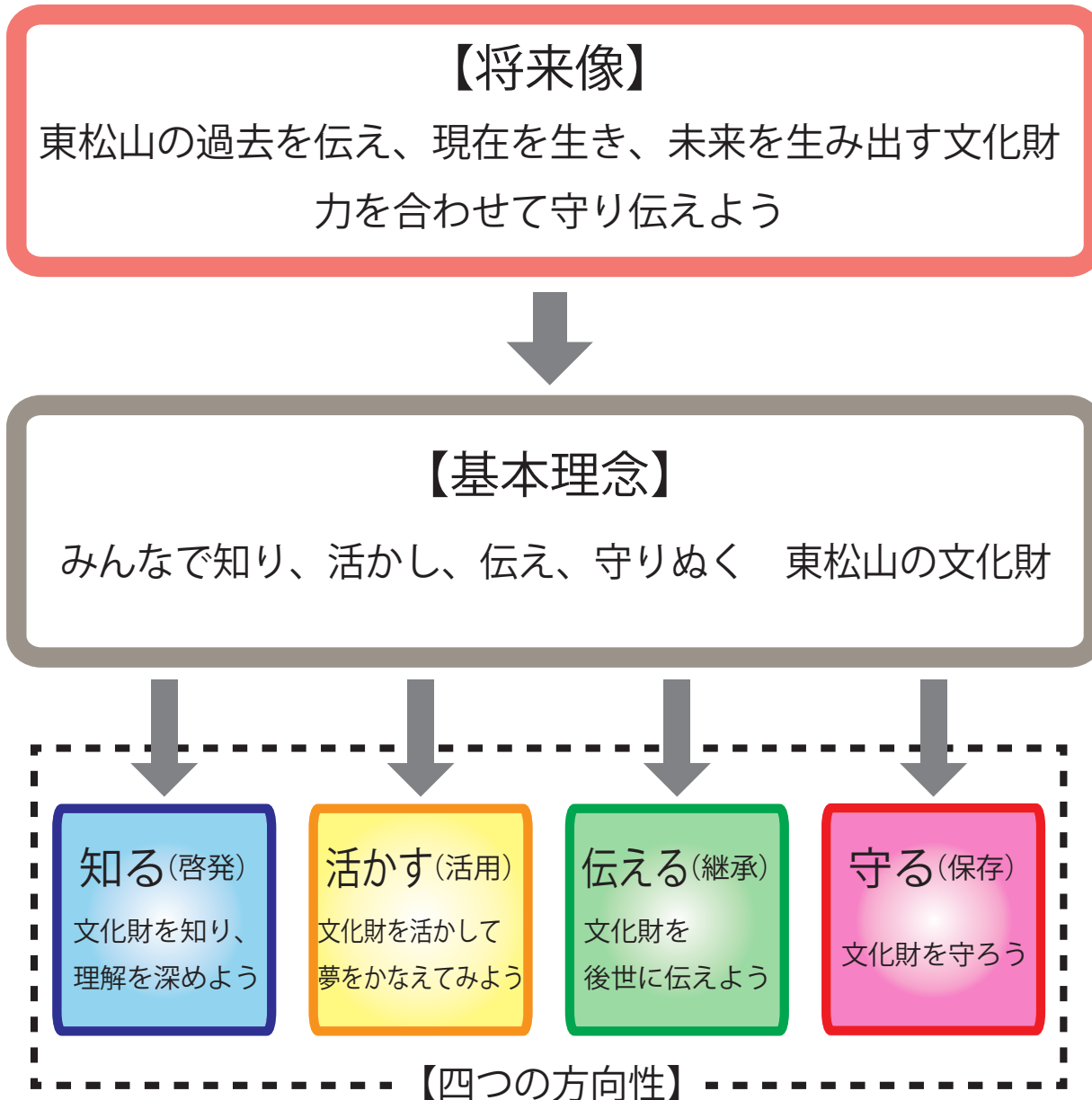
東松山市の歴史文化の特性は、東松山市を生きる人々が代々大切に守り継いできた地域アイデンティティの核となるものであり、それらを現代、そして後世に伝えるのが文化財です。これら唯一無二の文化財を保護するためには、ただ守るだけでなく、現代を生きる我々が文化財を活かしていくことも大切です。こうした文化財保護の在り方を実現していくためには、文化財を保護することが生み出す東松山市の将来像を、東松山市に生きる我々が共有することが大切です。

1. 文化財保護が生み出す東松山市の将来像

文化財所有者・市民・地域・研究者・観光客・行政など、様々な立場でお互いの強みやコミュニティの絆を活かし、みんなが関わり、力を合わせ、協働で文化財保護に取り組むことで、「誰かがやる」のではなく、「みんなでやる」経験と実績を積み重ねることが、文化財を確実に後世に継承することや文化財の新たな魅力を引き出すことにつながります。文化財保護の担い手の輪が広がれば、取組のさらなる強化につなげていく好循環を生み出せます。さらにそうした取組は、市外からの人流も生み出すなど地域コミュニティの活性化にもつながり、文化財に限らず地域が抱える様々な課題に、みんなで取り組む波及効果を生み出すきっかけになります。

2. 東松山市の文化財保護の基本理念

この将来像を実現するためには、東松山の地で、悠久の時を、多くの人が動き、力を尽くして守り伝えてきた「証」である文化財を、東松山市に生きる人々みんなのものにとらえることが大切です。文化財の所有者や行政や一部のファンだけが苦勞して守ろうとするだけでは、文化財はいずれ消えてなくなってしまいます。現代の東松山市に生きる私たちが確実に文化財を後世に守り伝えていく責務を果たすための方向性には、文化財を知り（啓発）、活かし（活用）、伝え（継承）、守る（保存）4つの視点があります。



将来像・基本理念・方向性模式図



第5章 文化財の保存・活用に関する課題と方針

1. 文化財の保存・活用に関する方向性と課題

東松山市の目指す文化財の将来像を現実のものにし、保存・活用を推し進めていくためにはいくつかの課題があります。それらを整理すると大きく「知る」、「活かす」、「伝える」、「守る」といった四つの方向性（視点）が見えてきます。

【知る～啓発・文化財を知り、理解を深めよう～】

まずは文化財の情報を把握する作業を継続して進めなければなりません。文化財の情報は現代の我々が思っている以上に膨大で多様です。いまだに解明されていない、多くの謎も秘めています。これらを正しく理解するための情報を得ること、また今までの情報を更新することを絶えず続けていくことが必要です。

その上で同時に、文化財の正しい情報を得る機会を今以上に拡充していくことが、より多くの人に文化財を認識してもらうために必要不可欠です。文化財を知る人のすそ野を広げていくためには、まず文化財の情報を得るということを身近で、簡単なものにする必要があります。また一面的でなく、社会のニーズに応じた多角的な情報発信も必要で、その実現のためにはまず文化財の情報を正しく整理しなければなりません。

【活かす～文化財を活かして夢を叶えてみよう～】

文化財の魅力を引き出し、活かしていくためには、まずは文化財の「活かし方」を正しく理解する機会の創出が必要です。文化財の魅力に気づいて活かす、あるいは活かすことで文化財の魅力に気づく、そして文化財の新たな魅力を引き出すとともに、自己実現にもつなげていく循環が必要で、この循環に大きなメリットを見出せるようなアクションを継続することと、それが実現できる環境を整えていくことが大切です。

【伝える～文化財を後世に伝えよう～】

文化財を後世に伝えていくためには、今までの経験に基づくノウハウをも同時に後世に引き継いでいくことが必要で、そのためには情報を絶えず共有するとともに、継続の重要性を発信していくことが大切です。

特に有事の際に、今までどうしてきたのか、今後どのように対応すべきかが即座に判断できることが重要で、そのための情報を集め、後世に引き継いでいくための措置を考え、実行することが必要です。その実行のために必要な支援策を講じていくこともまた必要です。



【守る～文化財を守ろう～】

文化財を知ること、活かすことを一過性のものにせず、そこから文化財の必要性を認識し、守り伝えていく流れを生み出すことが重要です。文化財を守るということは継続性が大切であることを十分に理解し、守り抜いていくための具体的な措置を絶え間なく継続していく環境の整備と体制の維持が必要です。

これらの課題を解決していくためには、この四つの視点がそれぞれ有機的につながっている関係を維持することが大切です。文化財を「守る」ために、「知る」ことで「活かす」ことができます。一方で「活かす」ことは他の人が文化財を「知る」きっかけになり、「伝える」ことにもつながります。また「活かす」経験の積み重ねが新たな文化財の意義を見出し、「守る」必要性を広く「伝える」ことにつながります。こうした複数方向の補完の関係が成り立っていることが重要で、一つの課題解決が他の課題解決につながる相乗効果も期待できます。



2. 文化財の保存・活用に関する方針

これらの課題解決の為に共有すべき方針として、下表のものがあげられます。

【知る～啓発・文化財を知り、理解を深めよう～】

方向性（視点）	課題	方針	No.
知る 啓発 ～文化財を知り、 理解を深めよう～	文化財の新たな価値を把握する必要がある	文化財について、内容確認調査を行い、実態把握に努める。	知-1
		文化財の専門的な知識を有する人と連携し、指定・未指定問わず、文化財の現状や新たな知見の把握・収集に努める。	知-2
		調査事例が少ない特定の時代にフォーカスし、情報収集と発信を行う。	知-3
		伝承地の実態解明に向けた調査を行う。	知-4
	無形の民俗文化財や記念物（地質鉱物）などの分野の把握調査ができていない	記念物（地質鉱物）の把握調査を進め、保存・活用の措置を講じるための基礎資料を作る。	知-5
		文化財の詳細な情報を得て記録し、保存・活用の措置を講じるための基礎資料を作る。	知-6
	文化財の情報を得る機会を増やす必要がある	広域な文化財の情報収集、発信を推進し、東松山市の独自性を認識する機会を作る。	知-7
		文化財の元々の姿を、わかりやすく知る機会を創出する。	知-8
		ニーズに応じて文化財の情報を知る機会を創出する。	知-9
		文化財の情報を、テーマに応じて整理して紹介することで、よりわかりやすい情報発信を実現する。	知-10
		日常生活の中に文化財の情報発信する機会を創出し、受動的でも知りうるきっかけを生み出す。	知-11
		文化財の最新情報を現地で行うことのできる環境を整える。	知-12
		文化財の情報を手軽に持ち帰れるツールを作成する。	知-13
		実体験を持って文化財を知る機会を創出する。	知-14
		身近な文化財を知る機会を創出する。	知-15
		史跡本来の姿、機能を広く周知することで、史跡本来の姿に即した情報を伝える。	知-16
		文化財情報発信の拠点を構築し、簡便に有益な情報を得られる環境を整備する。	知-17
	文化財の情報が整理されていない	特定の時代の遺跡分布について視覚的に総体把握ができるよう整理する。	知-18
		調査によって新たに確認された情報を整理する。	知-19

まず基礎的なデータを集めるための調査を実施し、その調査成果を整理して公開することを積み重ねていきます。また過去に行った調査成果を整理してわかりやすく紹介することも大切で、調査→整理→公開のサイクルを継続的にやっていくことが大切です。



発掘調査現地説明会（高坂館跡）

【活かす～文化財を活かして夢を叶えてみよう～】

方向性（視点）		課題	方針	No.
活かす	活用 ～文化財を活かして 夢を叶えてみよう～	文化財を活かす機会を増やす必要がある	活用を中心となるようなランドマークを整備するために、必要な情報を収集する。	活-1
			文化財を活用して事業を行っている団体等に協力する機会を増やす。	活-2
			収蔵保管している考古資料を積極的に活用する機会を創出する。	活-3
			市が進める文化財と関連する事業との連携を強化し、継続的な活用につなげる。	活-4
		文化財を活かすための環境が整っていない	見学者が安心安全な環境下で文化財を見られる環境整備を進める。	活-5

文化財を活かす取組を、様々な立場の人々が、各々の事業と活用の取組を結び付けていくことを積み重ねていくことが、活用のすそ野を広げていくことにつながります。

また市役所の中で行われている様々な事業との連携も、今まで以上に強化していく必要があります。



日本スリーデーマーチ会場での展示

【伝える～文化財を後世に伝えよう～】

方向性（視点）		課題	方針	No.
伝える	継承 ～文化財を 後世に伝えよう～	継承のプロセスを共有する機会を作る必要がある	多くの人の前で文化財を披露する機会を設けることで、継承の在り方や意義を多くの人に知ってもらう機会を創出する。	伝-1
		有事の際の対応法や、対応のための情報が不足している	文化財の現状を記録し、災害時の復旧・復元に役立てる。	伝-2
		継承に必要な具体策を提示する必要がある	市民共働で実現する史跡保護のあり方を明示する。	伝-3
		継承し続けるための機運や地域の参画を生み出す取組が必要	市民参加を促し、「地域で守る文化財」の取組をともに挙げる。	伝-4

文化財を後世に伝えていくためには、文化財そのものの情報に加え、その文化財を守り伝えてきた経験も共有することが大切です。そのためには行政と文化財所有者が過去蓄積してきた情報や経験を今まで以上に広く周知することが重要です。さらに文化財を守る取組に地域にもかかわってもらうことが大切で、地域で守る経験を積み重ねることは、文化財の継承だけでなく、地域の活性化にもつなげていく好循環を生み出します。



【守る～文化財を守ろう～】

方向性（視点）	課題	方針	No.
守る 保存 ～文化財を守ろう～	継続的な保存処置が必要	出土遺物の安定的な保存を継続するために、計画的かつ継続的に保存処理を進める。	守-1
		後世のために、市民生活の在り方を示す資料の保存を担う。	守-2
		史跡に応じた最善の保護措置を計画的に実施するために、先行事例の情報収集に努める。	守-3
	保存のために必要な情報の整理・共有が必要	保存修理を計画的に進めるために、文化財の情報把握に努める。	守-4
		埋蔵文化財保護手続きを円滑に進めるために、情報を管理するシステムを構築する。	守-5
		発掘調査で得た情報を適切に管理・記録するツールの更新を行う。	守-6
		指定文化財の現状をつぶさに把握し、情報の収集・整理できる体制を作る。	守-7
	記録保存の継続的な実施が必要	計画的に調査成果を整理・記録保存する。	守-8
	保存のための環境整備が必要	史跡の現状を見直し、保護設備の維持管理を計画的に行う。	守-9
		地域に根差す民俗文化財について文化財保持者（団体）間の情報共有を図り、継続保存のための一助とする。	守-10
		文化財の毀損や盗難を未然に防ぐ体制を整備する。	守-11
		埋蔵文化財の整理作業を円滑に進める環境を整備する。	守-12
		文化財保護行政の拠点施設として、今後も機能し続けていくための環境整備を図る。	守-13
		有事に必要な情報を円滑に引き出し、運用できる体制を構築する。	守-14
		個人所有の指定史跡について、日常管理をサポートする体制を強化する。	守-15

文化財を確実に守るためには、リスクに対して事前の対策をいかに早く効率的に行えるかが重要で、先手の保護施策を講じるためには、文化財の情報（現状）をいち早く知り、迅速に対応策を立案し、円滑に実施する体制を作り、維持することが大切です。



正法寺古文書整理調査



第6章 文化財の保存・活用に関する措置

1. 文化財の保存・活用に関する措置

文化財の保存・活用に関する課題と、その解決に向けて示した方針を実現する具体的な措置と、想定される担い手及び期間についてまとめたものが以下のとおりとなります。

これら一つひとつの取組を丁寧に進めていくことが、東松山市の文化財が持つ課題解決につながり、目指すべき将来像を実現していく原動力となってきます。またこの実現のためには、一人でも多くの人に携わってもらうことが大切で、それこそが様々な“きっかけ”を生み出していきます。

なお事業実施にあたっては、市費・県費・国費（文化財関係補助金、デジタル田園都市国家構想交付金等）、そのほか民間資金（各種助成事業等）などを活用し、進めていきます。

【知る～啓発・文化財を知り、理解を深めよう～】

※「取り組み主体」の◎は主体的に取り組む主体、○は受動的・間接的に関わって取り組む主体、△は必要に応じて関わる主体。以下、同じ。

方針	No.	事業名	事業内容	取組主体					計画期間			
				行政	文化財所有者	民間団体等	学術機関	地域住民	令和6～8年 (2024～2026年)	令和9～13年 (2027～2031年)	令和14～18年 (2032～2036年)	
文化財について、内容確認調査を行い、実態把握に努める。	知-1	將軍塚古墳の確認調査	確認調査を実施し、古墳が造られた当時の姿を把握する。	◎	○	△	○	○				→
文化財の専門的な知識を有する人と連携し、指定・未指定問わず、文化財の現状や新たな知見の把握・収集に努める。	知-2	文化財専門調査員会運営	専門的な知識を有する調査員で組織された同会の取り組みを継続し、文化財のパトロールや新たな文化財候補の調査など、文化財保護に関わる調査研究を進める。	◎	△	◎	△	△	→	→	→	→
調査事例が少ない特定の時代にフォーカスし、情報収集と発信を行う。	知-3	旧石器時代遺跡所在確認調査	市内の旧石器時代の遺跡を探す確認調査の実施に向け、過去の調査成果を整理する。	◎	△	△	○	△				→
伝承地の実態解明に向けた調査を行う。	知-4	城ヶ谷の確認調査	城ヶ谷周辺の総合調査を実施にむけ、伝承を整理し、館跡推定地を洗い出す。	◎	○	◎	◎	○		→	→	→
記念物（地質鉱物）の把握調査を進め、保存・活用の措置を講じるための基礎資料を作る。	知-5	天然記念物（地質）悉皆調査	市内全域の悉皆調査を実施し、湧水や化石産出地など、地質学的に重要な場所やその概要を把握し、まとめる。	◎	◎	△	○	△	→	→	→	→
文化財の詳細な情報を得て記録し、保存・活用の措置を講じるための基礎資料を作る。	知-6	無形の民俗文化財現況調査	無形文化財の現状を把握し、記録するための悉皆調査を実施する。	◎	◎	△	○	◎		→	→	→
広域な文化財の情報収集、発信を推進し、東松山市の独自性を認識する機会を作る。	知-7-1	比企地区文化財めぐり	比企地区文化財振興協議会と連携して実施している、市内外の文化財を市民と文化財担当者でめぐると同業を毎年実施する。	◎	△	◎	△	◎	→	→	→	→
	知-7-2	比企巡回文化財展	比企地区文化財振興協議会と連携して実施している、市内を含む、比企地区の文化財を紹介する展示会を毎年実施する。	◎	△	◎	△	◎	→	→	→	→



第6章 文化財の保存・活用に関する措置

方針	No.	事業名	事業内容	取組主体					計画期間			
				行政	文化財所有者	民間団体等	学術機関	地域住民	令和6～8年(2024～2026年)	令和9～13年(2027～2031年)	令和14～18年(2032～2036年)	
文化財の元々の姿を、わかりやすく知る機会を創出する。	知-8	将軍塚古墳の復元模型・映像作成	確認調査成果から見えてくる、築造当時の将軍塚古墳の姿をわかりやすく示す復元模型や映像の作成にむけ、他の事例などの情報収集を進める。	◎	○	◎	△	△				→
ニーズに応じて文化財の情報を知る機会を創出する。	知-9	文化財出前講座の実施	文化財担当者が文化財を紹介する出前講座を継続して実施する。	◎	△	◎	△	◎				→
文化財の情報を、テーマに応じて整理して紹介することで、よりわかりやすい情報発信を実現する。	知-10	古墳時代展示会の開催	古墳時代の東松山の様子をわかりやすく紹介する展示を、埋蔵文化財センターの展示室を中心に継続実施する。	◎	○	△	△	◎				→
日常生活の中に文化財の情報発信する機会を創出し、受動的でも知りうるきっかけを生み出す。	知-11	商業施設等の展示充実	市内にある商業施設など、人が集まる場所に出向いて文化財の展示を実施し、多くの人が文化財を知ることができる機会を生み出す。	◎	△	◎	△	◎				→
文化財の最新情報を現地で得ることのできる環境を整える。	知-12	指定文化財解説看板の改修	経年劣化で傷んだ文化財解説板の修繕を毎年実施する。また現地解説板から市ホームページにアクセスできるようにし、常に最新の文化財の情報が得られる環境を整備する。	◎	◎	△	△	△				→
文化財の情報を手軽に持ち帰れるツールを作成する。	知-13	文化財パンフレットの作成	文化財を紹介するパンフレットをテーマを変えて毎年作成する。	◎	△	△	◎	△				→
実体験を持って文化財を知る機会を創出する。	知-14	ミニ三角縁神獣鏡鑄造体験	鑄造体験キットを活用したミニ三角縁神獣鏡作り体験事業を毎年実施する。	◎	△	△	△	◎				→
身近な文化財を知る機会を創出する。	知-15	文化財巡りツアー	文化財を市民と文化財担当者が実際に現地をめぐるツアーを実施する。	◎	◎	△	△	◎				→
史跡本来の姿、機能を広く周知することで、史跡本来の姿に即した情報を伝える。	知-16	大谷瓦窯跡のVR復元	大谷瓦窯跡が稼働していた当時の様子を復元したVR映像作成のための準備を進める。	◎	△	△	○	◎				→
文化財情報発信の拠点を構築し、簡便に有益な情報を得られる環境を整備する。	知-17	デジタルミュージアムの構築	市ホームページ等を活用し、デジタル上に文化財の情報を得ることができる環境を整備し、公開する。	◎	○	△	△	○				→
特定の時代の遺跡分布について視覚的に総体把握ができるよう整理する。	知-18	縄文時代遺跡のマッピング	縄文時代の遺跡の場所を明示したマップ作成にむけて過去の調査成果を整理する。	◎	△	△	○	△				→
調査によって新たに確認された情報を整理する。	知-19	弥生時代の集落・方形周溝墓の抽出・整理	市内の発掘調査成果から弥生時代遺跡を抽出し、リスト化及びマッピングし、整理する。	◎	△	△	△	△				→



ミニ三角縁神獣鏡鑄造体験



【活かす～文化財を活かして夢を叶えてみよう～】

方針	No.	事業名	事業内容	取組主体					計画期間			
				行政	文化財所有者	民間団体等	学術機関	地域住民	令和6～8年 (2024～2026年)	令和9～13年 (2027～2031年)	令和14～18年 (2032～2036年)	
活用の中心となるようなランドマークを整備するために、必要な情報を収集する。	活-1	將軍塚古墳の復元整備	築造当時の將軍塚古墳を復元する整備に向けて、先行事例などの情報を収集し整理する。	◎	◎	△	△	◎				→
文化財を活用して事業を行っている団体等に協力する機会を増やす。	活-2	観光・ウォーキングガイドの育成講座の開設	観光ボランティアガイドやウォーキング推進員に文化財の情報提供などを行い、自団体の事業に活用してもらう。	◎	△	◎	△	○				→
收藏保管している考古資料を積極的に活用する機会を創出する。	活-3	考古資料の貸し出し	埋蔵文化財センター所蔵の考古資料の貸し出しを継続し、広く東松山市の文化財を知ってもらう機会を生み出す。	◎	△	◎	◎	△				→
市が進める文化財と関連する事業との連携を強化し、継続的な活用につなげる。	活-4-1	文化財ウォーキングコースの設定・周知	文化財を周遊できるコースを設定して公開し、ウォーキングの一つの選択肢として広く提示する。	◎	△	◎	△	◎				→
	活-4-2	社会教育講座	生涯学習事業として実施している社会教育講座と連携し、文化財の情報発信を行う。	◎	△	△	△	△				→
	活-4-3	広報連載企画教えて文化財	市広報誌に文化財を紹介する連載企画を継続して実施する。	◎	△	△	△	△				→
見学者が安心安全な環境下で文化財を見られる環境整備を進める。	活-5-1	はにわの丘公園の再整備	経年劣化した園路や園内施設を改修、再整備する。	◎	△	△	△	○				→
	活-5-2	はにわの丘公園管理業務	園内の除草等を継続して実施する。	◎	△	△	△	△				→
	活-5-3	市有地内の危険木伐採	史跡など、市有地内に生えた木のうち、幹の空洞化などで倒木の危険性が高い木を伐採する事業を継続する。	◎	△	△	△	○				→
	活-5-4	史跡保守作業業務	指定史跡の除草刈りなどの環境整備を継続する。	◎	△	△	△	△				→



大谷瓦窯跡の除草作業



【伝える～文化財を後世に伝えよう～】

方針	No.	事業名	事業内容	取組主体					計画期間		
				行政	文化財所有者	民間団体等	学術機関	地域住民	令和6～8年 (2024～2026年)	令和9～13年 (2027～2031年)	令和14～18年 (2032～2036年)
多くの人の前で文化財を披露する機会を設けることで、継承の在り方や意義を多くの人に知ってもらう機会を創出する。	伝-1-1	民俗芸能祭（スリーデーマーチ共催）	東松山市民俗芸能保存連絡協議会と連携し、市内最大のイベントである日本スリーデーマーチ会場で民俗芸能を披露する民俗芸能祭を継続実施する。	◎	△	◎	△	△	→		
	伝-1-2	民俗芸能記念大会の開催	市内の民俗芸能を一堂に会して披露する大会を開催する。	◎	◎	◎	△	◎	→		
文化財の現状を記録し、災害時の復旧・復元に役立てる。	伝-2	近世墓の調査	旗本を中心とする近世墓の墓石の図化記録を行う。	◎	◎	△	△	○	→		
市民共働で実現する史跡保護のあり方を明示する。	伝-3	将軍塚古墳保存活用計画の策定	将軍塚古墳の保存と活用の今後は明示した計画書を作成し、公開する。	◎	◎	△	○	◎	→		
市民参加を促し、「地域で守る文化財」の取組をともに行う。	伝-4	文化財ガイドの育成	市民から希望者を募り文化財に関する講座を開催し、受講後文化財ガイドとして認定する事業を行う。	◎	◎	○	△	◎	→		

【守る～文化財を守ろう～】

方針	No.	事業名	事業内容	取組主体					計画期間		
				行政	文化財所有者	民間団体等	学術機関	地域住民	令和6～8年 (2024～2026年)	令和9～13年 (2027～2031年)	令和14～18年 (2032～2036年)
出土遺物の安定的な保存を継続するために、計画的かつ継続的に保存処理を進める。	守-1	出土遺物保存処理等委託業務	出土遺物の保存処理について継続実施するとともに、再処理も含めて計画的に実施できるよう、資料の状態把握を行う。	◎	△	△	△	△	→		
後世のために、市民生活の在り方を示す資料の保存を担う。	守-2	民具の収蔵保管	市内で使われた民具の保管管理を継続して行う。	◎	△	△	△	△	→		
史跡に応じた最善の保護措置を計画的に実施するために、先行事例の情報収集に努める。	守-3	中世城館跡の土塁保護	青島城跡などにある土塁について、毀損するリスクのあるものを順次保全する措置を講じる。	◎	○	△	△	△	→		
保存修理を計画的に進めるために、文化財の情報把握に努める。	守-4	民俗文化財道具の調査作成	民俗文化財の中で使用される道具を調査し、台帳・リスト化する。	◎	◎	◎	△	○	→		
埋蔵文化財保護手続きを円滑に進めるために、情報を管理するシステムを構築する。	守-5	文化財情報システム（GIS）の再構築	埋蔵文化財行政の履歴を管理する文化財情報システムについて、一般公開も視野に、新たなシステムを構築する。	◎	△	△	△	△	→		
発掘調査で得た情報を適切に管理・記録するツールの更新を行う。	守-6	遺跡管理システムの再検討	埋蔵文化財発掘調査の図面等を整理するためのシステムを再構築する。	◎	△	△	△	△	→		



第6章 文化財の保存・活用に関する措置

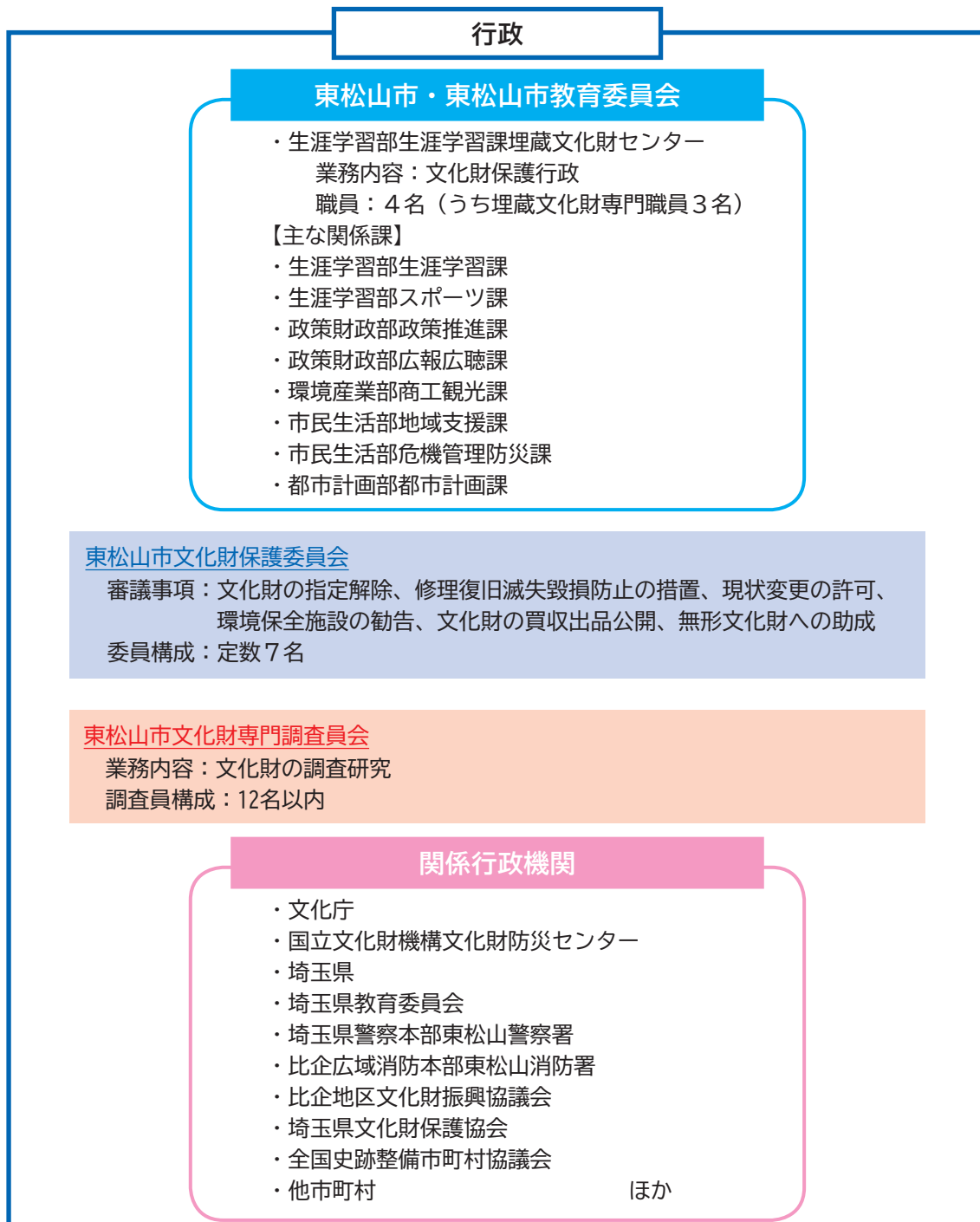
方針	No.	事業名	事業内容	取組主体					計画期間		
				行政	文化財所有者	民間団体等	学術機関	地域住民	令和6～8年 (2024～2026年)	令和9～13年 (2027～2031年)	令和14～18年 (2032～2036年)
指定文化財の現状をつがさに把握し、情報の収集・整理できる体制を作る。	守-7	指定文化財パトロール	東松山市文化財専門調査員と協力し、文化財の現状を把握するためのパトロールを継続実施する。	◎	△	△	△	△	→		
計画的に調査成果を整理・記録保存する。	守-8	埋蔵文化財発掘調査報告書の刊行	埋蔵文化財発掘調査報告書の刊行を継続して進める。	◎	△	△	△	△	→		
史跡の現状を見直し、保護設備の維持管理を計画的に行う。	守-9	大谷瓦窯跡覆屋修繕	大谷瓦窯跡を保護するための覆屋の塗り替え修繕を行う。	◎	△	△	△	△	→		
地域に根差す民俗文化財について文化財保持者（団体）間の情報共有を図り、継続保存のための一助とする。	守-10	東松山市民俗芸能保存連絡協議会の活動支援	東松山市民俗芸能保存連絡協議会の活動に対し、補助金の支出や他事例の情報提供などの支援を継続する。	◎	◎	◎	△	◎	→		
文化財の毀損や盗難を未然に防ぐ体制を整備する。	守-11	防犯カメラの設置、定期的な見回り	無人の文化財から優先し、監視カメラの設置等の防犯対策を推進する	◎	◎	△	△	○	→		
埋蔵文化財の整理作業を円滑に進める環境を整備する。	守-12	埋蔵文化財センターネットワーク環境の構築	埋蔵文化財センターの無線LAN環境を構築する。	◎	△	△	△	△	→		
文化財保護行政の拠点施設として、今後も機能し続けていくための環境整備を図る。	守-13	埋蔵文化財センターの増設改修	埋蔵文化財センターの収蔵機能を高めるための増設改修を行う。	◎	△	△	△	△	→		
有事に必要な情報を円滑に引き出し、運用できる体制を構築する。	守-14	文化財調書の作成	指定文化財の調書を再作成し、公開する。	◎	◎	△	△	△	→		
個人所有の指定史跡について、日常管理をサポートする体制を強化する。	守-15	史跡管理補助制度の創設	個人所有地の史跡の管理について、助成の方法や制度設計について、先行事例の情報収集と研究を進める。	◎	◎	△	△	○	→		



第7章 文化財の保存・活用の推進体制

1. 東松山市の体制

東松山市の文化財の保存活用を担う推進体制は次のとおりです。庁内あるいは関係機関と緊密に連携し、また文化財所有者や地域住民などと協働で文化財の保存・活用を推し進めていきます。





文化財所有者

- ・個人
 - ・各保存会
 - ・各自治会
 - ・神社・寺
- ほか

民間団体等

- ・一般社団法人東松山観光協会
 - ・東松山商工会
 - ・公益財団法人東松山文化まちづくり公社
 - ・東松山市ハートピアまちづくり協議会連絡会
 - ・公益社団法人東松山市シルバー人材センター
 - ・原爆の囀 丸木美術館
- ほか

学術機関

- ・埼玉県立各博物館
 - ・学校法人大東文化学園大東文化大学
 - ・公益社団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- ほか

地域住民

- ・市民
 - ・各自治会
 - ・市内小中学校
 - ・市内高等学校
- ほか

東松山市民俗芸能保存連絡協議会

設立目的：民俗芸能保持者及び団体の連絡調整、民俗芸能の保存継承

加盟団体（令和6年3月時点）：野田獅子舞保存会、東平ひきずり餅保存会、松葉町祭りばやし保存会、箭弓町祭りばやし保存会、古凍祭りばやし保存会、金谷餅つき踊り保存会、上野本獅子舞保存会、下唐子獅子舞保存会、神戸獅子舞保存会、正代祭りばやし保存会、麦打ち唄保存会、武蔵流東松山太鼓、たこつき唄・上岡音頭保存会

2. 文化財保護におけるそれぞれの役割

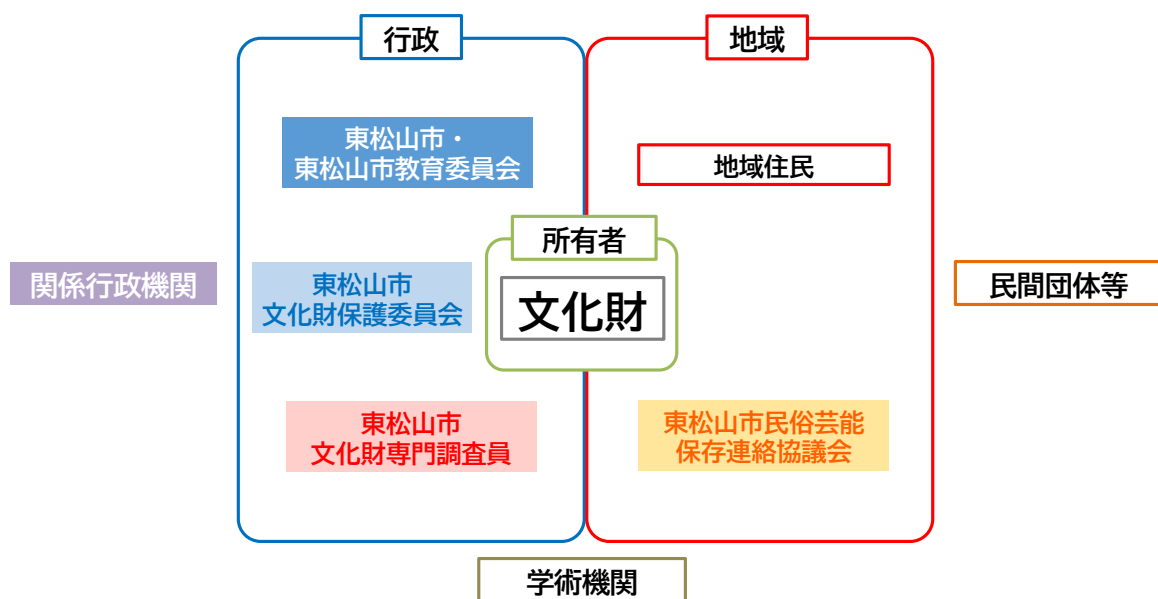
「行政」は、文化財保護に関する窓口となって様々な取組を総括するとともに、文化財保護のための必要な知見や技術を行使し、文化財所有者や地域に適切な助言や支援を行い、文化財保護推進のための施策を実施・マネジメントします。また文化財の保存を前提としながらも、地域振興や市の課題解決など、文化財を活用することで実現できる事業展開を模索し、時には前線に立ち、時には下支えして、様々な取組を実施します。また観光客や研究者などから来る文化財への問い合わせを統括し、情報提供や各種調整などを行い、円滑に文化財へアクセスできるよう、対応します。国・都道府県・他市町村といった他の行政機関と緊密に連携し、広範かつ細心の情報収集を行い、期に即した文化財保護施策を推し進めます。

「文化財所有者」は、文化財の「現在」を知る最前線に立って、文化財を所有・管理する立場を日々担っています。みんなが協力して文化財を確実に保存していくためには、文化財の状況を発信することが大切です。

「民間団体等」は、自団体が実施する事業をよりよいものとするために文化財が活用できる場合があります。文化財の活用を恐れず、保存を実現しながら事業を実施する方策を行政や文化財所有者・管理者とともに、一緒に考えてください。

「学術機関」にとって文化財は研究対象となって、様々な分野の研究を推し進めるツールとなり、その成果が文化財の価値を高めることにもつながります。行政などと連携し、研究の中に文化財を取り入れてみてください。

「地域住民」にとって文化財は、地域に根差す唯一無二の個性であって自分たちの「宝」です。どんなに小さなことでも自分のできる範囲で協力し、あるいは自己実現のチャンスとして文化財をとらえることで、文化財所有者・管理者を支えて文化財保護の一翼を担い、地域を活性化することにもつなげられます。



文化財を取り巻く環境模式図

第8章 文化財の防災・防犯

1. 想定されるリスクと対策

文化財の確実な保護において大きなリスクとなるのが災害です。東松山市内で起きた災害で記録から確認しうる主なものについては前述のとおりですが、このほかにも記録として残りにくい、人間が関与して生じる人的災害についてもリスク回避のための措置を講じることが大切です。

「埼玉県文化財保存活用大綱」の中でも、「第4章 第2節 文化財を適切に保存する」において「文化財の防災・防犯の推進」を規定し、市町村と連携した防災・防犯対策の周知徹底や、災害発生時の連携について記載しています。

そのほか、文化財を取り巻く災害に関するリスクと対策について、以下のとおりまとめました。



俱利伽羅不動尊毀損と修繕



台風による物見山の被害



【自然災害】

気象災害（風害・水害・雪害・雷害・酷暑など）

風害については強風による破壊や火災の被害拡大が想定されます。建造物や記念物（樹木）などは破損、倒壊、焼失のリスクが想定されます。

また大気汚染については、特に生態系への影響が懸念され、記念物（動植物）への深刻な被害が生じる可能性も想定されます。

水害に関する当市がはらむリスクについては前述のとおりですが、建造物や美術工芸品（絵画・古文書）などの水没や破壊・倒壊のほか、土砂災害による遺跡や名勝地への影響も想定され、具体的には城館跡の土塁や古墳墳丘の崩壊や名勝地の崖崩れなどが発生しうるリスクといえます。

雪害や雷害については、特に雪の重さによる建造物の損壊や、落雷による建造物・記念物（樹木）の破損、焼失が想定されます。

こうしたリスクに備えるためには、事前の想定が大切で、文化財の状態を常に確認し、環境の変化や想定しうるリスクに応じた先手の対応が必要です。具体的な措置の例として、風害を想定した危険木の剪定・伐採や、古文書の保管方法の向上や万が一に備えての記録（目録）作成、土塁や古墳の養生や、防火設備の整備、酷暑を想定した対応と適切な中止判断などがあり、大きなことから小さなことまで、一つひとつ丁寧に対応していくことが大切です。

地象災害（地震・火山など）

地震や火山の噴火などの地象災害は事前に予知することが大変難しい災害といえます。地震による建造物や石造物（墓石や板碑など）の倒壊や、火山噴火降灰による記念物（動植物）への被害は突然やってくるもので、日ごろの準備に加え、現状をつぶさに記録しておくことが大切です。具体的には建造物や石造物を図面や写真などの記録として残すことや、動植物の移り変わりを記録することで、事後の復旧をスムーズに進める効果も期待できます。

【人的災害（火災・事故・盗難・毀損(きそん)など）】

自然災害に対し、人間が活動する中で生じる文化財への被害も想定しておく必要があります。人的災害には過失によるものと故意によるものとがあります。過失については、起こりうるあらゆる可能性を一つでも多く想定し、「そうならない」ような環境を作る準備が大切です。一方故意によるものについては対応がより難しいことを理解し、「そうさせない」環境をみんなで作る意識が重要です。

火災に対する対応については、文化財の防災において特に重要な視点で、文化財保護法制定のきっかけとなった法隆寺金堂の火災（昭和24年〈1949年〉）や、近年では首里城の焼失（令和元年〈2019年〉）、国外においてもノートルダム大聖堂での火災（平成31年〈2019年〉）など、特に建造物について、度々被害が生じる事態となっています。こうしたことを受けて文



文化庁では「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」をはじめとする防火対策ガイドラインを適宜改訂しており、都度想定される火災リスク・防火についての基本的な考え方や対応策等をまとめています。防火対策は事前の準備に加え、発災時に迅速に対応する体制の整備も大切で、多くの人が文化財に携わり、適宜必要に応じて柔軟に対応できる環境を日ごろから作っていくことが重要です。

多くの人が文化財に目を向けていくことは、文化財の盗難や毀損(きそん)事案に対しても有効です。特に近年では仏像の盗難や石造物の毀損などの事案が全国的にも問題となっており、こうしたことは人の目の届かないところで、タイミングを狙って発生する傾向にあります。防犯カメラの設置などの具体的な防犯対策に加え、文化財に関心を持ち、何か不審なことやいつもと違うことに気が付いたときに、声が上げやすい体制の整備や人的ネットワークの構築が重要です。

文化財の防災・防犯については、自然災害・人的災害のほかにも、日常生活において、あるいは二次的に文化財に被害が及ぶ事案も想定されます。たとえばキツネなどの動物が史跡を痛める事案が発生したり、木の根が石造物を持ち上げて倒してしまったりする被害や、令和2年（2020年）に世界的流行した新型コロナウイルス感染症によって無形民俗文化財が休止に追い込まれるなど、いつどういった形で文化財の保護に支障をきたす事態に追い込まれるかわからない現実があります。文化庁が定めた「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」のような様々なガイドラインに基づき、考えうるリスクに先回りした計画的な対策が必要です。また有事に備えて日ごろから多くの人と情報共有し、円滑なコミュニケーションを維持向上させていくことが大切です。

有事の際に、様々なケースを想定し、だれがどのように文化財をケアするのかをあらかじめ決めて共有しておくことも大切で、文化財所有者や東松山市だけでなく、埼玉県や国立文化財機構文化財防災センター等への協力要請も視野に、被害拡大を防ぐ協力体制を拡充する日頃の準備が大切です。

2. 文化財の防災・防犯に関する課題と方針

こうしたリスクとその対策を踏まえ、現在東松山市における文化財の防災・防犯に関する課題として、下記の2点が挙げられます。

- ①文化財の現況把握の継続と他機関との連携
- ②有事の際の対応の明確化

これらの課題を解消するための方針として、下記の二つを設定しました。

- 防－1 文化財の所有者や他の機関との連携を強化し、現況把握を継続、強化する。
- 防－2 有事の際の文化財保護体制を整備する。



3. 文化財の防災・防犯の措置

これらの課題・方針に基づき、文化財の防災・防犯に関する措置を実施します。また文化財の保存・活用のための措置として記載した様々な事業も文化財の防災・防犯につながります。把握調査などで得たデータは有事の際に文化財に対してどのようにアプローチしていくかの判断材料として大切な情報になりますし、史跡等の日常管理を徹底することは、風水害などの自然災害に対し、被害を最小限に抑えるために効果的です。このように、日常的に行っている様々な取組の中に文化財の防災・防犯につながる素地があることを認識し、それぞれの措置を講じていきます。

文化財の防災・防犯に関わる措置一覧

No.	事業名	事業内容	取組主体					計画期間		
			行政	文化財所有者	民間団体等	学術機関	地域住民	令和6～8年 (2024～2026年)	令和9～13年 (2027～2031年)	令和14～18年 (2032～2036年)
防-1	指定文化財パトロール	文化財専門調査員による文化財パトロールを継続し、文化財の現状把握と所有者とのコミュニケーションを促進する。	◎	△	△	△	△	→		
	文化財防災ネットワークの構築	文化財所有者、警察署、消防本部、県内外自治体などと連携し、平時の際の情報共有や有事の際の連携の在り方について検討する。	◎	◎	△	△	◎	→		
	防犯カメラ等の設置	無人の文化財から優先し、監視カメラの設置等の防犯対策を推進する。	◎	◎	△	△	◎	→		
防-2	防災訓練の実施	消防本部や警察署、文化財所有者などと連携し、文化財の防災訓練を実施する。	◎	◎	△	△	◎	→		
	文化財防火対策の強化	文化財の防火設備（火災報知器や消火設備）を拡充するとともに、火気使用制限や防火管理体制の整備を進める。	◎	◎	△	△	△	→		
	文化財レスキューマニュアルの整備	有事の際の対応マニュアルについて、他の事例を研究し、市独自のマニュアル作成について検討する。	◎	△	△	△	○	→		



巻末資料

【東松山市文化財保護条例】

東松山市文化財保護条例

昭和30年8月26日

条例第54号

改正 昭和51年3月30日条例第12号

昭和53年3月29日条例第11号

第1章 総則

(この条例の目的)

第1条 この条例は、市の区域内にある文化財を保存し、かつその活用を図り、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、我が市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で、我が市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、山岳その他の名勝地で我が市にとって、芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が市にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

(市民所有者の心構)

第3条 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用努めなければならない。

3 教育委員会は、この条例の執行に当たっては関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(文化財保護委員等の設置)

第4条 市の区域内に所在する文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じ、重要事項を審議し、かつ、これらの事項に関し必要と認める事項を建議するため、文化財保護委員を置く。



2 市の区域内に所在する文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の要請に応じ調査研究するため、文化財専門調査員を置く。

第5条 文化財保護委員等の会議その他必要な事項は別に教育委員会規則でこれを定める。

第2章 市指定の文化財

(指定)

第6条 教育委員会は、市の区域内にある文化財のうち、重要なものを、市指定有形文化財、市指定無形文化財、市指定民族文化財及び市指定史跡、市指定名勝、市指定天然記念物に指定することができる。

2 第1項の指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合には、この限りではない。

3 無形文化財の指定に当たっては、その文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。）の認定をしなければならない。

4 第1項及び前項の指定及び認定するには教育委員会はあらかじめ文化財保護委員の同意を得なければならない。

(解除)

第7条 前条の第1項の規定により指定された文化財（以下「指定文化財」という。）が市の区域内に所在しなくなったとき、又は指定文化財としての価値を失ったときはその指定を解除することができる。

2 指定文化財が県又は国の指定をうけたときは、当該指定の日から市の指定は、その効力を失うものとする。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第8条 指定文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、指定文化財を管理しなければならない。

2 指定文化財の所有者は、特別の事情があるときは他の適当なものにこれを管理させることができる。この場合にあつて、当該所有者は速やかに教育委員会にその旨を書面で届け出なければならない。

3 教育委員会は、指定文化財について所有者が判明しない場合又は所有者による管理が困難若しくは不適当と認められる場合は、所有者の同意を得て適当な管理団体を指定し、又は自ら管理団体となってこれを管理することができる。

4 管理団体が行う管理に要する費用は、管理団体の負担とする。

第9条 所有者又は管理者若しくは管理団体（以下「管理者」という。）が変更したとき、又は名称、住所等を変更したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(管理又は修理費の補助)

第10条 指定文化財の管理又は修理につき市は、その経費の一部に充てるため、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し、必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について、指揮監督することができる。

(現状変更等の制限)

第11条 指定文化財の管理者が当該指定文化財に関し、その現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。



2 教育委員会は、前項の許可を与へる場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

(修理の届出)

第12条 指定文化財を修理しようとするときは、管理者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の修理について教育委員会は技術的な指導と助言とを与えることができる。

(公開)

第13条 教育委員会は、指定文化財の管理者に対して教育委員会の行う公開の用に供するため、指定文化財の出品を勧告することができる。

(調査及び報告)

第14条 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定文化財の管理者に対し、その文化財の現状又は管理、若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、管理者若しくは権原に基づく占有者の同意を得て、その文化財を調査することができる。

附 則

この条例は、昭和30年9月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月30日条例第12号）

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の東松山市文化財保護条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項の規定により指定されている市指定無形文化財のうち、旧条例第6条第3項の規定による保持者の認定に代えてこの条例による改正後の東松山市文化財保護条例（以下「新条例」という。）第6条第3項の保持団体を認定する必要があると認められるものについては、この条例の施行後1年以内に、旧条例第6条第3項の規定によってしたすべての保持者の認定を解除するとともに、新条例第6条第3項の規定により保持団体を認定しなければならない。この場合においては、新条例第6条第4項の規定を準用する。

3 この条例の施行の際現に旧条例第6条第1項の規定により指定されている市指定民俗資料は、新条例の適用については、新条例第6条第1項の規定により指定された市指定民俗文化財とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第6条第1項の規定により指定されている市指定無形文化財のうち、新条例第6条第1項の規定による市指定民俗文化財に指定する必要があると認められるものについては、この条例の施行後1年以内に、旧条例第6条第1項の規定によってした市指定無形文化財の指定を解除するとともに、新条例第6条第1項の規定により市指定民俗文化財に指定しなければならない。この場合においては、新条例第6条第4項の規定を準用する。

附 則（昭和53年3月29日条例第11号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。



【東松山市文化財保存活用地域計画協議会開催要綱】

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が策定する文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の3第1項の文化財保存活用地域計画(以下「地域計画」という。)について、有識者及び市民から意見又は助言を求めるため、東松山市文化財保存活用地域計画協議会(以下「協議会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 協議会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域計画に関し、教育委員会が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 教育委員会は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 文化財の所有者
- (2) 文化財に関係する団体の代表者
- (3) 歴史又は文化に関し識見を有する者
- (4) 商工に関係する団体の代表者
- (5) 観光に関係する団体の代表者
- (6) 公募による市民
- (7) 県職員
- (8) 市職員
- (9) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 前項各号に掲げる者の協議会の参加期間は、文化財保護法第183条の3第5項の規定による文化庁長官の認定がされた日までとする。

(運営)

第4条 協議会の参加者は、その互選により協議会を進行する座長を定めることができる。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、東松山市埋蔵文化財センターにおいて処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。



【指定文化財一覧】

No.	類 型	名 称	所 在 地	指定年月日	
1	国指定 有形文化財	建造物	光福寺宝篋印塔	岡498 (光福寺)	昭28. 8. 29
2	国指定 有形文化財	建造物	箭弓稲荷神社本殿・幣殿・拝殿	箭弓町2-5-14	令 6. 1. 19
3	市指定 有形文化財	建造物	八雲神社の社殿	本町1-5-8	昭32. 11. 29
4	市指定 有形文化財	建造物	正法寺の鐘楼	岩殿1229 (正法寺)	昭46. 6. 4
5	市指定 有形文化財	建造物	浄空院本堂	上唐子679 (浄空院)	昭55. 1. 10
6	市指定 有形文化財	建造物	浄空院庫裡	上唐子679 (浄空院)	昭55. 1. 10
7	市指定 有形文化財	建造物	浄空院禅堂	上唐子679 (浄空院)	昭55. 1. 10
8	市指定 有形文化財	建造物	箭弓稲荷神社手水舎付手水鉢	箭弓町2-5-14	平27. 3. 26
9	国登録 有形文化財	建造物	旧埼玉県立松山中学校校舎 (埼玉県立松山高等学校記念館)	松山町1-1041他	令 2. 4. 3
1	市指定 有形文化財	絵画	箭弓稲荷神社の絵馬	箭弓町2-5-14	昭40. 8. 10
2	市指定 有形文化財	絵画	野本八幡神社の絵馬	上野本1239	昭49. 7. 10
3	市指定 有形文化財	絵画	大雷神社の絵馬	大谷3506	昭60. 7. 17
4	市指定 有形文化財	絵画	十界図 (江野樗雪作)	本町1-5-3 (曹源寺)	昭60. 7. 17
5	市指定 有形文化財	絵画	釈迦涅槃図 (江野樗雪作)	本町1-5-3 (曹源寺)	昭60. 7. 17
6	市指定 有形文化財	絵画	泉蔵寺の絵馬 (馬の図)	上押垂116 (泉蔵寺)	平 5. 6. 30
7	市指定 有形文化財	絵画	浄光寺の融通念仏縁起絵巻	下青鳥126 (浄光寺)	平 5. 6. 30
1	国指定 有形文化財	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	古凍536-1 (等覚院)	昭 3. 8. 17
2	県指定 有形文化財	彫刻	銅造誕生釈迦仏立像	下野本662 (無量寿寺)	平19. 3. 16
3	市指定 有形文化財	彫刻	吉田家所蔵阿弥陀如来像	御茶山町 (個人蔵)	昭31. 2. 6
4	市指定 有形文化財	彫刻	俱利伽羅不動尊	上野本1963	昭38. 2. 18
5	市指定 有形文化財	彫刻	八幡神社前庚申塔	宮鼻252	昭40. 8. 10
6	市指定 有形文化財	彫刻	愛染明王	高坂 (個人蔵)	昭49. 7. 10
7	市指定 有形文化財	彫刻	毛塚の石仏	毛塚 (個人蔵)	昭49. 7. 10
8	市指定 有形文化財	彫刻	妙昌寺日蓮上人祖師像	神戸1121 (妙昌寺)	昭55. 1. 10
9	市指定 有形文化財	彫刻	毛塚薬師如来坐像 (石像)	毛塚791	昭55. 1. 10
10	市指定 有形文化財	彫刻	世明寿寺千手観音立像	正代742-1 (世明寿寺)	昭55. 1. 10
11	市指定 有形文化財	彫刻	世明寿寺二十八部衆像	正代742-1 (世明寿寺)	昭55. 1. 10
12	市指定 有形文化財	彫刻	泉蔵寺十一面観音立像付胎内仏	上押垂116	昭55. 1. 10
1	市指定 有形文化財	工芸品	短刀 (英義)	宮鼻 (個人蔵)	昭46. 6. 4
2	市指定 有形文化財	工芸品	刀 (勝村正勝)	野田 (個人蔵)	昭46. 6. 4
3	市指定 有形文化財	工芸品	刀 (克一)	東松山市埋蔵文化財センター	昭46. 6. 4
4	市指定 有形文化財	工芸品	刀 (日比野道義)	日吉町 (個人蔵)	昭46. 6. 4
5	市指定 有形文化財	工芸品	山王焼	日吉町 (個人蔵)	昭49. 7. 10
6	市指定 有形文化財	工芸品	波濤玉台 (市川東玉斎作)	本町 (個人蔵)	昭60. 7. 17
7	市指定 有形文化財	工芸品	幼鳥を抱く童 (市川東玉斎作)	本町 (個人蔵)	昭60. 7. 17
1	市指定 有形文化財	書跡	世明寿寺の算額	正代742-1 (世明寿寺)	昭49. 7. 10
2	市指定 有形文化財	書跡	正法寺の算額	岩殿1229 (正法寺)	昭49. 7. 10
3	市指定 有形文化財	典籍	明版大蔵経	岩殿1229 (正法寺)	昭32. 11. 29
1	市指定 有形文化財	古文書	代官文書	毛塚 (個人蔵)	昭32. 11. 29
2	市指定 有形文化財	古文書	松山陣屋関係古文書	松葉町 (個人蔵)	昭37. 3. 26
3	市指定 有形文化財	古文書	正法寺の中世文書	岩殿1229 (正法寺)	昭49. 7. 10
4	市指定 有形文化財	古文書	永福寺の制札	市の川212 (永福寺)	昭60. 7. 17
1	県指定 有形文化財	考古資料	板石塔婆	神戸1121 (妙昌寺)	昭40. 3. 16
2	県指定 有形文化財	考古資料	板石塔婆	岡498 (光福寺)	昭40. 3. 16
3	県指定 有形文化財	考古資料	光福寺宝篋印塔出土品	岡498 (光福寺)	昭62. 3. 24



No.	類 型	名 称	所 在 地	指定年月日
4	県指定 有形文化財 考古資料	古凍古墳群内土壌出土鉄製壺鍬及び馬具	東松山市埋蔵文化財センター	平14. 3. 22
5	県指定 有形文化財 考古資料	吉ヶ谷遺跡竪穴住居跡出土品	東松山市埋蔵文化財センター	平21. 3. 17
6	県指定 有形文化財 考古資料	反町遺跡玉作工房関連遺物	東松山市埋蔵文化財センター	令 5. 3. 17
7	市指定 有形文化財 考古資料	十三仏板石塔婆	松本町（個人蔵）	昭32. 11. 29
8	市指定 有形文化財 考古資料	妙昌寺の瓦塔	神戸1121（妙昌寺）	昭34. 5. 15
9	市指定 有形文化財 考古資料	五領遺跡の出土品	東松山市埋蔵文化財センター	昭36. 3. 8
10	市指定 有形文化財 考古資料	古鏡と釧	埼玉県立博物館寄託	昭37. 3. 26
11	市指定 有形文化財 考古資料	双雀草文鏡	岩殿1229（正法寺）	昭37. 3. 26
12	市指定 有形文化財 考古資料	妙昌寺の板石塔婆	神戸1121（妙昌寺）	昭38. 2. 18
13	市指定 有形文化財 考古資料	青鳥城跡板石塔婆	石橋1310	昭38. 2. 18
14	市指定 有形文化財 考古資料	冑塚古墳出土品	東松山市埋蔵文化財センター	昭40. 8. 10
15	市指定 有形文化財 考古資料	五領遺跡B区出土品	東松山市埋蔵文化財センター	昭40. 8. 10
16	市指定 有形文化財 考古資料	浄光寺の板石塔婆	下青鳥126（浄光寺）	昭40. 8. 10
17	市指定 有形文化財 考古資料	阿弥陀堂の板石塔婆	岩殿1043	昭40. 8. 10
18	市指定 有形文化財 考古資料	水鳥を冠した人物埴輪	東松山市埋蔵文化財センター	昭46. 6. 4
19	市指定 有形文化財 考古資料	鈴付腕輪	東松山市埋蔵文化財センター	昭46. 6. 4
20	市指定 有形文化財 考古資料	香林寺阿弥陀一尊板石塔婆	東松山市埋蔵文化財センター	昭49. 7. 10
21	市指定 有形文化財 考古資料	香林寺心字座板石塔婆	東松山市埋蔵文化財センター	昭49. 7. 10
22	市指定 有形文化財 考古資料	清見寺心字座板石塔婆	上野本1683（清見寺）	昭49. 7. 10
23	市指定 有形文化財 考古資料	虎御石（板碑）	石橋1335	昭49. 7. 10
24	市指定 有形文化財 考古資料	菅沼氏一族の墓	上唐子679（浄空院）	昭55. 1. 10
25	市指定 有形文化財 考古資料	阿弥陀一尊板石塔婆	正代（個人蔵）	昭55. 1. 10
26	市指定 有形文化財 考古資料	阿弥陀三尊板石塔婆	正代（個人蔵）	昭55. 1. 10
27	市指定 有形文化財 考古資料	仁治二年の板石塔婆	正代（個人蔵）	昭55. 3. 5
28	市指定 有形文化財 考古資料	正法寺阿弥陀三尊板石塔婆	岩殿1229（正法寺）	昭55. 1. 10
29	市指定 有形文化財 考古資料	正法寺阿弥陀一尊板石塔婆	岩殿1229（正法寺）	昭55. 1. 10
30	市指定 有形文化財 考古資料	水神塔	上唐子1677-2	昭55. 3. 10
31	市指定 有形文化財 考古資料	香林寺の阿弥陀一尊板石塔婆	東松山市埋蔵文化財センター	昭60. 7. 17
32	市指定 有形文化財 考古資料	雷電山古墳出土埴輪	東松山市埋蔵文化財センター	平16. 3. 26
33	市指定 有形文化財 考古資料	西原1号墳出土品	東松山市埋蔵文化財センター	平18. 3. 24
34	市指定 有形文化財 考古資料	三角縁陳氏作四神二獸鏡	東松山市埋蔵文化財センター	平26. 3. 25
35	市指定 有形文化財 考古資料	高坂8号墳出土品	東松山市埋蔵文化財センター	平26. 3. 25
36	市指定 有形文化財 考古資料	東耕地3号墳出土品	東松山市埋蔵文化財センター	平26. 3. 25
1	県指定 有形文化財 歴史資料	正法寺銅鐘	岩殿1229（正法寺）	昭52. 3. 29
2	県指定 有形文化財 歴史資料	弘安四年銘板石塔婆	正代864-1（青蓮寺）	平15. 3. 18
3	市指定 有形文化財 歴史資料	松山古地図	本町2-11-20（市立図書館）	昭32. 11. 29
4	市指定 有形文化財 歴史資料	上田朝直寄進の十界曼陀羅	松本町1-11-56（妙賢寺）	昭55. 3. 5
5	市指定 有形文化財 歴史資料	博喩堂扁額	松葉町1-1-16（松山第一小学校）	昭62. 6. 24
6	市指定 有形文化財 歴史資料	森川氏累代の墓	大谷438（宗悟寺）	昭55. 1. 10
7	市指定 有形文化財 歴史資料	石橋及び石橋供養塔	高坂（都幾川リバーサイド地内）	平11. 7. 19
8	市指定 有形文化財 歴史資料	道標「八王子道」	高坂地内	平25. 4. 30
9	市指定 有形文化財 歴史資料	道標「奉納経拜礼供養塔」	高坂地内	平25. 4. 30
1	市指定 民俗文化財 有形の民俗文化財	獅子舞道具一式（野田）	野田（野田獅子舞保存会）	昭40. 8. 10
2	市指定 民俗文化財 有形の民俗文化財	獅子舞道具一式（宮鼻）	宮鼻（宮鼻獅子舞保存会）	昭40. 8. 10
1	国選択 民俗文化財 無形の民俗文化財	東松山上岡観音の絵馬市の習俗	岡	平10. 12. 1
2	県指定 民俗文化財 無形の民俗文化財	金谷の餅つき踊り	上野本字金谷（氷川神社）	昭52. 3. 29
3	市指定 民俗文化財 無形の民俗文化財	下唐子の獅子舞	下唐子（唐子神社）	昭49. 7. 10
4	市指定 民俗文化財 無形の民俗文化財	上野本の獅子舞	上野本（八幡神社）	昭55. 1. 10



No.	類 型	名 称	所 在 地	指定年月日
5	市指定 民俗文化財	無形の民俗文化財 野田の獅子舞	野田（赤城神社）	昭55. 1. 10
6	市指定 民俗文化財	無形の民俗文化財 神戸の獅子舞	神戸（神戸神社）	昭55. 1. 10
7	市指定 民俗文化財	無形の民俗文化財 宮鼻の獅子舞	宮鼻（八幡神社）	昭55. 1. 10
8	市指定 民俗文化財	無形の民俗文化財 古凍祭ばやし	古凍（鷲神社）	昭55. 1. 10
9	市指定 民俗文化財	無形の民俗文化財 箭弓町祭ばやし	箭弓町	昭55. 1. 10
10	市指定 民俗文化財	無形の民俗文化財 松葉町祭ばやし	松葉町	昭55. 1. 10
11	市指定 民俗文化財	無形の民俗文化財 正代祭ばやし	正代（御霊神社）	昭60. 7. 17
12	市指定 民俗文化財	無形の民俗文化財 後本宿のフセギ行事	後本宿	平18. 3. 24
13	市指定 民俗文化財	無形の民俗文化財 望月のフセギ行事	望月	平18. 3. 24
1	国指定 記念物	遺跡 大谷瓦窯跡	大谷字谷中2192-1	昭33. 10. 8
2	県指定 記念物	史跡 正法寺六面幢	岩殿1229（正法寺）	昭 5. 3. 31
3	県指定 記念物	史跡 青鳥城跡	石橋2104ほか	昭 9. 3. 31
4	県指定 記念物	史跡 上田朝直建立青石塔婆	神明町1-12	昭11. 3. 31
5	県指定 記念物	史跡 将軍塚古墳	下野本612・613	昭35. 3. 1
6	県指定 記念物	史跡 若宮八幡古墳	石橋2240-1	昭39. 3. 27
7	県指定 記念物	旧跡 加賀爪氏累代墓	高坂834（高濟寺）	昭38. 8. 27
8	市指定 記念物	遺跡 三千塚古墳群	大谷雷電山付近	昭31. 2. 6
9	市指定 記念物	遺跡 諏訪山古墳	西本宿（個人蔵）	昭32. 11. 29
10	市指定 記念物	遺跡 比丘尼山と横穴墓群	大谷265ほか	昭32. 11. 29
11	市指定 記念物	遺跡 松山陣屋跡	松葉町1-1-58ほか	昭36. 3. 8
12	市指定 記念物	遺跡 五領遺跡	若松町	昭36. 3. 8
13	市指定 記念物	遺跡 鴻の面一号墳	大谷805	昭38. 2. 18
14	市指定 記念物	遺跡 足利基氏の墓跡	岩殿1051～1059ほか	昭40. 8. 10
15	市指定 記念物	遺跡 おくま山古墳	古凍92・93ほか	昭46. 6. 4
16	市指定 記念物	遺跡 野本館跡	下野本662・663ほか	昭49. 7. 10
17	市指定 記念物	遺跡 相撲場	大谷3507-1	昭60. 7. 17
18	市指定 記念物	遺跡 桜山窯跡群	桜山台4	昭62. 4. 1
19	市指定 記念物	遺跡 春桂家塾跡	下野本1076（了善寺）	昭62. 6. 24
20	市指定 記念物	遺跡 附川1号墳	石橋330（南中学校）	平18. 3. 24
1	県指定 記念物	名勝地 物見山岩殿山観音の勝	岩殿1221ほか	大11. 3. 29
1	市指定 記念物	動物・植物・地質鉱物 八幡神社の大榎	宮鼻233（八幡神社）	昭37. 3. 26
2	市指定 記念物	動物・植物・地質鉱物 玉太岡神社のムクノキ	岡745（玉太岡神社）	昭37. 3. 26
3	市指定 記念物	動物・植物・地質鉱物 なんじゃもんじゃの木	箭弓町2-5	昭38. 2. 18
4	市指定 記念物	動物・植物・地質鉱物 あららぎ	宮鼻（個人蔵）	昭40. 8. 10
5	市指定 記念物	動物・植物・地質鉱物 正法寺の大銀杏	岩殿1229（正法寺）	昭49. 7. 10
6	市指定 記念物	動物・植物・地質鉱物 観音下の清水	正代741	昭49. 7. 10
7	市指定 記念物	動物・植物・地質鉱物 カタクリの群生地	西本宿2447	昭60. 7. 17



【刊行図書一覧】

書籍名	シリーズ名	シリーズ番号	発行者・編著者	発行年	区分
東松山市の歴史	-	上巻	東松山市・市史編さん課	1985	悉皆
東松山市の歴史	-	中巻	東松山市・市史編さん課	1985	悉皆
東松山市の歴史	-	下巻	東松山市・市史編さん課	1986	悉皆
東松山市史 資料編 原始古代・中世・遺跡・遺構・遺物	-	第1巻	東松山市・市史編さん課	1981	悉皆
東松山市史 資料編 古代・中世・文書・記録・板碑塔婆編	-	第2巻	東松山市・市史編さん課	1982	悉皆
東松山市史 資料編 近世編	-	第3巻	東松山市・市史編さん課	1983	悉皆
東松山市史 資料編 近・現代編	-	第4巻	東松山市・市史編さん課	1984	悉皆
東松山市史 資料編 民俗編	-	第5巻	東松山市・市史編さん課	1983	悉皆
石佛	-	-	東松山市・市史編さん課	1981	悉皆
佛像	-	-	東松山市・市史編さん課	1985	悉皆
所蔵文書目録 柴生田家・屋代家・太田家・渡辺家・根岸家・山下家	市史編さん調査報告	第1集	東松山市・市史編さん課	1974	悉皆
所蔵文書目録 布施田家・磯崎家・松崎家・山口家・千代田家・小峰家・須長家・新井家・金井塚家・新井家・小柳家・石井家・小川家・中村家・北村家・竹内家・竹内家・長谷部家・小川家	市史編さん調査報告	第2集	東松山市・市史編さん課	1975	悉皆
小代館跡	市史編さん調査報告	第3集	東松山市・市史編さん課	1975	埋文
所蔵文書目録 千原家・小川家・新井家・関口家・中沢家・馬場家・馬場家・島野家・野口家・長谷部家・戸井田家・榎本家・久保田家・金子家・金子家・井上家・岡田家・細村家・神田家・沢田家・大久保家・千代田家・山下家・内野家・松本家	市史編さん調査報告	第4集	東松山市・市史編さん課	1976	悉皆
所蔵文書目録 唐子地区：長谷部家・大野(与)家・大野(啓)家・松浦家 高坂地区：野口家・坂本家・松崎家・宮崎家・大沢家 大岡地区：網野家・松本(明)家・藤野家・安藤家・松本(新)家・松本(明典)家・光福寺・森下家	市史編さん調査報告	第5集	東松山市・市史編さん課	1976	悉皆
所蔵文書目録 松山地区(二)：新井家・木村家・田島(禪)家・田口家・岩崎家・小林家・高島家・竹内家・田島(好)家・宮下家・柳沢(邦)家・野村家・吉田家・芝崎家・柳下家・溝井家・向笠家・柳沢(功)家 大岡地区(二)：新井家・石川家・清水(角)家・清水(清)家 高坂地区(二)：加島家・黒沢家・慈眼寺 唐子地区(三)：浄空院・小沢家 野本地区(三)：吉野家 第1集追録：柴生田家・屋代家・太田家・渡辺家・根岸家・山下家 第2集追録：布施田家・磯崎家・山口家・石井家 第5集追録：野口家・坂本家	市史編さん調査報告	第6集	東松山市・市史編さん課	1976	悉皆
新聞記事資料目録 東松山市・比企郡	市史編さん調査報告	第7集	東松山市・市史編さん課	1976	詳細
県行政文書-社寺編-東松山市関係抜刷目録	市史編さん調査報告	第9集	東松山市・市史編さん課	1976	悉皆
県行政文書 東松山市関係文書目録	市史編さん調査報告	第10集	東松山市・市史編さん課	1977	悉皆
東松山市関係文書目録 甲山・根岸家	市史編さん調査報告	第11集	東松山市・市史編さん課	1976	悉皆
ある農婦の手記 晝表の琉球草取りの記 越辺川と川辺 今と昔 洪水の記	市史編さん調査報告	第12集	東松山市・市史編さん課	1976	詳細
東松山市と周辺の古代-条里遺構調査を基にして-	市史編さん調査報告	第13集	東松山市	1978	詳細
新聞記事にみる東松山市とその周辺-新聞記事資料目録-	市史編さん調査報告	第14集	東松山市・市史編さん課	1978	悉皆
大岡地区の民俗	市史編さん調査報告	第15集	東松山市・市史編さん課	1978	詳細
行政資料目録	市史編さん調査報告	第16集	東松山市・市史編さん課	1978	悉皆
都幾川・越辺川流域の民俗	市史編さん調査報告	第17集	東松山市・市史編さん課	1979	詳細
東松山市域における手作地主経営の展開 -下野本 太田家の場合-	市史編さん調査報告	第18集	東松山市	1979	詳細
地方米穀商の展開過程-東松山市 中村穀店の場合-	市史編さん調査報告	第19集	東松山市	1979	詳細
明治前期町村と小学校の関係の歴史	市史編さん調査報告	第20集	東松山市	1979	詳細
大正期の養蚕日記-大字宮鼻 沢田家-	市史編さん調査報告	第21集	東松山市	1979	詳細
町場の民俗	市史編さん調査報告	第22集	東松山市・市史編さん課	1981	詳細
馬橋日記-大正期の青年日記-	市史編さん調査報告	第23集	東松山市教育委員会・市史編さん	1981	詳細
相給村落の成立と構造 -武蔵国比企郡野本村を事例として-	市史編さん調査報告	第24集	東松山市・市史編さん課	1982	詳細
旗本領の村落の形成と支配 -武蔵国比企郡毛塚村を事例として-	市史編さん調査報告	第25集	東松山市	1984	詳細
東松山文化財調査報告(附川1号墳)	東松山市文化財調査報告	第1集	東松山市教育委員会・東松山市文化財保護委員会	1961	埋文
東松山文化財調査報告(前山遺跡(第1次)・杉の木遺跡(第1次))	東松山市文化財調査報告	第2集	東松山市教育委員会・東松山市文化財保護委員会	1963	埋文
冨塚古墳	東松山市文化財調査報告	第3集	東松山市教育委員会・東松山市文化財保護委員会	1964	埋文
東松山市埋蔵文化財・石造記念物地名表	東松山市文化財調査報告	第4集	東松山市教育委員会・東松山市文化財保護委員会	1965	悉皆
八幡遺跡	東松山市文化財調査報告	第5集	東松山市教育委員会・東松山市文化財保護委員会	1968	埋文
諏訪山古墳群(第1次)	東松山市文化財調査報告	第7集	東松山市教育委員会	1970	埋文
附川古墳群	東松山市文化財調査報告	第8集	東松山市教育委員会	1971	埋文
東松山市植物誌	東松山市文化財調査報告	第9集	東松山市教育委員会	1972	悉皆
中原遺跡	東松山市文化財調査報告	第10集	東松山市教育委員会	1972	埋文
稚子山遺跡	東松山市文化財調査報告	第11集	東松山市教育委員会	1974	埋文
田と畑の民具	東松山市文化財調査報告	第12集	東松山市教育委員会	1975	詳細
光福寺宝篋印塔	東松山市文化財調査報告	第12集	東松山市教育委員会	1980	詳細
若殿観音と門前集落	東松山市文化財調査報告	第14集	東松山市教育委員会	1980	詳細
浄空院の庫裡	東松山市文化財調査報告	第15集	東松山市教育委員会	1980	詳細



書籍名	シリーズ名	シリーズ番号	発行者・編著者	発行年	区分
野本東部遺跡群発掘調査報告 -下道添・東町・古吉海道遺跡- 八幡・原山・古吉海道 岩鼻遺跡	東松山市文化財調査報告	第16集	東松山市教育委員会	1981	埋文
下寺前遺跡(第2次)	東松山市文化財調査報告	第17集	東松山市教育委員会	1988	埋文
大門遺跡(第1次)	東松山市文化財調査報告	第18集	東松山市教育委員会	1989	埋文
岩鼻遺跡(第2次)	東松山市文化財調査報告	第19集	東松山市教育委員会	1990	埋文
古深14号墳(第1・2次)	東松山市文化財調査報告	第20集	東松山市教育委員会	1991	埋文
杉の木遺跡(第3次)	東松山市文化財調査報告	第21・22集	東松山市教育委員会	1995	埋文
おくま山古墳(第1・2次)	東松山市文化財調査報告	第23集	東松山市教育委員会	1999	埋文
大西遺跡(第9次)	東松山市文化財調査報告	第24集	東松山市教育委員会	2003	埋文
代正寺遺跡(第3次)	東松山市文化財調査報告	第26集	東松山市教育委員会	2008	埋文
三千塚古墳群	東松山市文化財調査報告	第27集	東松山市教育委員会	2009	埋文
東耕地遺跡(第1次~5次)・東耕地3号墳	東松山市文化財調査報告	第28集	東松山市教育委員会	2009	埋文
八幡遺跡(第9次)	東松山市文化財調査報告	第29集	東松山市教育委員会	2012	埋文
古吉海道遺跡(第10次)	東松山市文化財調査報告	第30集	東松山市教育委員会	2013	埋文
大西遺跡(第13次)	東松山市文化財調査報告	第31集	東松山市教育委員会・有限会社毛野者古学研究所	2013	埋文
八幡遺跡(第7次)	東松山市文化財調査報告	第32集	東松山市教育委員会・株式会社東京航業研究所	2013	埋文
山王裏遺跡(第9次)	東松山市文化財調査報告	第33集	東松山市教育委員会・株式会社シン技術コンサル	2013	埋文
高坂三番町西遺跡(第2次)	東松山市文化財調査報告	第34集	東松山市教育委員会	2014	埋文
下寺前遺跡(第21次)	東松山市文化財調査報告	第35集	東松山市教育委員会・有限会社毛野者古学研究所	2014	埋文
大西遺跡(第16次)	東松山市文化財調査報告	第36集	東松山市教育委員会・有限会社毛野者古学研究所	2014	埋文
大西遺跡(第17次)	東松山市文化財調査報告	第37集	東松山市教育委員会・株式会社東京航業研究所	2016	埋文
高坂二番町西遺跡(第7次)	東松山市文化財調査報告	第38集	東松山市教育委員会・関東文化財振興会株式会社	2017	埋文
代正寺遺跡(第9次)	東松山市文化財調査報告	第39集	東松山市教育委員会・株式会社東京航業研究所	2018	埋文
杉の木遺跡(第5次)	東松山市文化財調査報告	第40集	東松山市教育委員会・関東文化財振興会株式会社	2018	埋文
下寺前遺跡(第22次)	東松山市文化財調査報告	第41集	東松山市教育委員会・有限会社毛野者古学研究所	2018	埋文
高坂二番町西遺跡(第12次)	東松山市文化財調査報告	第42集	東松山市教育委員会・関東文化財振興会株式会社	2019	埋文
岩鼻遺跡(第9次)	東松山市文化財調査報告	第43集	東松山市教育委員会・株式会社中野技術	2020	埋文
観音寺遺跡(第4次)	東松山市文化財調査報告	第44集	東松山市教育委員会・株式会社九州文化財総合研究所	2022	埋文
上松本遺跡(第2次)	東松山市文化財調査報告	第45集	東松山市教育委員会・有限会社毛野者古学研究所	2022	埋文
高坂館跡	東松山市遺跡調査会報告	第1集	東松山市遺跡調査会・東松山市教育委員会	1996	埋文
見入遺跡(第3次)	東松山市遺跡調査会報告	第2集	東松山市遺跡調査会・東松山市教育委員会	2004	埋文
八幡遺跡(第3・8次)	東松山市遺跡調査会報告	第3集	東松山市遺跡調査会・東松山市教育委員会	2005	埋文
三千塚古墳群発掘調査-中間報告-	-	第5集	東松山市遺跡調査会・東松山市教育委員会	2007	埋文
柏崎古墳群	-	第6集	東松山市遺跡調査会・東松山市教育委員会	2008	埋文
番清水遺跡-番清水調査概報-	-	-	三千塚古墳群調査会・台地研究会	1962	埋文
西原古墳群-東松山市上唐子西原古墳群発掘調査報告書-	-	-	考古学資料刊行会	1968	埋文
雉子山	-	-	考古学資料刊行会	1968	埋文
笹塚遺跡-野本東部遺跡群調査概報-	-	-	東松山市埋蔵文化財調査会	1976	埋文
埼玉県指定史跡「青島城跡」保存管理計画策定報告書	-	-	東松山市	1977	埋文
泉蔵寺総合調査報告書	-	-	東松山市教育委員会	1979	埋文
「東松山上岡観音の絵馬市の習俗」調査・記録作成事業報告書 東松山上岡観音の絵馬市の習俗	-	-	東松山市教育委員会	1988	普及
葛袋地区化石調査報告書	-	-	東松山市教育委員会	2001	詳細
県指定史跡「若宮八幡古墳」修復保存整備報告書	-	-	東松山市教育委員会	2015	詳細
東松山市の生き物 散歩道で出会える動植物	-	-	東松山市教育委員会・東松山市文化財保護委員会	2012	詳細
東松山市内における社寺建築悉皆調査	-	-	東松山市教育委員会・東松山市文化財保護委員会	2020	悉皆
東松山市内における社寺建築悉皆調査	-	第一期	東松山市教育委員会・学校法人ものつくり大学横山研究室	2019	悉皆
東松山市内における社寺建築悉皆調査	-	第二期	東松山市教育委員会・学校法人ものつくり大学横山研究室	2020	悉皆
東松山市内における社寺建築悉皆調査	-	第三期	東松山市教育委員会・学校法人ものつくり大学横山研究室	2021	悉皆
東松山市内における社寺建築悉皆調査	-	第四期	東松山市教育委員会・学校法人ものつくり大学横山研究室	2022	悉皆
東松山市内における社寺建築悉皆調査	-	第五期	東松山市教育委員会・学校法人ものつくり大学横山研究室	2023	悉皆
東松山市社寺建築悉皆調査報告書	-	-	東松山市教育委員会	2024	悉皆
文化財専門調査員報告	-	-	東松山市教育委員会	1978	埋文
新編武蔵国風土記篇寺院堂庵書上 旧比企・横見・入間郡	-	-	東松山市教育委員会	1981	普及
東松山市の文化財	-	其の一	東松山市教育委員会・東松山市文化財保護委員会	1955	普及
東松山市の文化財	-	其の二	東松山市教育委員会・東松山市文化財保護委員会	1958	普及
東松山市の文化財	-	其の三	東松山市教育委員会・東松山市文化財保護委員会	1967	普及
東松山市の文化財	-	其の四	東松山市教育委員会	1982	普及



書籍名	シリーズ名	シリーズ番号	発行者・編著者	発行年	区分
企画展 うけつがれる 郷土の至宝	-	-	東松山市教育委員会	2000	普及
民俗企画展 写真でつづる郷土の祭り・行事	-	-	東松山市教育委員会	2002	普及
上松本遺跡速報展 琴弓弓か	-	-	東松山市教育委員会	2004	普及
文化財講演会 東松山市の三角縁神獸鏡	-	-	東松山市教育委員会	2013	普及
市制施行60周年記念事業シンポジウム 三角縁神獸鏡と3~4世紀の東松山	-	-	東松山市教育委員会・公益財団法人東松山文化まちづくり公社	2015	普及
特別展示 1500万年前の世界 -葛袋の化石-	-	-	東松山市教育委員会	2015	普及
文化財講演会 3D技術でせまる将軍塚古墳の謎	-	-	東松山市教育委員会	2017	普及
シンポジウム 野本将軍塚古墳の時代	-	-	東松山市教育委員会	2018	普及
埼玉県指定史跡 将軍塚古墳	-	-	東松山市教育委員会	2019	普及
東松山市の古墳ハイライト	-	-	東松山市教育委員会	2020	普及
古墳のなにかみ	-	-	東松山市教育委員会	2021	普及
東松山市の人物道輪	-	-	東松山市教育委員会	2023	普及
東松山史話	-	-	武蔵野出版社・東松山市文化財保護委員会	1962	詳細
松山陣屋資料解説書-現代文資料集-	-	-	東松山市立図書館	2012	詳細
埼玉県東松山市の地質	-	-	東松山市・原田吉樹・荒井豊	2019	普及
埼玉県板石塔婆調査報告書(第3分冊)	-	-	埼玉県教育委員会・埼玉県立歴史資料館	1981	悉皆
埼玉県古代寺院跡 調査報告書	-	-	埼玉県史編さん室・古代史部会	1982	悉皆
埼玉の近世社寺建築-埼玉県近世社寺建築緊急調査報告-	-	I	埼玉県教育委員会	1984	悉皆
埼玉県古式古墳調査報告書	-	-	埼玉県県民部史編さん室	1986	埋文
埼玉県の古代窯業調査報告書(未野・南比企窯跡群)	-	-	埼玉県立歴史資料館	1987	悉皆
埼玉の中世城館跡	-	-	埼玉県教育委員会・埼玉県立歴史資料館	1988	悉皆
金工品所在緊急調査報告書	-	-	埼玉県教育委員会	1991	悉皆
埼玉の中世寺院跡	-	-	埼玉県教育委員会・埼玉県立歴史資料館	1992	悉皆
埼玉県仏教絵画調査報告書	-	-	埼玉県教育委員会	1993	悉皆
埼玉県古墳詳細分布調査報告書	-	-	埼玉県教育委員会・埼玉県立さきたま資料館	1994	悉皆
埼玉県の近代化遺産 -近代化遺産総合調査報告書-	-	-	埼玉県教育委員会・埼玉県立博物館	1996	悉皆
埼玉県中世石造物調査報告書(第2分冊)	-	-	埼玉県教育委員会・埼玉県立歴史博物館	1998	悉皆
埼玉県の近代和風建築 -埼玉県近代和風建築総合調査報告書-	-	-	埼玉県教育委員会	2017	悉皆
岩の上・雉子山	埼玉県遺跡発掘調査	第1集	埼玉県教育委員会	1973	埋文
関越自動車道関係 埋蔵文化財発掘調査報告 II 駒堀	埼玉県遺跡発掘調査	第4集	埼玉県教育委員会	1974	埋文
関越自動車道関係 埋蔵文化財発掘調査報告 III 田木山・弁天山・舞台・宿ヶ谷戸・附川	埼玉県遺跡発掘調査	第5集	埼玉県教育委員会	1974	埋文
日本住宅公団高坂丘陵地区 埋蔵文化財発掘調査報告 I 舞 台(資料編)	埼玉県遺跡発掘調査	第17集	埼玉県教育委員会	1978	埋文
日本住宅公団高坂丘陵地区 埋蔵文化財発掘調査報告 II 舞 台(本文編)	埼玉県遺跡発掘調査	第18集	埼玉県教育委員会	1979	埋文
こども動物自然公園内 埋蔵文化財発掘調査報告 物見山塚群	埼玉県遺跡発掘調査	第24集	埼玉県教育委員会	1980	埋文
日本住宅公団高坂丘陵地区 埋蔵文化財発掘調査報告 III 根 平	埼玉県遺跡発掘調査	第27集	埼玉県教育委員会	1980	埋文
日本住宅公団高坂丘陵地区 埋蔵文化財発掘調査報告 IV 児 沢・立野・大塚原	埼玉県遺跡発掘調査	第28集	埼玉県教育委員会	1980	埋文
日本住宅公団高坂丘陵地区 埋蔵文化財発掘調査報告 V 桜 山古墳群	埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告	第2集	埼玉県埋蔵文化財調査事業団	1981	埋文
日本住宅公団高坂丘陵地区 埋蔵文化財発掘調査報告 VI 桜 山窯跡群	埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告	第7集	埼玉県埋蔵文化財調査事業団	1982	埋文
関越自動車道関係 埋蔵文化財発掘調査報告 VII 後張(第2分 冊)	埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告	第15集	埼玉県埋蔵文化財調査事業団	1982	埋文
日本住宅公団高坂丘陵地区 埋蔵文化財発掘調査報告 VII 緑 山遺跡	埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告	第19集	埼玉県埋蔵文化財調査事業団	1982	埋文
一般国道254号線東松山市内 埋蔵文化財発掘調査報告書 I 籠田・鶴田	埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告	第20集	埼玉県埋蔵文化財調査事業団	1982	埋文
山王裏・中原遺跡 一般国道254号線関係 埋蔵文化財発掘調査 報告	埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告	第98集	埼玉県埋蔵文化財調査事業団	1991	埋文
児沢北遺跡 県立平和資料館関係 埋蔵文化財発掘調査報告	埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告	第104集	埼玉県埋蔵文化財調査事業団	1991	埋文
代正寺・大西 一般国道407号線東松山市内 埋蔵文化財発掘調査報告(第2分冊)	埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告	第110集	埼玉県埋蔵文化財調査事業団	1991	埋文
山王裏遺跡 一般国道254号線 埋蔵文化財発掘調査報告	埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告	第167集	埼玉県埋蔵文化財調査事業団	1995	埋文
山王裏/上川入/西浦/野本氏館跡 一般国道407号線関係 埋蔵文化財発掘調査報告	埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告	第184集	埼玉県埋蔵文化財調査事業団	1997	埋文
杉の木遺跡 介護老人保健施設建設事業関係 埋蔵文化財発掘 調査報告	埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告	第323集	埼玉県埋蔵文化財調査事業団	2006	埋文
西浦/野本氏館跡/山王裏/銭塚 道路改築工事(埋蔵文化財発 掘調査(整理)業務委託) 一般国道407号東松山ハイパス (東松山市高坂地内外)埋蔵文化財発掘調査報告	埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告	第340集	埼玉県埋蔵文化財調査事業団	2007	埋文
反町遺跡 I 高坂駅東口第二特定土地地区画整理事業地内 埋 蔵文化財発掘調査報告 I (第2分冊)	埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告	第361集	埼玉県埋蔵文化財調査事業団	2009	埋文
銭塚 II/城敷 I 高坂駅東口第二特定土地地区画整理事業地内 埋蔵文化財発掘調査報告 II (第2分冊)	埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告	第369集	埼玉県埋蔵文化財調査事業団	2010	埋文
反町遺跡 II 大規模小売店舗建設事業関係 埋蔵文化財発掘調査報告(第2分冊)	埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告	第380集	埼玉県埋蔵文化財調査事業団	2011	埋文
城敷遺跡 II 高坂駅東口第二特定土地地区画整理事業地内 埋 蔵文化財発掘調査報告 III (第2分冊)	埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告	第382集	埼玉県埋蔵文化財調査事業団	2011	埋文



書籍名	シリーズ名	シリーズ番号	発行者・編著者	発行年	区分
代正寺Ⅱ/大西Ⅱ 一般国道407号道路改築工事(埋蔵文化財発掘調査業務委託)事業関係 埋蔵文化財発掘調査報告	埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告	第383集	埼玉県埋蔵文化財調査事業団	2011	埋文
反町遺跡Ⅲ 高坂駅東口第二特定土地区画整理事業地内埋蔵文化財発掘調査報告Ⅳ(第3分冊)	埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告	第393集	埼玉県埋蔵文化財調査事業団	2012	埋文
代正寺Ⅲ/大西Ⅲ 県道岩殿観音南戸守線建設工事事業関係 埋蔵文化財発掘調査報告	埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告	第402集	埼玉県埋蔵文化財調査事業団	2013	埋文
西浦遺跡Ⅲ 一般国道407号整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告	埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告	第437集	埼玉県埋蔵文化財調査事業団	2018	埋文
比企のタイムカプセル HIKI2000	比企歴史の丘巡回文化財展	1	埼玉県立歴史資料館・比企地区市町村教育委員会連合会・比企地区文化財振興協議会	2000	普及
比企のタイムカプセル2 はにわ	比企歴史の丘巡回文化財展	2	埼玉県立歴史資料館・比企地区市町村教育委員会連合会・比企地区文化財振興協議会	2001	普及
比企のタイムカプセル3 緑の石のメッセージ	比企歴史の丘巡回文化財展	3	埼玉県立歴史資料館・比企地区市町村教育委員会連合会・比企地区文化財振興協議会	2002	普及
比企のタイムカプセル4 土の器	比企歴史の丘巡回文化財展	4	埼玉県立歴史資料館・比企地区市町村教育委員会連合会・比企地区文化財振興協議会	2003	普及
比企のタイムカプセル5 比企のお宝	比企歴史の丘巡回文化財展	5	埼玉県立歴史資料館・比企地区市町村教育委員会連合会・比企地区文化財振興協議会	2004	普及
比企のタイムカプセル6 比企のまつり	比企歴史の丘巡回文化財展	6	埼玉県立歴史資料館・比企地区市町村教育委員会連合会・比企地区文化財振興協議会	2005	普及
比企のタイムカプセル7 比企の札所	比企歴史の丘巡回文化財展	7	埼玉県立歴史資料館・比企地区市町村教育委員会連合会・比企地区文化財振興協議会	2006	普及
比企のタイムカプセル8 比企の道	比企歴史の丘巡回文化財展	8	埼玉県立歴史資料館・比企地区市町村教育委員会連合会・比企地区文化財振興協議会	2007	普及
比企のタイムカプセル9 比企の城	比企歴史の丘巡回文化財展	9	埼玉県立歴史資料館・比企地区市町村教育委員会連合会・比企地区文化財振興協議会	2008	普及
比企のタイムカプセル10 比企の伝統産業	比企歴史の丘巡回文化財展	10	埼玉県立歴史資料館・比企地区市町村教育委員会連合会・比企地区文化財振興協議会	2009	普及
比企のタイムカプセル11 比企のあけぼの -旧石器・縄文時代-	比企歴史の丘巡回文化財展	11	埼玉県立歴史資料館・比企地区市町村教育委員会連合会・比企地区文化財振興協議会	2010	普及
比企のタイムカプセル12 比企の獅子舞	比企歴史の丘巡回文化財展	12	埼玉県立歴史資料館・比企地区市町村教育委員会連合会・比企地区文化財振興協議会	2011	普及
比企のタイムカプセル13 比企の弥生 古墳時代	比企歴史の丘巡回文化財展	13	埼玉県立歴史資料館・比企地区市町村教育委員会連合会・比企地区文化財振興協議会	2012	普及
比企のタイムカプセル14 比企の墓-吊い供養-	比企歴史の丘巡回文化財展	14	埼玉県立歴史資料館・比企地区市町村教育委員会連合会・比企地区文化財振興協議会	2013	普及
比企のタイムカプセル15 比企の奈良 平安時代	比企歴史の丘巡回文化財展	15	埼玉県立歴史資料館・比企地区市町村教育委員会連合会・比企地区文化財振興協議会	2014	普及
比企のタイムカプセル16 比企の建造物	比企歴史の丘巡回文化財展	16	埼玉県立歴史資料館・比企地区市町村教育委員会連合会・比企地区文化財振興協議会	2015	普及
比企のタイムカプセル17 比企の中世 PART 1	比企歴史の丘巡回文化財展	17	埼玉県立歴史資料館・比企地区市町村教育委員会連合会・比企地区文化財振興協議会	2017	普及
比企のタイムカプセル18 比企の中世 PART 2	比企歴史の丘巡回文化財展	18	埼玉県立歴史資料館・比企地区市町村教育委員会連合会・比企地区文化財振興協議会	2018	普及
比企のタイムカプセル19 比企の名勝天然記念物	比企歴史の丘巡回文化財展	19	埼玉県立歴史資料館・比企地区市町村教育委員会連合会・比企地区文化財振興協議会	2019	普及
比企のタイムカプセル20 比企の近代遺産	比企歴史の丘巡回文化財展	20	埼玉県立歴史資料館・比企地区市町村教育委員会連合会・比企地区文化財振興協議会	2021	普及
比企のタイムカプセル21 武蔵武士と比企	比企歴史の丘巡回文化財展	21	埼玉県立歴史資料館・比企地区市町村教育委員会連合会・比企地区文化財振興協議会	2022	普及
比企のタイムカプセル22 比企の杜	比企歴史の丘巡回文化財展	22	埼玉県立歴史資料館・比企地区市町村教育委員会連合会・比企地区文化財振興協議会	2023	普及
デジタル技術を用いた古墳の非破壊調査研究	調査研究報告	-	早稲田大学東アジア都城・シルクロード考古学研究所・早稲田大学文学部考古学コース	2017	詳細
東松山市内における社寺建築悉皆調査報告書	-	-	学校法人ものつくり大学横山研究室	2024	悉皆



【計画作成の経過】

	日付	実施事項	主な内容
令和2年度 (2020年度)	4月20日(月)	政策決定	計画作成及び作成の全体計画について部長決裁
	5月29日(金)	文化財保護委員会(書面開催)	計画作成及び作成の全体計画について紙上承認
令和3年度 (2021年度)	3月11日(金)	文化財保護委員会・専門調査員会合同研修会	計画について説明
	3月29日(火)	東松山市教育委員会	文化財保存活用地域計画作成協議会開催要綱の制定
令和4年度 (2022年度)	8月5日(金)	第1回文化財保存活用地域計画協議会	計画案の検討
	11月8日(火)	第2回文化財保存活用地域計画協議会	計画案の検討
	11月25日(金)	第1回文化庁協議(リモート)	計画案に対する指導・助言
	2月10日(金)	第3回文化財保存活用地域計画協議会(書面開催)	計画案の検討
	3月24日(金)	第2回文化庁協議	計画案に対する指導・助言
令和5年度 (2023年度)	7月24日(月)	第1回文化財保存活用地域計画協議会	計画案の検討
	9月14日(木)	第3回文化庁協議(リモート)	計画案に対する指導・助言
	10月23日(月)	文化財保護委員会	計画案に対する意見聴取
	11月17日(金)	第2回文化財保存活用地域計画協議会	計画案の検討
	12月22日(金)	東松山市教育委員会	パブリックコメント実施前報告
	12月27日(水)	第4回文化庁協議	計画案に対する指導・助言
	1月4日(木)	パブリックコメント等	パブリックコメント受付開始 また庁内関係部署、各委員照会 1月25日まで
	1月4日(木)	文化財保護委員会ほか(意見照会)	文化財保護委員ほか各委員及び庁内他部署に意見照会 1月25日まで
	2月21日(水)	第5回文化庁協議	計画案に対する指導・助言
	3月4日(月)	第3回文化財保存活用地域計画協議会	計画の報告
	3月15日(金)	文化財保護委員会	計画の報告
	3月25日(月)	東松山市教育委員会	計画の報告

東松山市文化財保存活用地域計画

令和6年（2024年） 7月●●日 認定

令和6年（2024年） ●●月●●日 印刷

発 行：東松山市・東松山市教育委員会
編 集：東松山市生涯学習部生涯学習課埋蔵文化財センター
国際文化財株式会社
印 刷：●●●●●●●●

令和4～5年度 文化庁文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業補助金）